整理番号　第　　号

余市町地域防災計画

平成２８年９月

余市町防災会議

余市町地域防災計画

目　　次

第１章　総則
第１節　計画策定の目的・構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第２節　計画の効果的推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第３節　計画の修正要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱　・・・・・　２
第５節　余市町の地勢と災害の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２章　防災組織
第１節　余市町防災会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
第２節　応急活動体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
第３節　町民及び事業所の基本的責務　・・・・・・・・・・・・・・・　１９

第３章　災害情報通信計画
第１節　気象警報等の伝達計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
第２節　災害通信計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
第３節　災害情報等の報告収集及び伝達計画　・・・・・・・・・・・　３５

第４章　災害予防計画
第１節　重要警戒区域及び整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
第２節　水害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
第３節　雪害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
第４節　融雪災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
第５節　消防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
第６節　物資の調達・確保及び防災資機材等の整備　・・・・・・・・　５３
第７節　避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
第８節　避難行動要支援者対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・　５８
第９節　建築物等災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
第１０節　液状化災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
第１１節　業務継続計画の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
第１２節　土砂災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

第５章　災害応急対策計画
第１節　動員計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
第２節　災害広報・情報提供計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７

第３節　避難救助計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９
第４節　救助救出計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０
第５節　交通応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
第６節　食糧供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８３
第７節　衣料、生活必需品等物資供給計画　・・・・・・・・・・・・・・　８４
第８節　給水計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
第９節　上下水道施設対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
第１０節　石油類燃料供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８
第１１節　医療救護計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
第１２節　防疫計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
第１３節　廃棄物処理等計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
第１４節　飼養動物対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
第１５節　住宅対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
第１６節　被災建築物安全対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９７
第１７節　被災宅地安全対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８
第１８節　行方不明者の捜索、遺体の収容処理及び埋葬計画　・・・・　１００
第１９節　障害物除去計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１
第２０節　輸送計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０２
第２１節　ヘリコプター等活用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０３
第２２節　労務供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０４
第２３節　文教対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０５
第２４節　災害警備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０８
第２５節　自衛隊災害派遣要請計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０９
第２６節　広域応援計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１２
第２７節　災害救助法の適用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１４
第２８節　災害応急金融計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１５
第２９節　防災ボランティアとの連携計画　・・・・・・・・・・・・・・・　１１６
第３０節　災害義援金募集（配分）計画　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１７

第６章　地震・津波災害対策計画
第１節　地震に強いまちづくり推進計画　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１８
第２節　地震、津波に関する防災知識の普及　・・・・・・・・・・・・・・　１２０
第３節　防災訓練計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２１
第４節　津波災害予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２２
第５節　火災予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２４
第６節　地震災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２４

第７章　原子力災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４４

第８章　事故災害対策計画
第１節　港湾等防災対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４５
第２節　大規模な火事災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・　１５２
第３節　林野火災予防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５６
第４節　海難予防及び救助計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５９
第５節　鉄道災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６０
第６節　道路災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６３
第７節　危険物等災害対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６７

第９章　災害復・被災者援護計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７１

第１０章　防災訓練計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７８

第１１章　防災知識の普及・啓発及び自主防災組織の
　　育成等に関する計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７９

参考資料

１　余市町防災会議条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８４
２　余市町災害対策本部条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８６
３　北海道広域消防相互応援協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８７
４　北海道広域消防相互応援協定覚書　・・・・・・・・・・・・・・・　１９０
５　後志管内災害発生時応援協定覚書　・・・・・・・・・・・・・・・　１９２
６　災害時における葬祭用品の供給に関する協定、実施細目　・・・・　１９４
７　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定　・・　１９６
８　災害時の医療救護活動に関する協定書　・・・・・・・・・・・・・　１９８
９　国道２２９号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定書　・　１９９
１０　災害時における被災車両等の移動に関する協力協定　・・・・・　２００
１１　災害時等における水道の応急対策に関する協定書　・・・・・・　２０１
１２　災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の
　　供給等に関する相互協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０３
１３　災害発生時における余市町と
　　余市町内郵便局の協力に関する協定書　・・・・・・・・・・・・　２０５
１４　奈良県五條市・北海道余市町相互応援協定書　・・・・・・・・・　２０７
１５　災害時における応急対策活動に関する協定書　・・・・・・・・・　２１０
１６　北海道地方における災害時の応援に関する申合せ　・・・・・・　２１２
１７　災害時協力協定書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１４
１８　災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書　・・・・・　２１６
１９　災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書　・・・・・・　２１８

２０　大規模災害時等の連携に関する協定書　・・・・・・・・・・・・　２２１

第１章　総則

第１節　計画策定の目的・構成

１　計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下、「基本法」という。）第４２条の規定に基づき、余市町防災会議が作成する計画であり、余市町（以下「町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、基本法第１条の主旨を達成するよう、町の防災に万全を期することを目的とする。

２　計画の位置付け

この計画は、基本法のほか国の防災指針を定めた「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）、「防災業務計画」（指定行政機関、指定公共機関）等と密接な整合性・関連性を有している。

３　計画の構成

余市町地域防災計画は、本編のほか次の各編から構成する。

１　原子力防災計画編
２　資料編
３　原子力防災計画資料編

また、本計画は、他の法令に基づいて作成する「消防計画」、「水防計画」などと十分調整を図るものとする。

第２節　計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し，また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成２１年条例第８号）第３条の基本理念により、自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（北海道（以下「道」という。）、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに道及び防災関係機関との適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第３節　計画の修正要領

余市町防災会議は、基本法第４２条に定めるところにより計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

１　計画内容に重大な錯誤があるとき。
２　社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
３　防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
４　新たな計画を必要とするとき。
５　防災基本計画の修正が行われたとき。
６　その他余市町防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については､計画の部分的な修正についても同様とする。

また、余市町防災会議は、基本法第４２条第４項の規定に基づき、余市町地域防災計画を修正したときは、速やかに北海道知事（以下**「知事」という。**）に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

余市町防災会議の構成機関、防災に関する国等の行政機関及び公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

１　余市町

（１）　町長部局
ア　余市町防災会議に関すること。
イ　余市町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。
ウ　防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置に関すること。
エ　災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

（２）　教育委員会
ア　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。
イ　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

２　北後志消防組合

（１）　余市消防署、余市消防団
ア　災害時における消防及び水防活動等に関すること。
イ　災害時における救助活動の実施に関すること。

３　北後志衛生施設組合

ア　ごみ及びし尿に係る清掃に関すること。

４　指定地方行政機関

（１）　小樽開発建設部
ア　国道の整備及び災害復旧を行うこと。
イ　国営農業用施設の災害予防､災害応急対策及び災害復旧に関すること。
ウ　港湾の直轄工事及び災害復旧に関すること。
（２）　石狩森林管理署（余市森林事務所）
ア　林野火災の予防対策計画の策定及び未然防止に関すること。
イ　治山対策に関すること。
ウ　災害時における緊急復旧用材の供給に関すること。
（３）　小樽海上保安部
ア　気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと。
イ　災害時において、船舶の避難誘導及び救助、海上犯罪の予防、航路障害物の除去を行うこと。
ウ　災害時において、被災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。
（４）　札幌管区気象台
ア　気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
イ　観測成果を解析、総合し、予報（注意報を含む)、警報並びに情報等を発表すること。
ウ　災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。
エ　防災知識の普及及び指導を行うこと。
（５）　北海道農政事務所
ア　災害時における応急用食糧の調達及び供給に関すること。
イ　災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
（６）　北海道総合通信局
ア　災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。
イ　非常通信協議会の運営に関すること。

５　陸上自衛隊北部方面隊第１１旅団

（１）　災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。
（２）　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
（３）　災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

６　北海道

（１）　後志総合振興局
ア　後志総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。
イ　防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他の災害予防措置を講ずること。
ウ　災害応急対策及び復旧対策を実施すること。

エ　町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。
オ　自衛隊の災害派遣要請に関すること。
カ　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用に関すること。

（２）　後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所
ア　関係公共土木施設災害の調査、報告及び災害応急対策の実施に関すること。
イ　関係河川の水位及び雨量の情報収集に関すること。
ウ　被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
エ　水防技術等の指導に関すること
（３）　後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所《倶知安保健所（余市支所 》
ア　災害時における防疫に関すること。
イ　災害時における医療救護及び助産に関すること。

７　北海道警察

（１）　札幌方面余市警察署
ア　災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等を行うこと。
イ　災害の警報等の伝達及び災害情報の収集を行うこと。

８　指定公共機関

（１）　東日本電信電話株式会社北海道営業部（以下「ＮＴＴ東日本」という。）
ア　気象官署からの警報（標題のみ）伝達すること。
イ　非常及び緊急通信の取扱い実施に関すること。
ウ　災害時における通信確保に関すること。
（２）　北海道旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ北海道」という。）（余市駅）
ア　災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
イ　災害時における救助物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。
（３）　北海道電力株式会社余市営業所
災害時における電力の円滑な供給に関すること。
（４）　日本郵便株式会社余市郵便局
ア　災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。
イ　郵便の非常扱いに関すること。
ウ　「災害発生時における余市町と余市町内郵便局の協力に関する協定書」（資料１３）に関すること。
エ　日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱いに関すること。
（５）　日本赤十字社北海道支部（余市町分区）
ア　災害時における医療、助産等の救助、救援に関すること。
イ　民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関すること。
ウ　災害義援金品の募集に関すること。

９　指定地方公共機関

（１）　余市医師会
　災害時における緊急医療の実施に関すること。
（２）　余市川土地改良区、余市土地改良区
　ア　頭首工若しくは、樋門及び溜池の防災管理に関すること。
　イ　農地農業用施設の災害予防、災害対策及び災害復旧に関すること。

１０　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）　余市町農業協同組合、余市郡漁業協同組合、ようてい森林組合北後志事業所
　ア　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
　イ　被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
（２）　余市商工会議所
　ア　災害時における物価の安定及び救援物資等の確保の協力に関すること。
　イ　被災事業主に対する融資及びその斡旋に関すること。
（３）　一般病院、診療所
　災害時における医療防疫対策の協力に関すること。
（４）　運送事業者
　災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等についての支援に関すること。
（５）　危険物関係施設の管理者
　災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
（６）　電気通信事業者
　災害時における電気通信の確保についての支援に関すること。

第５節　余市町の地勢と災害の概要

１　自然・地理条件

（１）　位置及び面積
　本町は、北海道北西部の積丹半島の基部にあって日本海に面し、東は小樽市、南は仁木町・赤井川村、西は古平町にそれぞれ接し、東西に約２０．３㎞、南北に約４２ｋｍで総面積は１４０．５９ｋ㎡におよび、北海道の総面積の０．１７％に相当し、道内１７９市町村の１５０番目となっている。

位置				広がり		面積
東経		北緯		東西	南北	
極東	極西	極南	極北	km	km	ｋ㎡
140° 55′ 24″	140° 40′ 30″	43° 06′ 12″	43° 14′ 16″	20.30	4.20	140.59

資料：第4 次余市町総合計画・国土交通省国土地理院（ H26.10.1）

（２）　地勢
　本町の地形は、北は日本海に面し、東は小樽市、南は仁木町・赤井川村、西は古平町と各々山地を介して接し、町内には余市川・ヌッチ川・登川・

フゴッペ川等が縦断しており、その流域に市街地が形成されている。

町の中央を流れる余市川は、源を遠く余市岳（１，４８８ｍ）に発し、一部泥炭地を除き沖積土を形成しつつ日本海に注ぎ、その流域はリンゴ・ナシ・ブドウなどの果樹園を主に水田、そ菜畑などが並ぶ豊かな農業地帯となっている。

また、海岸線は１７ｋｍに及び、景観に優れ白波の打ち寄せる砂浜は海水浴はもとより、海釣りにも適し多くの観光客を呼んでいる。

（３）　気象

気候は、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響を受け、道内では比較的温暖な気候となっており、平年値によると年平均気温は８℃、風は年平均風速が 2.0m/s で春先から秋口にかけては南西の風が､冬季は北西風が吹くことが多い。春夏は概して晴天が、秋冬は比較的雨や雪の降る日が多く、過去１０カ年における年降雨量の最大は１７６３．５㎜、積雪の深さの最大は１９６ｃｍとなっている。

なお、余市町要素別月別極値は、**資料編 別表１**のとおり。

過去１０ヵ年における気象の状況（余市アメダス）

区分／年度	気温			平均風速	降水量(mm)		最深積雪(cm)
	平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)	(m/s)	年降水量	最大１時間降水量	
平成18年	8.2	33.0	-16.2	2.3	1,278	25	196
19	8.3	32.7	-11.5	2.3	1,132	40	62
20	8.3	32.6	-15.7	2.3	802.0	16.0	112
21	8.1	29.3	-14.7	2.4	1,361.0	18.0	105
22	8.5	33.3	-15.7	2.5	1,763.5	41.5	127
23	7.9	31.2	-15.0	2.5	1,592.0	29.0	167
24	8.1	32.0	-16.0	2.3	1,259.0	23.0	136
25	8.1	31.6	-15.8	2.4	1,336.5	20.5	148
26	8.4	33.5	-15.8	2.6	1,188.5	20.0	148
27	9.0	33.0	-14.8	2.7	1,326.5	25.5	134

（４）　地質

地質は新第３紀東北本州弧内帯のグリーンタフ地域北端にあたる積丹半島基部にあり、余市川河口等に発達する低地をはさんで、東西南部の三方を丘陵及び山地に囲まれており、低地は余市湾に面する砂丘や余市川に沿う海岸平野で砂層や泥炭が堆積している。丘陵は新第３紀中新世の倶知安累層、余市累層の火山岩類や堆積岩類が分布し、それらの山腹緩斜面の表層部は赤色風化土層や凍結融解による角礫層となっている。

また、本町の主要な地震において液状化の発生は確認されていないが、北海道地域防災計画の液状化予測地質図によると液状化予想範囲に含まれている。

さらに、本町行政界近くの赤井川盆地には、段丘化した地すべり地形等の活断層が分布している。

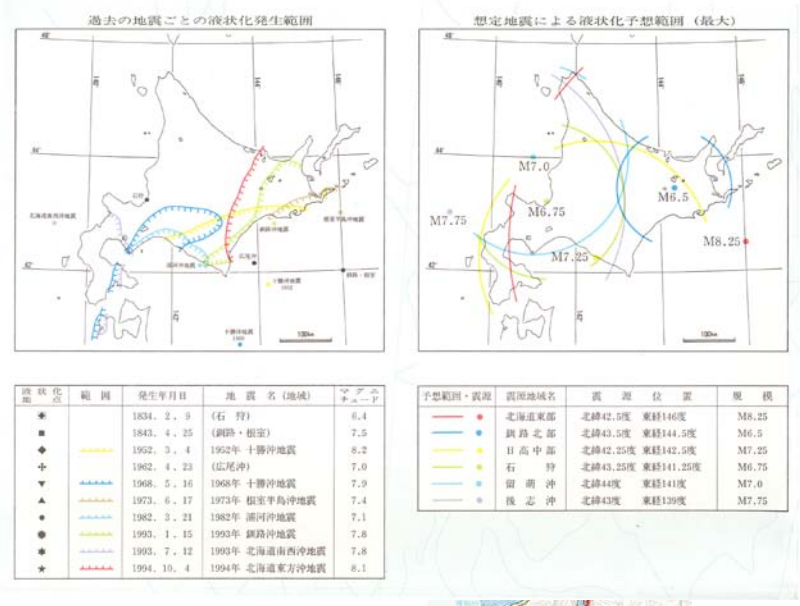

液状化地点	範囲	発生年月日	地震名（地域）	マグニチュード
◆		1834．2．9	（石狩）	6.4
■		1843．4．25	（釧路・根室）	7.5
◆		1952．3．4	1952年 十勝沖地震	8.2
✢		1962．4．23	（広尾沖）	7.0
▼		1968．5．16	1968年 十勝沖地震	7.9
▲		1973．6．17	1973年 根室半島沖地震	7.4
●		1982．3．21	1982年 浦河沖地震	7.1
●		1993．1．15	1993年 釧路沖地震	7.8
✱		1993．7．12	1993年 北海道南西沖地震	7.8
★		1994．10．4	1994年 北海道東方沖地震	8.1

予想範囲・震源	震源地域名	震源位置	規模
●	北海道東部	北緯42.5度　東経146度	M8.25
●	釧路北部	北緯43.5度　東経144.5度	M6.5
●	日高中部	北緯42.25度　東経142.5度	M7.25
●	石狩	北緯43.25度　東経141.25度	M6.75
●	留萌沖	北緯44度　東経141度	M7.0
●	後志沖	北緯43度　東経139度	M7.75

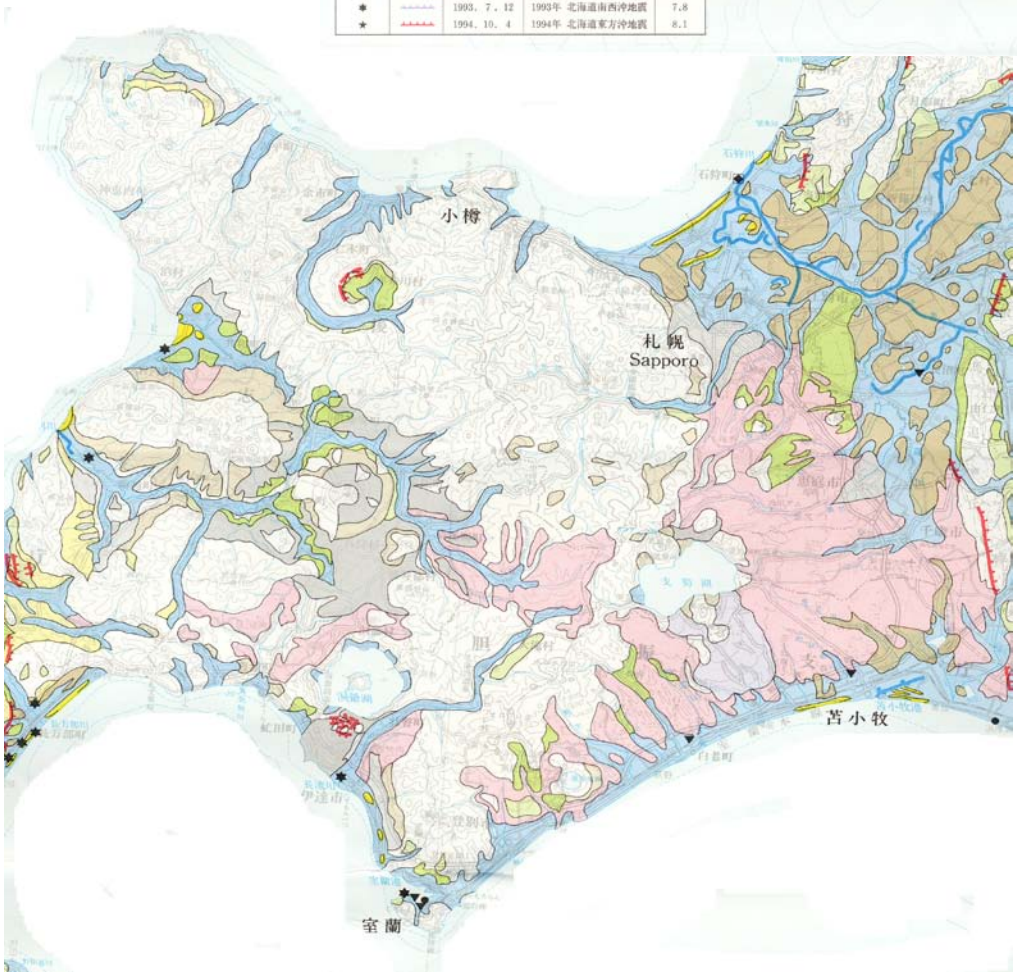

２　社会条件

（１）　人口構造

本町の人口推移を平成２年以降の国勢調査（以下、国調という。）でみると、減少傾向であるがその割合は比較的小さく、平成１７年からの５年間では約６％の減少で、平成２２年は２１，２５８人となっている。

また、６５歳以上の高齢者人口の状況をみると、総人口が近年減少傾向にある中で常に増加しつづけ、着実に高齢化が進んでおり、平成２２年に６，６７２人と全人口の３１．３％を占め、全国・全道と比較しても高い数字を示している。

総人口と世帯数、高齢者の推移　（単位: 人、世帯、%）

	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
総　人　口	25,266	24,485	23,685	22,734	21,258
世　帯　数 １世帯当たりの人員	8,798 (2.82)	9,043 (2.6)	9,397 (2.52)	9,310 (2.44)	9,051 (2.27)
高齢者人口 （６５歳以上）	4,102	4,842	5,660	6,394	6,672
高齢化率	16.2	19.8	23.9	28.1	31.3 全道平均 (24.7) 全国平均 (23.0)

資料: 国勢調査

（２）　就業人口構造

平成２２年国調結果による本町の就業者比率は、第一次産業１６．３％、第二次産業１７．７％、第三次産業６６．０％となっている。平成１７年国調では第一次産業１５．３％、第二次産業１９．４％、第三次産業６５．３％であり、基幹産業である農漁業をはじめとする第一次産業の就業者数は増加傾向にある。その反面、第二次産業については年々減少し、第三次産業ではほぼ横ばいとなっている。

産業別就業者割合の推移　（単位: %）

		平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業	農　業	14.1	13.3	12.5	12.9	14.1
	林　業	0.6	0.4	0.3	0.2	0.2
	漁　業	3.3	2.8	2.1	2.2	2.0
	小　計	18.0	16.4	14.9	15.3	16.3
第二次産業 （建設業・製造業等）		25.2	23.9	22.4	19.4	17.7
第三次産業 （小売業・サービス業等）		56.8	59.7	62.7	65.3	66.0

資料: 国勢調査

（３）　土地利用の状況

地目別面積では全体の３分の２（約６７％）が山林であり、次いで果樹

を中心とする畑が１４％、原野が９％となっており、宅地は４％となっている。

また、本町の都市計画面積は総面積の約１５％で、これらからも豊かな田園、自然環境に囲まれているといえる。一方でその約１５％の都市計画区域内に、本町総人口の約９６％が集中している状況にある。

その中で用途地域については、総面積６６０．５ha のうち、住居系は８０．６％、商業系は４．６％、工業系は１４．８％という状況にあり、住居系の占める割合が高くなっている。

行政区域・都市計画区域の面積及び人口

① 行政区域面積	１４，０６０ha
② 都市計画区域面積	２，１５０ha
構成比（②÷①）	１５．３ ％
③ 用途地域指定面積	６６０．５ha
構成比（③÷①）	４．７ ％
構成比（③÷②）	３０．７ ％
④ 行政区域人口	２１．２千人
⑤ 都市計画区域内人口	２０．３千人
構成比（⑤÷④	９５．９ ％

資料：北海道の都市計画（平成２３年１２月）

用途地域別面積

用途地域		面積（ha）	構成比（％）
住居系	第一種低層住居専用地域	72.0	10.9
	第一種中高層住居専用地域	183.0	27.7
	第二種中高層住居専用地域	103.0	15.6
	第一種住居地域	153.0	23.1
	第二種住居地域	2.7	0.4
	準住居地域	19.0	2.9
	計	532.7	80.6
商業系	近隣商業地域	13.0	2.0
	商業地域	17.0	2.6
	計	30.0	4.6
準工業地域		98.0	14.8
計		660.5	660.5

３ 災害の概要

本町における災害発生の要因は、大雨によるものが最も多く、以下火災、台風（暴風雨）となっている。特に昭和３６年と３７年の大雨では河川氾濫等による大水害に遭遇し、家屋、土木施設等甚大な被害を被った。

余市町の主な災害発生の要因は次のとおりであり、過去に発生した主な災害は、**資料編 別表２**のとおりである。

（１）　暴風雨災害

本町での暴風雨災害は７月から９月にかけて多く発生し、河川の増水や崖崩れ等による被害は家屋、農業、土木施設等への甚大な被害になることがある。

（２）　地震・津波災害

本町では昭和１５年８月（北海道西方沖地震)、平成５年７月（北海道南西沖地震）と地震を経験しており、特に北海道西方沖地震では津波を観測した記録がある。

地震調査研究推進本部地震調査委員会から公表されている長期評価における想定地震で､余市町に被害を及ぼす地震は、「北海道北西沖地震(Ｍ７．８程度)」「北海道西方沖地震（Ｍ7. ５前後)」「北海道南西沖地震（Ｍ７．８前後)」などが想定されている。

４　災害の想定

災害想定は、過去の災害事例を教訓として本町の自然的・社会的条件を勘案した地域特性を考慮した防災予防対策の推進･被害の軽減等を目的とする。

（１）　一般災害

本町の場合、地理的条件や気象条件などから、自然災害としては主に大

雨、台風による水害や高潮・高波による災害、崖崩れ、その他融雪、暴風雪などの冬期間の雪害もみられ、一年を通して一般災害の発生が想定される。

火災については昭和初期までに幾度の大火を経験しているが、近年においては、建物火災、林野火災、その他火災の発生は、いずれも小規模なもので災害には至っていないが、今後の災害予測では考慮しなければならない事項である。

（２）　地震・津波災害

ａ　北海道地域防災計画による想定

【周辺の内陸地形と地震活動】

北海道の道央には石狩平野などの低地帯が広がり、石狩平野の西側は札幌から積丹半島につながる山地や渡島半島の軸となっている山地と小規模な丘陵、山間盆地、海岸平野が火山地形と混在している。小樽から積丹半島、渡島半島西岸は、断崖を形成する岩石海岸が続いている。

【周辺の海底地形と海域の地震活動】

積丹半島以北の日本海には広く大陸棚が発達するが、積丹半島以南の渡島半島西岸海域の大陸棚は狭く、大陸棚の西側には海盆や海山がほぼ南北に配列して複雑な海底地形となっている。この海域にはユーラシアプレートと北米プレートの境界があると考えられており、両プレートが押し合うことにより、１９４０年の北海道西方沖地震、１９８３年の日本海中部地震や１９９３年の北海道南西沖地震などの大地震が過去において発生している。（別紙図１）

津波による被害を伴った地震としては、１９４０年８月２日の北海道西方沖地震（Ｍ７．５）において、羽幌から積丹半島にかけての日本海側で震度４を観測し、地震に伴って発生した津波の高さは岩内で８３㎝、忍路２２㎝であった。また現地調査では、余市町も１．２ｍの記録となっている。

また、１９９３年７月１２日の北海道南西沖地震では、小樽、寿都、江差などで震度５を観測した。

現地観測の結果から後志総合振興局から檜山振興局管内にかけて震度５から震度４相当の揺れがあったものと推定されており、余市町においても震度５程度の揺れを観測していたものと推測されている。

地震発生後、津波が発生し検潮所で観測された津波の最大の高さは、岩内港１４２㎝、忍路５０㎝、小樽港２１㎝などとなっているが、奥尻島では２１．５ｍの高さまで津波が遡上しているなども調査結果も記録されている。

地震調査研究推進本部地震調査委員会から公表されている長期評価における想定地震で余市町に被害を及ぼす地震は、北海道南西沖地震、北海道西方沖地震、北海道北西沖地震が考えられる。（別紙図２）

想定震源域	規模（M）	地震発生確率		
		10 年以内	30 年以内	50 年以内
北海道北西沖	7.8 程度	0.002%～0.04%	0.006%～0.1%	0.01%～0.2%
北海道西方沖	7.5 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
北海道南西沖	7.8 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%

また、主要断層帯における想定地震で余市町に影響を及ぼす活断層は、黒松内低地断層帯、石狩低地東縁断層帯等が考えられる。（別紙図３）

ｂ　国土庁防災局発行の津波浸水予測図による想定

津波対策をするにあたっては、その地域において発生する可能性のある津波とそれによる被害を想定し、津波による浸水水域を地図上に表示する津波浸水予測図を作成することが有効であるなかで国土庁では平成１２年１０月に津波による浸水域をあらかじめ把握しておくことを目的として、日本全国の海岸について津波浸水予測図を作成した。

これは、気象庁が平成１１年４月から運用を開始した新しい津波予報に対応しており、海岸にある高さの津波が襲来した場合の浸水域が表示されており、これにより、気象庁から発表される量的津波予報で予報された津波の高さに対応した浸水域、浸水状況を知ることができる。

図１　過去における海域の地震活動

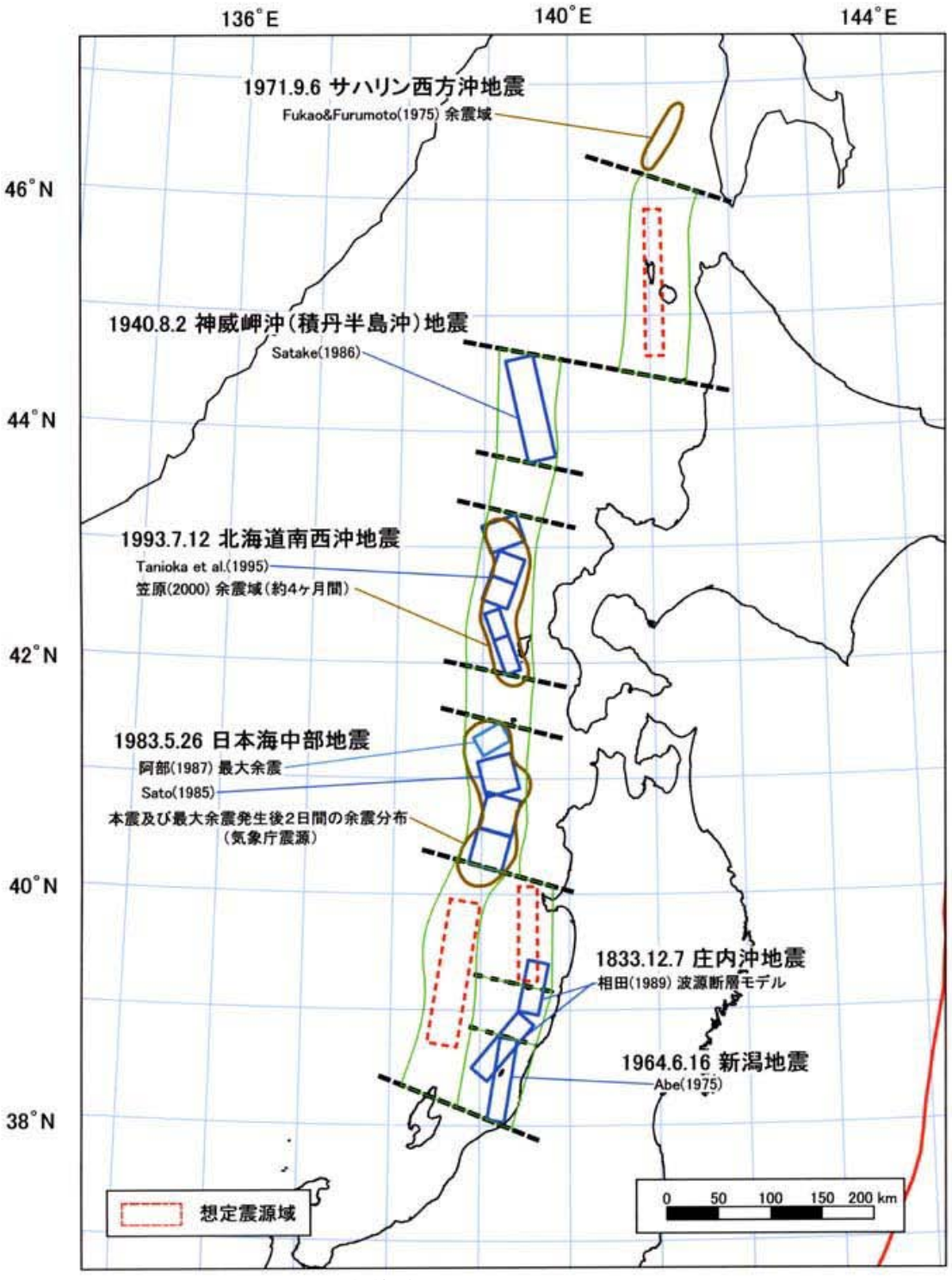

出典：**地震調査研究推進本部地震調査委員会**

図２　今後想定される海域の地震活動

出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会

図３　今後想定される主要断層帯の地震活動

出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会

第２章　防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営に関する事項を次のとおり定める。

第１節　余市町防災会議

余市町防災会議は、町長を会長として、基本法第１６条第６項の規定に基づき、余市町防災会議条例第３条第５項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災計画を作成しその実施を推進するとともに、町長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議し、重要事項に関し町長に意見を述べ、並びに水防法（昭和２４年法律第１９３号）第３３条の水防計画について意見を述べるものである。

１　構成

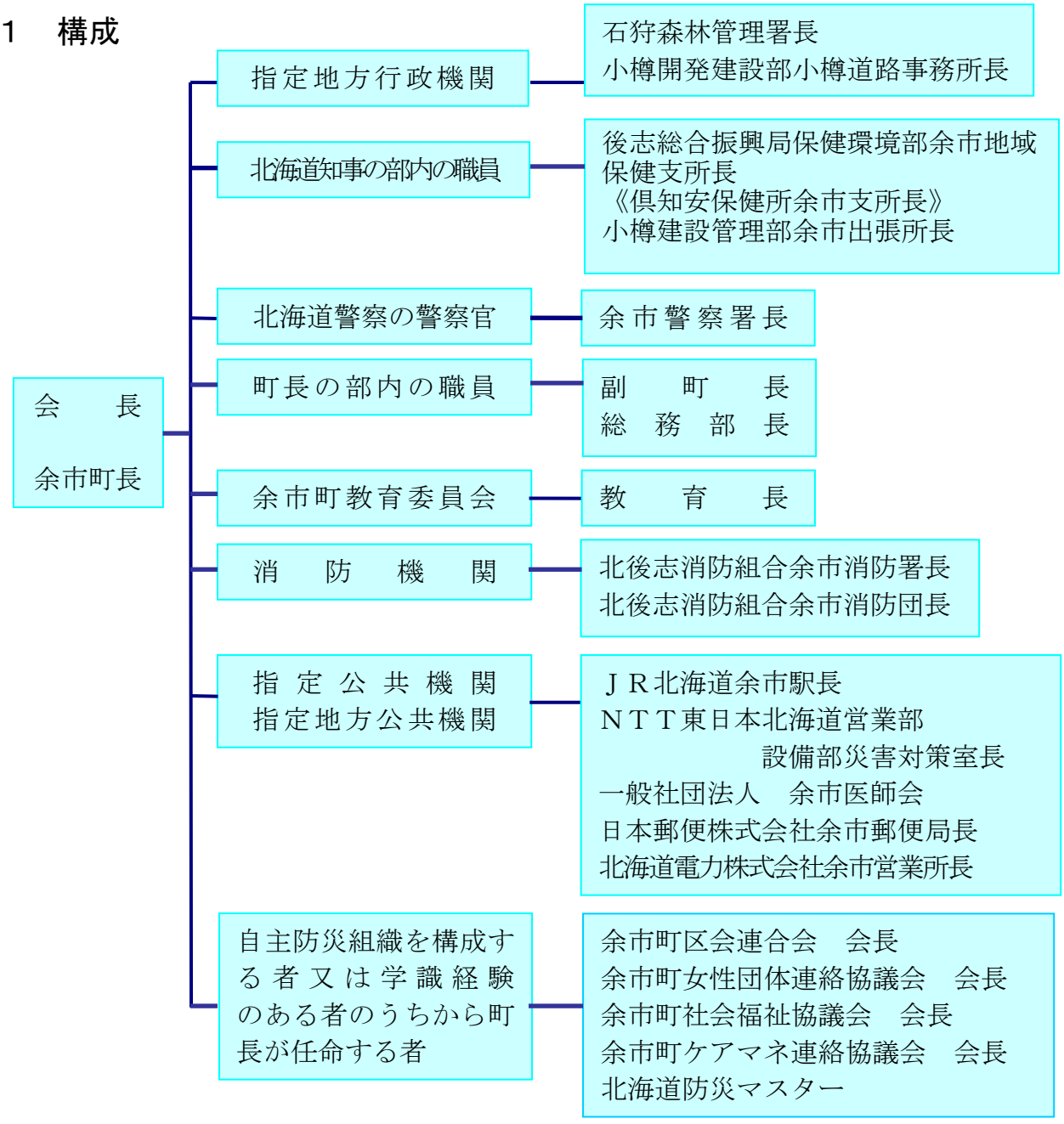

２　運営

余市町防災会議条例の定めるところによる。（資料　１）

第２節　応急活動体制

１　緊急幹部会議

町長は、災害・事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、緊急幹部会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

２　災害対策連絡会議

（１）　設置

町長は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、部長等による災害対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策連絡会議設置基準（第２非常配備）	
風水害	・大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき ・住家の浸水や全半壊等の被害、人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき ・避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき ・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害	・孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき ・ライフライン等の被害が発生し、対策が必要なとき
大事故等	
海上災害	・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
航空災害	・小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき
鉄道災害	・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
道路災害	・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
危険物等災害	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき
大規模火災	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき
林野火災	・消火活動の難航が予想されるとき ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき
地震	・余市町内で震度４の地震が観測されたとき
津波	・北海道日本海沿岸北部で津波注意報が発表されたとき

（２）　連絡会議における処理事項

ア　気象情報の収集・伝達

イ　被害情報等の収集・伝達

ウ　被害情報に基づく応急対策活動方針の決定
エ　救助・救急活動等の対応方法
オ　職員の参集体制等
カ　連携すべき防災関係機関の活動方法

（３）　廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、連絡会議を廃止する。

また、町長は、基本法第２３条の２の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、連絡会議を廃止する。

３　災害対策本部

（１）　災害対策本部の組織

余市町災害対策本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災の推進を図るため、基本法第２３条の規定により設置するもので、防災会議と密接な連絡のもとに災害予防、応急対策を実施するものであり、これらの活動は、次の組織（**資料編　別表３**）により行うものとする。

（２）　災害対策本部の運営

余市町災害対策本部条例（昭和３７年条例第３６号）の定めるところによる。（資料　２）

（３）　設置

災害対策本部は、基本法第２３条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準（第３非常配備）	
風水害	・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害	・被害が大規模で、広域にわたるとき
大事故等	
海上災害	・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき ・多くの死傷者が発生したとき
航空災害	・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき ・航空機が消息を絶ったとき
鉄道災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
道路災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模火災	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき

	・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
地震	・余市町内で震度５弱以上の地震が発生、もしくは観測されたとき ・被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
津波	・北海道日本海沿岸北部で津波警報もしくは大津波警報が発表されたとき ・被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

（４）　廃止

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策活動がおおむね完了したと認めた場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

（５）　公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を庁舎玄関等に掲示するものとする。

なお､廃止した場合の公表については､設置の場合に準ずるものとする。

（６）　災害対策本部の所掌事務

資料編 別表４

（７）　配備体制

ア　非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は次のとおりとし、配備体制の決定は、本部長が行うものとする。

イ　各総括班長（部長等）は、所掌事務に基づきそれぞれ配備計画を定めて、本部員にこれを徹底しておくものとする。

非常配備に関する基準

種　別	配　備　内　容	配　備　時　期
第１非常配備	特に関係のある部課等の小数人員で情報収集及び連絡調整等が円滑に行いうる体制をとる。 次の動員体制に円滑に移行しうる体制とする。	１　気象業務法に基づく気象､地象及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき。 ２　その他特に本部長が必要と認めたとき。
第２非常配備 （災害対策連絡会議）	関係各部課等の所要の人員をもって当たるもので直ちに非常活動が開始できる体制とする。	１　局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 ２　その他特に本部長が必要と認めたとき。
第３非常配備 （災害対策本部）	災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	１　広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大である場合と予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 ２　予想されない重大な被害が発生したとき。

（備考）災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

４　現地災害対策本部

（１）　設置

町長は、災害対策本部を設置した場合において、迅速・的確な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置することができる。

（２）　組織

ア　現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員をもって組織する。

イ　現地災害対策本部長は、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ　現地災害対策本部員及びその他の職員は、災害対策本部員、その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。

（３）　廃止

町長は、被災現地における災害応急対策活動がおおむね完了したと認めたときは、現地災害対策本部を廃止するものとする。

５　民間団体との協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

６　町長の職務の代理

緊急幹部会議の招集や災害対策本部、災害対策連絡会議の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。

第３節　町民及び事業所の基本的責務

町民及び事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

１　町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

（１）　平常時の備え

ア　避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常用持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ　家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策

エ　隣近所との相互協力関係のかん養

オ　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

カ　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

キ　要配慮者への配慮

ク　自主防災組織の結成

（２）　災害時の対策

ア　地域における被災状況の把握

イ　近隣の負傷者・要配慮者の救助

ウ　初期消火活動等の応急対策

エ　避難場所での自主防災活動

オ　防災関係機関の活動への協力

カ　自主防災組織の活動

２　事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

（１）　平常時の備え

ア　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用

イ　防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進

ウ　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

エ　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

オ　取引先とのサプライチェーンの確保

（２）　災害時の対策

ア　事業所の被災状況の把握

イ　従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ　施設利用者の避難誘導

エ　従業員及び施設利用者の救助

オ　初期消火活動等の応急対策

カ　事業の継続又は早期再開・復旧

キ　ボランティア活動への支援等、地域の貢献

（３）　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア　町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。

イ　地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。

ウ　町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえて防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定める。

エ　町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

（４）　住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水

防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するためのさまざまな取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第３章　災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害関係情報の収集及び通報等は、本章に定めるところによる。

第１節　気象警報等の伝達計画

災害を未然に防止し、またその被害を軽減するため、気象・水防及び火災等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等（以下、「気象警報等」という。）の伝達については、本計画によるものとする。

１　伝達を要する気象警報等の種類

伝達を要する気象警報等は次のとおりとするが、伝達はあくまでも影響を及ぼす地域及び関係先のみ行うものとする。

（１）　気象予警報等の種類と発表基準

ア　特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で行われる。

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr>
<tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>波浪になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風雪が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

イ　気象警報・及び注意報種類と発表基準

a　気象警報（警報・注意報発表基準一覧表参照）

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害)、大雨警報（浸水害)、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な被害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

b　気象注意報（警報・注意報発表基準一覧表参照）

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することが多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生すると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生すると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が起るおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により被害が発生すると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表される。

ウ　地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報、気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある旨を注意して行う予報、気象注意報に含めて発表される。

エ　浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

オ　高潮警報及び注意報（警報・注意報発表基準一覧参照）

高潮警報	台風や低気圧等よる異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等よる異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

カ　波浪警報及び注意報（警報・注意報発表基準一覧参照）

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

キ 洪水警報及び注意報（警報・注意報発表基準一覧参照）

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川男増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

ク　土砂災害警戒情報

大雨警報（大雨警報（土砂災害））発表中に、大雨による土砂災害が発表する危険性が高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、後志総合振興局と気象台が共同で作成し、市町村毎に発表される。

ケ　気象情報等

①　地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第１１条及び気象官署予報業務規則第４７条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報である。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される。

②　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される。

③　記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

④　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表される。

情報の有効期間は、発表から１時間である。

（２）　火災に関するもの

ア　火災気象通報

消防法第２２条第１項の定めに基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに札幌管区気象台から北海道へ通報する。

通報を受けた北海道は、管内市町村へ通知するものとし、市町村は、この通知を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると

認めたときは、火災警報を発令することができるものとする。

通報基準：実効湿度が６０％以下で最小湿度３０％以下、若しくは、平均風速が１３m/s 以上を予想される場合。平均風速が基準以上であっても降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

イ　林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行うこととする。

伝達は第８章第３節「林野火災予防計画」により実施する。

警報・注意報発表基準一覧　　平成２４年５月２９日現在

発表官署 札幌管区気象台

余市町	府県予報区		石狩・空知・後志地方		
	一次細分区域		後志地方		
	市町村等をまとめた地域		後志北部		
警報	大雨	（浸水害）雨量基準	（土砂災害）土壌雨量指数基準	１時間雨量50㎜	
		（浸水害）雨量基準	（土砂災害）土壌雨量指数基準	116	
	洪水		雨量基準	－	
			流域雨量指数基準	余市川流域=22，登川流域=6	
			複合基準	－	
	暴風		平均風速	陸上	18m/s
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	16m/s 雪による視程障害を伴う
				海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.5m	
注意報	大雨		雨量基準	１時間雨量30㎜	
			土壌雨量指数基準	87	
	洪水		雨量基準	－	
			流域雨量指数基準	余市川流域=18，登川流域=5	
			複合基準	－	
	強風		平均風速	陸上	13m/s
				海上	15m/s
	風雪		平均風速	陸上	11m/s 雪による視程障害を伴う
				海上	15m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪		有義波高	3.0m	
	高潮		潮位	0.7m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		70㎜以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧		視程	陸上	200m
				海上	500m
	乾燥		最小湿度30％　実効湿度60％		
	なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温		5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い		
	霜		最低気温3℃以下		
	着氷		船体着氷：水温4℃以下　気温－5℃以上低い日が2日以上継続		
	着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	80㎜	

雨や風の強さについての解説表

雨の強さと降り方（平成１２年８月作成、平成１４年１月一部改正：気象庁）

１時間雨量(ミリ)	１０以上 ２０未満	２０以上 ３０未満	３０以上 ５０未満	５０以上 ８０未満	８０以上
予　報　用　語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受ける イ　メ　ー　ジ	ザーザーと降る	どじゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る（ｺﾞｰｺﾞｰと降り続く）	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内 （木造住宅を想定）	雨の音で話し声がよく聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて			ワイパーを速くしても見づらい	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	
災害発生状況	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起りやすい 多くの災害が発生する	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

（注１）　「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

（注２）　猛烈な雨を観測した場合、「記録的短期間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

（注３）　表はこの強さの雨が１時間降り続いたと仮定した場合の目安を示し

ています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

（１）　表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

（２）　この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

風の強さと吹き方（平成１２年８月作成、平成１４年１月一部改正、平成１９年４月一部改正：気象庁）

平均風速（m/s）	１０以上１５未満	１５以上２０未満	２０以上２５未満	２５以上３０未満	３０以上
おおよその時速	～５０km	～７０km	～９０km	～１１０km	１１０km～
風圧（kg 重/㎡）	～１１．３	～２０．０	～３１．３	～４５．０	４５．０～
予報用語	やや強い風	強い風	非常に強い風		猛烈な風
速さの目安	一般道路の自動車	高速道路の自動車			特急列車
人への影響	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	風に向かって歩けない。転倒する人もでる。	しっかりと身体を確保しないと転倒する。	立っていられない。屋外での行動は危険。	
屋外樹木の様子	樹木全体が揺れる。電線が鳴る。	小枝が折れる。		樹木が根こそぎ倒れはじめる。	
車に乗っていて	道路の吹流しの角度、水平(10m/s)、高速道路で乗用車が横風に流される感覚を受ける。	高速道路では、横風に流される感覚が大きくなり、通常の速度で運転するのが困難となる。	車の運転を続けるのは危険な状態となる。		
建造物の被害	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める。	ビニールハウスが壊れ始める。	鋼製シャッターが壊れ始める。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。	ブロック塀が壊れ、取り付けの不完全な屋外外装材がはがれ、飛び始める。	屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始まる。

（注１）　表に示した風速は、10分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがあります。

（注２）　風圧Ｐは、風速Ｖの２乗に比例します。上表は箱型の建物の壁が受ける圧力を示しています。（$P=0.05 \cdot V^2$：Ｐ風圧、Ｖ風速）

（注３）　「やや強い風」、「強い風」、「非常に強い風」以上の風が吹くと予想される時は強風注意報や暴風警報を発表して警戒を呼びかけます。なお、注意報警報の基準は地域によって異なります。

（注４）　この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

（１）　風速は地形や廻りの建物などに大きく影響されます。風速は、風速計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても

周辺の地形や建物の影響で風速は異なります。

（２）　風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

（３）　この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

台風の大きさと強さ（平成１２年６月１日：気象庁）

大　き　さ		強　　さ	
階　　級	風速１５m/s 以上の半径	階　　級	最大風速
〈表現しない〉	５００km 未満	〈表現しない〉	１７m/s（ 34 ﾉｯﾄ）以上 ３３m/s（ 64 ﾉｯﾄ）未満
大　　型 （大きい）	５００km 以上 ８００km 未満	強　　い	３３m/s（ 64 ﾉｯﾄ）以上 ４４m/s（ 85 ﾉｯﾄ）未満
超 大 型 （非常に大きい）	８００km 以上	非常強い	４４m/s（ 85 ﾉｯﾄ）以上 ５４m/s（105 ﾉｯﾄ）未満
		猛 烈 な	５４m/s（105 ﾉｯﾄ）以上

２　気象警報等の伝達系統及び方**法**

（１）　伝達の方法及び系統

注意報、警報並びに情報等の伝達は、次に示す「気象警報等伝達系統図」に基づき、電話、広報車、携帯電話（緊急速報メール）、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通知、伝達するものとする。

（２）　受領伝達責任者

気象警報等の受領伝達責任者は、地域協働推進課長とし、不在の場合は、地域協働推進課の職員があたるものとする。

（３）　受領及び伝達の処理

ア　執務時間中の場合

ａ　（１）による系統機関から町に通報される注意報、警報並びに情報等の伝達は、受領伝達責任者が「気象警報等受理票」（様式１）により受けるものとする。

ｂ　受領伝達責任者は、ａの通知を受けた場合、遅滞なく関係各部課長等に通知し、通知を受けた各部課長等は、防災上必要があると認めたとき、直ちに関係機関及び一般住民に周知するものとする。

ｃ　受領伝達責任者は、通知・伝達を行った場合、その旨を「気象警報等伝達確認票」（様式２）により記録するものとする。

イ　夜間、休日等の場合

ａ　夜間、休日等の気象警報等の取扱いは、日直者又は夜警員がアのａに準じて受理し、直ちに受領伝達責任者に連絡する等、適切な措置を講ずることとする。

ｂ　日直者又は夜警員が受領伝達責任者の指示に従い、通知・伝達を行った場合は、アのｃに準じて処理するものとする。

気象警報等伝達系統図

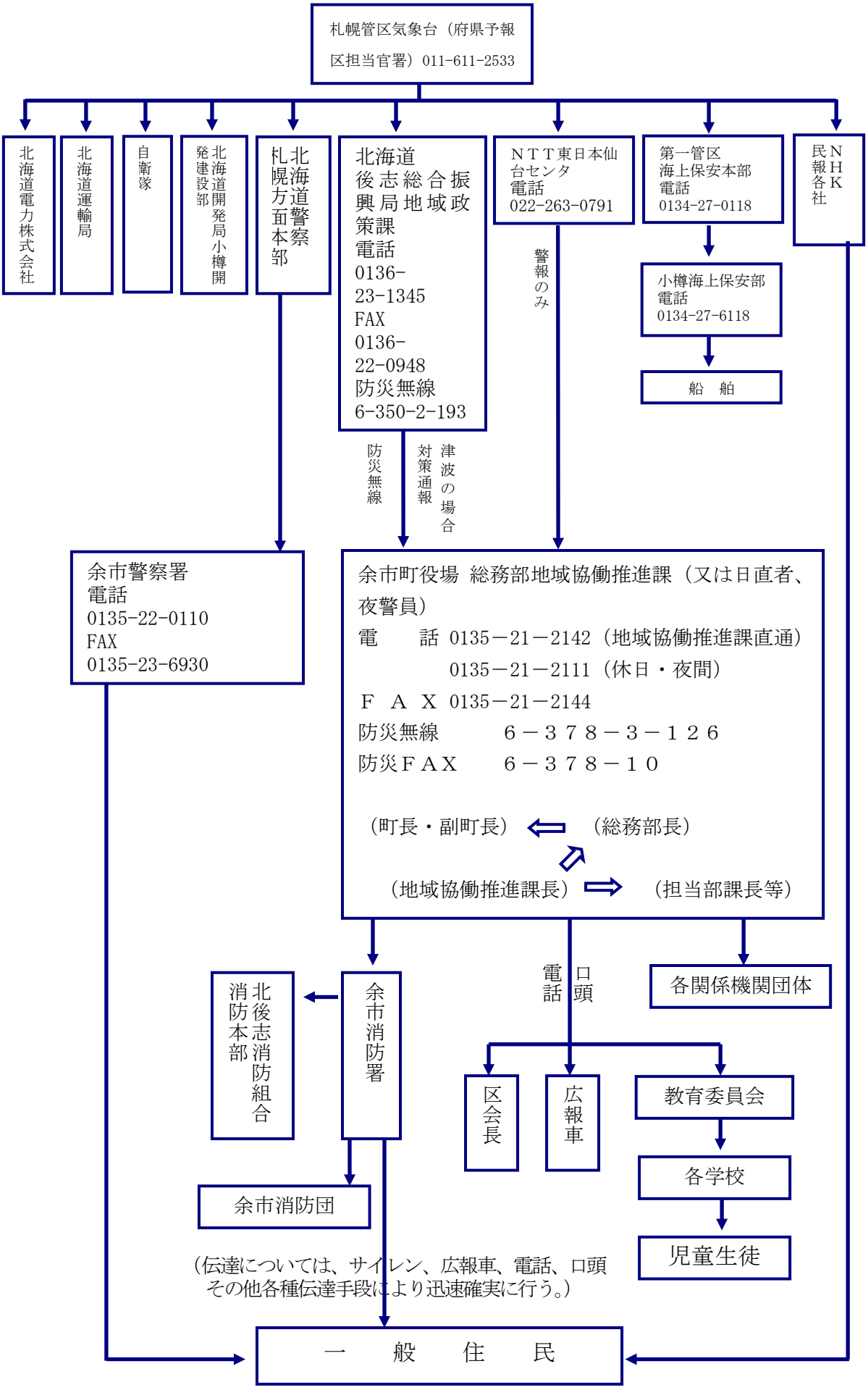
札幌管区気象台（府県予報区担当官署）011-611-2533
北海道電力株式会社
北海道運輸局
自衛隊
北海道開発局小樽開発建設部
北海道警察札幌方面本部
北海道後志総合振興局地域政策課
電話
0136-23-1345
FAX
0136-22-0948
防災無線
6-350-2-193
ＮＴＴ東日本仙台センタ
電話
022-263-0791
第一管区海上保安本部
電話
0134-27-0118
民報各社
ＮＨＫ
小樽海上保安部
電話
0134-27-6118
船　舶
警報のみ
防災無線
津波の場合
対策通報
余市警察署
電話
0135-22-0110
FAX
0135-23-6930
余市町役場　総務部地域協働推進課（又は日直者、夜警員）
電　　話　0135－21－2142（地域協働推進課直通）
0135－21－2111（休日・夜間）
ＦＡＸ　0135－21－2144
防災無線　　６－３７８－３－１２６
防災ＦＡＸ　　６－３７８－１０
（町長・副町長）
（総務部長）
（地域協働推進課長）
（担当部課長等）
北後志消防組合消防本部
余市消防署
電話
口頭
各関係機関団体
区会長
広報車
教育委員会
各学校
児童生徒
余市消防団
（伝達については、サイレン、広報車、電話、口頭
その他各種伝達手段により迅速確実に行う。）
一　般　住　民

（ 様式 １ ）

気 象 警 報 等 受 理 票							
町長	副町長	部長	課長	主幹	係長	係	合議
平成　　年　　月　　日　　時　　分　受 理 ア 防災無線電話 イ 一 般 電 話 ウ Ｆ　Ａ　Ｘ							
発　信　者				受　信　者			
気象警報等の種類				発 表 時 刻		時　　分	
受 理 事 項							
処 理 事 項							

（ 様式 ２ ）

気 象 警 報 等 伝 達 確 認 票			
伝　達　先	伝達先受理者	伝達時刻	摘　　要
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	
		時　　分	

第２節　災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法は、本計画の定めるところによる。

１　災害通信の連絡方法

（１）　災害対策本部に対する連絡方法
　ア　ＮＴＴ一般加入電話利用（携帯電話を含む。）
　イ　無線通信施設利用（地方行政無線移動局）（**資料編 別表７**）
　ウ　車輌
　エ　徒歩
（２）　災害対策本部から後志総合振興局に対する連絡
　ア　ＮＴＴ一般加入電話利用（携帯電話を含む。）
　イ　北海道総合行政情報ネットワーク（道防災無線）

２　電話による通信

災害等が発生した場合に、被災地への安否の確認やお見舞いの電話等で通話が集中することから、災害時の救援、復旧活動や公共の秩序を維持するために必要な重要な通話を確保するため、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話について優先的に取り扱いを行うものとする。

（１）　ダイヤル通話

通話の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われるもので、災害時優先電話で優先的に利用できるのは発信（電話をかける）の場合のみである。

（２）　手動接続通話

直接ダイヤルしても接続されない場合の通話方法は、次により行うものとする。

ア　非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話。

イ　緊急扱いの通話

非常扱いの通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

ウ　非常・緊急通話の利用方法

ａ　「１０２」番（局番なし）をダイヤルし、ＮＴＴコミュニケータを呼び出す。

ｂ　ＮＴＴコミュニケータがでたら

①　「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

②　予め指定した災害時優先電話の指定を受けた電話番号と機関名を告げる。

③　通話先の電話番号を告げる。

④　通話内容を告げる。

ｃ　ＮＴＴコミュニケータが一度切って待つよう案内する。

ｄ　呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

（３）　災害時優先電話

No.	電話番号	登録名	設置場所等	
			施設名	住所
1	０１３５－２２－２０７５	余市町	旭中学校	大川町１６丁目１
2	０１３５－２２－２１５９	余市町	中央保育所	美園町４３
3	０１３５－２２－２６８６	余市町	黒川小学校	黒川町９丁目１４７
4	０１３５－２２－３０８６	余市町	西中学校	梅川町３３９
5	０１３５－２２－３２９３	余市町	東中学校	朝日町７１
6	０１３５－２２－３５２５	余市町	登小学校	登町１０１５
7	０１３５－２２－３８８７	余市町	大川小学校	大川町１０丁目１
8	０１３５－２２－５８７７	余市町	余市町役場（除雪ｾﾝﾀｰ）	朝日町２６
9	０１３５－２２－６２２８	余市町	福祉センター	富沢町５丁目１３
10	０１３５－２２－６５７７	余市町	沢町小学校	沢町４丁目３３
11	０１３５－２２－６９５３	余市町	下水道管理センター	登町１３６
12	０１３５－２３－２１４５	余市町	余市町役場（総務課）	朝日町２６
13	０１３５－２３－３７１１	余市町	余市消防署	黒川町６丁目２５-2
14	０１３５－２３－４３３８	余市町	福祉センター入舟分館	入舟町４００
15	０１３５－２３－４７３１	余市町	余市町役場（浄水場）	山田町６５４－１
16	０１３５－２３－５２１０	余市町	余市町総合体育館	入舟町４２０
17	０１３５－２３－５２９５	余市町	余市町中央公民館	大川町４丁目１４３
18	０１３５－２３－５６７３	余市町	沢町児童館	富沢町３丁目４６
19	０１３５－２３－５９３９	余市町	余市町勤労青少年ホーム	大川町１０丁目６
20	０１３５－２３－６０１５	余市町	大川保育所	大川町１２丁目３
21	０１３５－２３－７１１８	余市町	老人福祉センター	黒川町９丁目６１-4

注）非常扱いの通話又は緊急扱いの通話において、やむを得ない特別の理由がある場合については、上記以外でも通話ができるものとする。

（４）　電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める通信内容、機関等

ア　非常扱いの通話は、次に事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容		機関等
1	気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要するもの	気象機関相互間
2	洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生する恐れがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3	災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4	鉄道その他交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5	通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6	電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7	秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8	災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ　緊急扱いの通話は、次表の場合に限り取り扱う。

通話の内容		機関等
1	火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（アの８項に掲げるものを除く） (2)緊急事態が発生し、又は発生する恐れがあることを知った者と(1)の機関との間
2	治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生する恐れがあることを知った者と、警察機関との間
3	国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4	天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5	水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1)水道ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体（アの表、本表 1～5(2)に掲げるものを除く）相互間

３　電報による通信

（１）　非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

（２）　緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

（３）　非常・緊急扱いの電報の利用方法

ア　「１１５」番（局番なし）をダイヤルし、ＮＴＴコミュニケータを呼び出す。

イ　ＮＴＴコミュニケータがでたら

ａ　「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

ｂ　予め指定した登録電話番号と通話責任者名（地域協働推進課長）等を告げる。

ｃ　届出先、通信文等を申し出る。

（４）　電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める通信内容、機関等

ア　非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は非常扱いの通話と同じ	他は非常扱いの通話と同じ

４　公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外により通信を行う場合は、下記の通信施設並びに北海道地方非常通信協議会（事務局：北海道総合通信局無線通信部施設課）加入無線局の協力を求めて、通信の確保を図るものとする。

設置機関	施設の種類	通信範囲	利用の手続き方法
余　市　町	北海道防災行政無線	全道各市町村及び道並びに道出先機関	口頭申請
余市消防署	消防専用電話	余市町の区域内	口頭申請
	業務用無線		
ＪＲ余市駅	鉄道電話	全国ＪＲ機関相互	口頭申請
余市警察署	警察電話	全国警察機関相互	口頭申請
	警察無線	余市警察署～道警本部	
	移動無線	札幌方面本部区域内	
北海道電力㈱余市営業所	北海道電力専用有線	全道各事業所相互	口頭申請
	業務用無線（車載）	余市町の区域内	

５　通信途絶の連絡方法

有線、無線の使用が不能な場合は、車輌等により連絡員を派遣するなど臨機の措置を講ずるものとする。

第３節　災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び通報等については、この計画に定めるところによる。

１　異常現象発見時における措置

異常現象発見時における措置は、図に示す「災害情報連絡系統図」により行うものとする。

（１）　発見者の通報義務（基本法第５４条）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官、消防署員若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

※　「災害が発生するおそれがある異常な現象」とは、例えば、放置すれば決壊のおそれの堤防の水もれとか、地割れ、津波の前兆である海面の急激な低下、海鳴りのような災害が発生するであろうところの有力な兆候。

（２）　警察官等の通報

異常現象を発見した場合、あるいは住民から通報を受けた町職員、警察官、消防署員又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

（３）　各関係機関団体への通報

町長は、異常現象発見の通知を受けたときは、直ちにその旨を後志総合振興局、札幌管区気象台及び関係機関団体等に通報するものとする。

（４）　住民に対する周知徹底

災害が予想される区域住民に対する周知は、第３章第１節気象警報等の伝達計画に準じて行うものとする。

[災害情報連絡系統図]

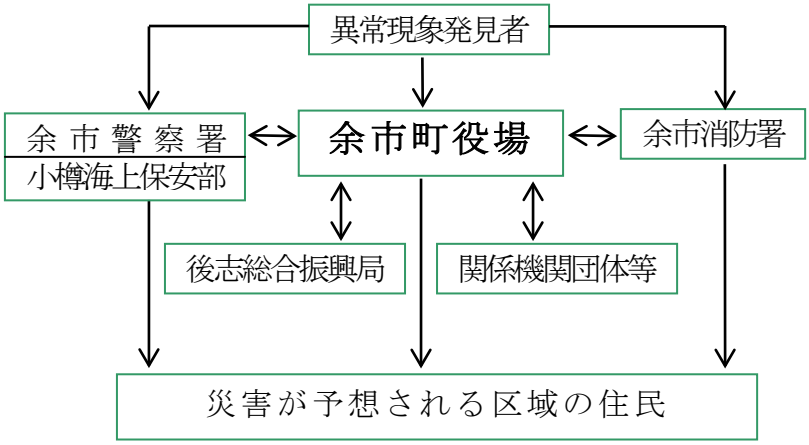

２　災害情報の収集

（１）　町は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）で受信する緊急地震速報などの災害情報を収集するため、災害情報の収集責任者に地域協働推進課長を充てるものとする。

（２）　町は、地域の情報を収集するため地区ごとに情報収集連絡員として区会長をもって充てるものとし、区域内に災害が発生したときはその情報を速やかに町に伝達するものとする。　　**（資料編 別表５）**

（３）　防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、速やかにその情報を把握して町に報告するものとする。

３　被害状況の調査

（１）　応急対策実施のための被害状況調査は、別紙１により関係総括班長（部長等）が行うものとし、その分掌は、第２章第２節「応急活動体制」２（４）「災害対策本部の所掌事務」のとおりとする。

（２）　防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、町が行う調査に協力するものとする。

（３）　各総括班長（部長等）が調査、集計した被害状況は、地域協働対策班が取りまとめるものとする。

４　道等への通報

（１）　町は発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

また、町は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については直接消防庁にも報告するものとする。

ア　災害の状況及び応急対策の概要

発災後速やかに

イ　災害対策本部の設置の有無

災害対策本部等を設置したとき直ちに

ウ　被害の概要及び応急普及の見通し

被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ　被害の確定報告

被害状況が確定したとき

（２）　町は、「119 番」通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告するものとする。

（３）　町は、自らの対応力のみでは、十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努めるものとする。

５　被害情報等の報告

被害情報等の報告責任者は総務総括班長（総務部長）とし、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、後志総合振興局長に報告するものとする。

（ 別紙１ ）

被　害　状　況　調　査　票

区　　分	・通 報　　・現 地　　・その他（　　）	
日　　時	平成　　年　　月　　日（　）	時　　分
発 信 者		
受 信 者		
被害の内容	(1) いつ 月　　日　　時　　分	(2) どこで
	(2) 何 が	(3) どうした
	(5) 状 況	

対策の指示、処理内容

災害情報等報告取扱要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災

害情報及び被害状況報告（以下、「災害情報等」という。）を後志総合振興局長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

（１）　人的被害、住家被害が発生したもの。

（２）　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

（３）　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。

（４）　災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町が軽微であっても後志総合振興局地域全体から判断して報告を要するものと認められるもの。

（５）　地震が発生し、震度４以上を記録したもの。

（６）　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

（７）　その他特に指示があった災害。

２　報告の種類及び内容

（１）　災害情報

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。

（２）　被害状況報告

被害状況報告は、別表２の様式により次の区分にて行うものとする。ただし､指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く。)については除くものとする。

ア　速　　報：　被害発生後、直ちに件数のみ報告すること。

イ　中間報告：　被害状況が判明次第報告し、その後報告内容に変化を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は､その指示によること。

ウ　最終報告：　応急措置が完了した後、１５日以内に報告すること。

（３）　その他の報告

災害の報告は、（１）及び（２）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

（１）　災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

（２）　被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表３のとおりとする。

別表　１

災　害　情　報

報告時限	月　日　時　分　現在		発受信日時	月　日　時　分
発信機関			受信機関	
発信担当者			受信担当者	
発生場所				
発生日時	月　日　時　分		災害の原因	
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他			
(1)災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時)　月　日　時　分 設置			
(2)災害救助法適用の状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人員
	(救助実施内容)			

	(3)	区　分	地区名	避難場所	人　員	時　間

<table>
<tr><td rowspan="6">応急措置の状況</td><td rowspan="3">避難の状況</td><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)
自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(6)
応急対策出動人員</td><td colspan="5">(ｱ)出動人員　　(ｲ)主な活動状況
市町村職員　　名
消防職員　　名
消防団員　　名
その他（住民等）　　名
計　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し等）</td></tr>
</table>

別表　２

被害状況報告（速報　中間　最終）

月　日　時現在

災害発生日時	月　日　時　分		災害の原因		
災害発生場所					
発信 機関（市町村）名		受信	機関（市町村）名		
発信 職・氏名		受信	職・氏名		
発信 発信日時	月　日　時　分	受信	受信日時	月　日　時　分	

項目			件数等	被害金額（千円）
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告
	行方不明	人		
	重傷	人		
	軽傷	人		
	計	人		
②住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	一部破損	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
		人		
	計	棟		
		世帯		
		人		
③非住家被害	全壊 公共建物	棟		
	全壊 その他	棟		
	半壊 公共建物	棟		
	半壊 その他	棟		
	計 公共建物	棟		
	計 その他	棟		
④農業被害	農地 田 流失・埋没等	ha		
	農地 田 浸冠水	ha		
	農地 畑 流失・埋没等	ha		
	農地 畑 浸冠水	ha		
	農作物 田	ha		
	農作物 畑	ha		
	農業用施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	営農施設	箇所		
	畜産被害	箇所		
	その他	箇所		
	計			

項目			件数等	被害金額（千円）
⑤土木被害 道工事	河川	箇所		
	海岸	箇所		
	砂防設備	箇所		
	地すべり	箇所		
	急傾斜地	箇所		
	道路	箇所		
	橋梁	箇所		
	小計	箇所		
市町村工事	河川	箇所		
	道路	箇所		
	橋梁	箇所		
	小計	箇所		
	港湾	箇所		
	漁港	箇所		
	下水道	箇所		
	公園	箇所		
	崖くずれ	箇所		
	計	箇所		
⑥水産被害	漁船 沈没流出	隻		
	漁船 破損	隻		
	漁船 計	隻		
	漁港施設	箇所		
	共同利用施設	箇所		
	その他施設	箇所		
	漁具（網）	件		
	水産製品	件		
	その他	件		
	計			
⑦林業被害 道有林	林地	箇所		
	治山施設	箇所		
	林道	箇所		
	林産物	箇所		
	その他	箇所		
	小計	箇所		
一般民有林	林地	箇所		
	治山施設	箇所		
	林道	箇所		
	林産物	箇所		
	その他	箇所		
	小計	箇所		
	計	箇所		

項目			件数等	被害金額（千円）
⑧水道	水道	箇所		
	公立	箇所		
⑨清掃施設被害	清掃施設	箇所		
⑩病院被害	病院	箇所		
	公立	箇所		

項目			件数等	被害金額（千円）
⑪社会教育施設被害		箇所		
⑫社会	公立	箇所		

別表　３

被害区分	判　断　基　準
死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

被害区分		判　断　基　準
②住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判　断　基　準
⑤土木施設	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とる程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
⑨商工被害	商　業	商品、原材料等をいう。
	工　業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。

第４章　災害予防計画

災害発生原因の除去及び施設の改善に努め、災害の発生を未然に防止するための計画は、本章に定めるところによる。

第１節　重要警戒区域及び整備計画

災害による被害の発生が予想される地域については､次のとおり。(北海道地域防災計画における「災害危険区域現地調査実施要領」等による調査に基づいている。)

１　余市川水系余市川の浸水想定区域　　資料編　別表８－１

洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね５０年に１回起こる大雨が降ったことにより、余市川が氾濫した場合に想定される浸水の区域

２　水防区域　　資料編　別表８－２

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

３　高波、高潮、津波等危険区域　　資料編　別表 ９

海岸地域で、高波、高潮、津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

４　市街地における低地帯の浸水予想区域　　資料編　別表１０

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

５　危険物等貯蔵施設等所在地一覧　　資料編　別表１３

第２節　水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、洪水、高潮、その他による水災時において、これを警戒し、防御し、その被害を軽減するための水防組織及び水防活動は、水防法に基づき作成した「余市町水防計画」の定めるところによる。

１　水位情報の通知及び周知

水防法第１３条第２項の規定に基づき、後志総合振興局が発表する避難判断水位情報の内容、発表基準は次のとおりである。

（１）水防警報指定河川

指定河川		水防警報区	
水系名	河川名		
余市川	余市川（余市川都）	左岸	余市郡赤井川村字明治４番１地先の金橋下流端から余市郡仁木町大江３丁目６８４番地先の大江橋上端端まで
		右岸	余市郡赤井川村字都１８１番３地先の金橋下流端から余市郡仁木町大江２丁目１２００番２地先の大江橋上端まで
	余市川（余市川然別）	左岸	余市郡仁木町大江３丁目６８４番地先の大江橋上端端から余市郡仁木町然別１１番地先のＪＲ橋（函館本線余市川橋梁）下流端まで
		右岸	余市郡仁木町大江２丁目１２００番２地先の大江橋上端から余市郡仁木町西町１１丁目１３３番地先のＪＲ橋（函館本線余市川橋梁）下流端まで
	余市川（余市川鮎見橋）	左岸	余市郡仁木町然別１１番地先のＪＲ橋（函館本線余市川橋梁）下流端から海まで
		右岸	余市郡仁木町西町１１丁目１３３番地先のＪＲ橋（函館本線余市川橋梁）下流端から海まで

（２）避難判断水位の内容

内　　容	発表基準
都道府県知事が、洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川について、はん濫危険水位（避難判断水位を超える水位であって洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれがある水位）を定め、当該河川の水位がはん濫危険水位に達したときは、その旨を水防管理団体に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。	はん濫危険水位に到達したとき

２　高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達

町は、指定河川（余市川水系余市川）の浸水想定区域（別表８－１）内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、ＦＡＸ、広報車、防災無線により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

（１）伝達系統図

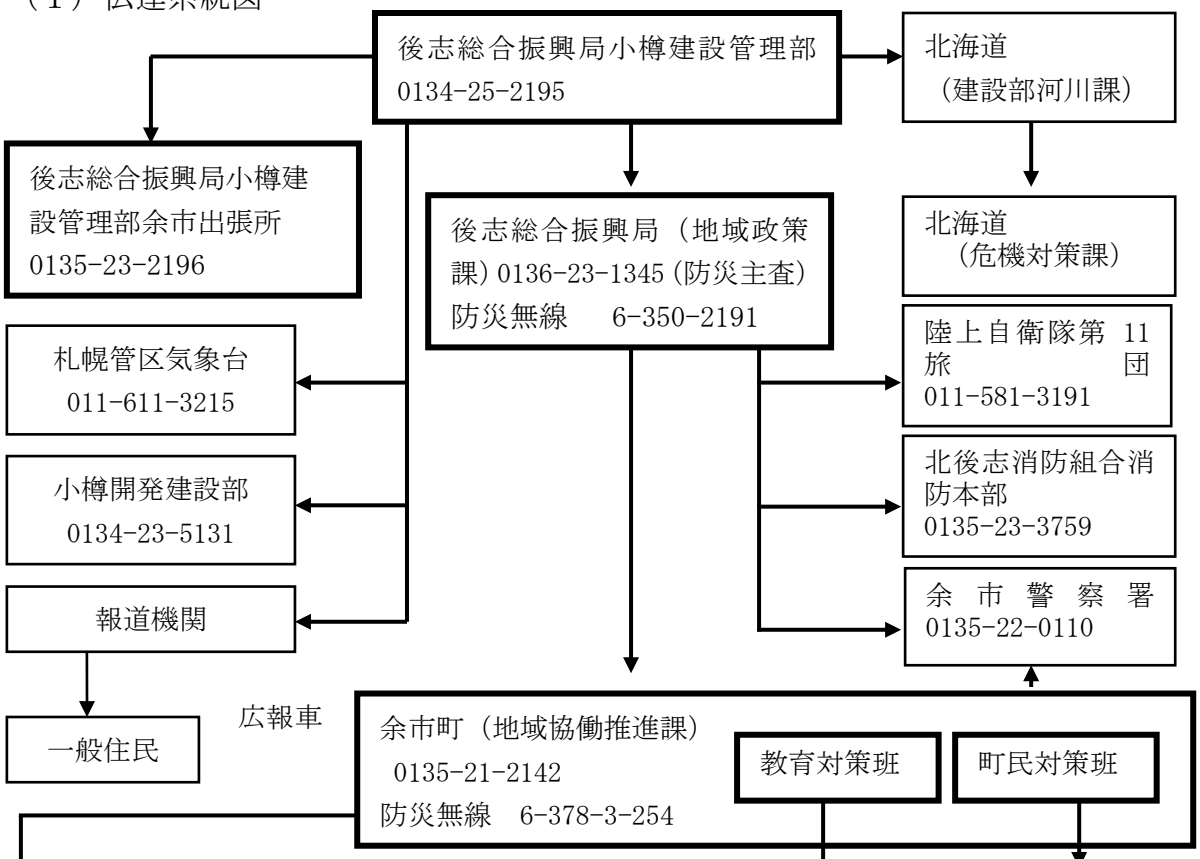

黒川小学校	黒川 9-147	22－3686
東中学校	朝日 71	22－3293
北星学園余市高校	黒川 19-2-1	22－6211

余市消防署	23－3711
余市町農業協同組合	23－3121
余市郡漁業協同組合	23－2131

避難所・避難場所

大川小学校	大川 10-1	22－3887
旭中学校	大川 16-1	22－2075
大川保育所	大川 12-3-2	23－6015
大浜中老人寿の家	大川 19-23	22－4946
勤労青少年ホーム	大川 10-6-2	23－5939
黒川八幡生活館	黒川 572-3	22－5469
北星学園余市高校	黒川 19-2-1	22－6211
余市農道空港	登 742-9	21－2125（商工観光課）
東中学校	朝日 71	22－3293

中央保育所	美園 43-36	22－2159
杉の子幼稚園	黒川 15-2-2	23－4654
リタ幼稚園	黒川 1-17	22－3430
高齢者グループホームフルーツシャトーよいち	黒川 19-1-2	22－5350
グループホーム 延寿園	黒川 12-3-3	22－1132
グループホーム美優さくらんぼ	黒川 13-46-14	23－2500
高齢者グループホーム夢	黒川 19-13	21－6222
グループホームこもれび	美園 199	22－7727
介護老人保健施設よいち	山田 201-5	21－4567
北海道社会事業協会余市病院	黒川 19-1	23－3126
小嶋内科	黒川 7-13	22－2245
林病院	山田 50-1	22－5188
勝田内科皮膚科クリニック	大川 3-148-1	22－3843
北海道勤労者医療協会余市診療所	黒川 12-46-1	22－2861
中島内科	黒川 3-109	22－3866
よいち北川眼科医院	黒川 12-84-1	22－1308
佐野内科クリニック	黒川 12-81-6	22－7001
黒川町整形外科クリニック	黒川 3-25	22－2447
よいちクリニック	山田 201-5	21－4570
池田内科クリニック	黒川 911-1	23－8811
荒木歯科医院	黒川 2-207	22－6200
福井歯科医院	黒川 3-104-2	23－4847
みずの歯科医院	黒川 8-6	22－2030
とりい歯科医院	黒川 10-3-22	22－5555
水野歯科	黒川 7-17	22－3391
原歯科	黒川 10-63-1	22－7301

第３節　雪害予防計画

異常降雪等により予想される交通の途絶等、豪雪、暴風雪及びなだれなどの災害（以下、「雪害」という。）に対処するための計画は、本計画によるものとする。

１　雪害予防の体制

町は札幌管区気象台の発表する予報（注意報を含む）、警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、第２章第２節「応急活動体制」に定める体制をとるものとし、降雪状況に応じて町道の交通確保等に必要な体制をとるものとする。

２　路線別除雪実施責任者

地域における道路交通の確保を必要と認める路線については、次の区分により除雪を実施する。

（１）　国道路線（小樽開発建設部）
（２）　道道路線（後志総合振興局）
（３）　町道等（余市町）

３　道路交通の確保

各道路管理者と連携を図るとともに、町道の交通確保のため町除雪委託業者と緊密な連絡のもとに迅速に除雪を実施するものとし、路線の緊急順位は次のとおりとする。

（１）　消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道
（２）　公共施設に通ずる町道
（３）　通学用道路となっている町道
（４）　交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

４　積雪地に対する消防対策

消防水利周辺及びこれに通ずる道路の除雪には特に留意し、消防機関、地域住民の協力を得て災害発生時の消防活動に万全を期するものとする。

５　なだれ警戒対策

常に的確な積雪を把握し、なだれ危険箇所の地域住民に対して広報活動を行い、標示板を設置する等必要な措置をとるものとする。

６　町現有除雪機械

町が現有する除雪機械は、**資料編 別表１４**のとおりである。

７　孤立予想地域に対する対策

異常降雪、なだれ等により交通が途絶し孤立した地域において、食糧等が極度に不足した場合又は急病患者が発生した場合等においては、関係機関に協力を要請し、救急処理を講ずるものとする。

８　雪捨場

雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等に十分配慮して指定するものとする。

第４節　融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、本計画によるものとする。

１　気象情報の把握

融雪期においては、札幌管区気象台及び関係機関と密接な連絡をとり、気象状況を把握し、融雪出水の予測に努めるものとする。

２　重要水防区域等の警戒

本章第１節「重要警戒区域及び整備計画」に定める水防区域等の危険を事前に察知し、災害の発生を未然に防止するため、消防機関や関係機関等の協力を得て巡視等を行うものとする。

（１）　河道内の障害物の除去

なだれ、積雪、捨雪等により河道内が著しく狭められ被害が予想される箇所については、河川管理者と連絡をとり、河道内の除雪等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

（２）　排水溝の点検

融雪出水前の地域住民の協力を得て、排水溝等の清掃を行い、流下能力の確保を図るものとする。

（３）　道路の除雪

なだれ、積雪、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、各道路管理者と連絡をとり、障害物の除去に努めるものとする。

（４）　水防資器材の整備点検

水防活動に万全を期すため、融雪出水前に水防資器材の整備点検を行うものとする。

（５）　水防思想の普及徹底

融雪出水に際し、水防に対する住民の協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第５節　消防計画

火災又は地震等の災害から町民の生命、身体及び財産を保護し、かつ被害の軽減を図るための計画は、本計画の定めるところによるほか、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）及び基本法に基づき作成の「北後志消防組合消防計画」によるものとする。

１　実施機関

北後志消防組合余市消防署は、防災活動の充実強化を図り、火災予防対策及び火災警防対策等を実施するものとする。

２　消防施設の状況

消防施設の状況は、（**資料編 別表１５**）のとおりである。

３　火災予防対策

（１）　諸行事による防火思想の普及

火災予防運動を年２回（春、秋季）の全道火災予防運動期間中において実施し、街頭宣伝、防火チラシ及びポスターの配布、講習会等を行い防火思想の普及を図るものとする。

（２）　民間防火組織による普及

婦人会等町内の諸団体、諸機関の組織を通じて防火思想の普及に努めるものとする。

（３）　防火管理業務体制の充実

消防法第８条の規定による防火管理者の資格を与える講習会を毎年実施し、有資格者の増加を図るとともに、防火管理業務義務対象物の権原者には防火管理者の選任を励行させ、防火管理体制の充実を図るものとする。

（４）　予防査察

特定防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭住宅の予防査察を計画的に実施して、火災の未然防止を図るものとする。

（５）　建築確認の同意

消防法第７条に基づく建築物同意調査にあたっては、法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定において、防火に関するものに抵触しないか精査に努め、建築物における防火の適正化を図るものとする。

（６）　住宅用火災警報器設置の普及啓発

住宅での火災による被害や逃げ遅れによる悲劇を防止するため､町内会、関係団体と連携･協力により住宅用火災警報器設置の推進及び普及を図る。

４　消防力の整備

北後志消防組合余市消防署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

（１）　警防活動

ア　災害警報

札幌管区気象台が発表する注意報、警報、並びに情報等により必要な場合、災害警報を発令し、サイレンの吹鳴、広報車及び報道機関を通じて周知すること。

イ　消防職員、消防団員の召集及び消防隊の編成

災害の規模に応じ消防職員、消防団員を召集して消防隊を編成し、消防力の強化を図ること。

ウ　防ぎょ活動

人員､機械及び施設を有機的に運用して災害の拡大防止に努めること。

エ　救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するため救助、救急体制をとること。

オ　現場広報活動

災害状況、気象その他の情報を住民に広報して周知に努め、二次災害の防止を図ること。

カ　避難誘導

住民の避難誘導は関係機関と協力し、組織的に行うこと。

５　消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員、消防団員に対し学術技能の修得、体力気力の練成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を遂行するため教育訓練を行うものとする。

６　相互応援

（１）　大規模な災害など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、消防組織法第２１条の規定に基づく小樽市、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合との相互応援協力や北海道広域消防相互応援協定などにより、行政区域内に発生した災害に対し緊密な協力のもとに消防活動を実施し、被害の軽減を図るものとする。（資料　３、４、５）

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼するものとする。

なお、応援を要請する場合は次の事項を明確にして要請するものとする。

ア　災害の種別、発生場所及び災害の状況

イ　応援隊の種別及び隊数並びに資機材

ウ　応援隊の集結場所

エ　航空隊の着陸可能な場所及び給油体制

オ　航空隊の誘導方法

カ　災害現場付近の気象状況

（２）　緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練を通じて、人命救助等の支援体制の整備に努めるものとする。

第６節　物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害時における応急対策を円滑に行うため、防災資機材の整備に努めるものとする。

１　食料その他の物資の確保

町は、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

住民に対して、３日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

２　備蓄倉庫等の整備

防災資機材倉庫も整備に努める。

３　避難所対策

町は、寒冷対策として積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、非常電源等の整備に努めるものとする。

第７節　避難計画

風水害、地震等による災害が発生した場合に住民を安全に避難させるために平常時から避難場所等を選定し、これを地域住民に周知徹底させるとともに、避難指示等の伝達体制を確立し、的確に避難させるものとする。

また、高齢者や障害者等の要配慮者（災害弱者）に対する避難救護体制の確立を図るために本計画を定めるものとする。

１　避難場所等の選定

避難場所、避難誘導等については、本計画で具体的に定めるとともに、継続的にその見直しを行い、住民に対する周知徹底と指示伝達体制の確立に努める。特に、水害や地震等による災害に対しては、道路等の損壊による交通の途絶も想定されることから、避難経路及び避難場所の変更に柔軟に対応できるよう災害地の被害状況の迅速な把握に努めるものとする。また、影響範囲の大きい災害については、町の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることに努めるものとする。

（１）　避難場所等の指定

町は、具体的に各地域で予想される災害に対する安全な場所として、町内に避難場所等（避難所及び避難場所）を指定し災害に備える。避難場所等の選定については高齢者や身障者等の要配慮者（災害弱者）に配慮し、避難経路とあわせて十分な検討を行なう。

ア　避 難 所

浸水や倒壊等により住家を失った被災者、あるいはその危険性のある地区住民に対する避難収容施設とし、原則として地区住民が短い距離で避難可能となるような安全な施設とするが、災害の種別等により随時、収容施設としての利用の可否を把握したうえで、必要な施設を開設するものとする。

イ　避難場所（広域避難場所）

大地震時等に周辺地区からの避難者を収容し、地震等後に発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等に選定する。

（２）　地区集合場所の選定（一時避難場所）

避難所や避難場所へ避難する前に、町内会や隣近所などで互いの協力や集団行動等を行うために一旦集合して災害等の状況を見る場所であり、集合が容易で地域住民によく周知されている公園、神社などを区会や地域等があらかじめ自主的に選定する。

（３）　緊急避難場所

津波から住民の安全を確保するため、施設管理者の協力を得て高層ビル（津波避難ビル）の指定に努める。

なお、指定に当たっては、要配慮者の避難に配慮するほか、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮し、津波到達の予想時間における避難場所までの避難者の移動時間を考慮する。

２　避難場所等の調査

町は、避難場所等の調査として次の項目について調査をし、災害時の安全性の向上を図る。

（１）　避難所

ア　救難・救護活動の機能性

イ　浸水、土砂災害、津波の危険性

ウ　給水、給食等施設

エ　建物の収容性、耐震性

オ　その他被災者が生活するうえで適当と認める場所

（２）　避難場所

ア　火災からの避難を考えた広域空間の確保

イ　浸水、土砂災害等の危険性

ウ　危険物保管場所等の周辺調査

エ　その他必要と認める場所

３　避難体制の整備

避難指示、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

（１）　避難場所等の周知徹底

災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、住民に次の方法で避難場所等の周知を行う。

ア　避難場所等について、適切な場所に誘導標識等の整備を進める。

イ　町の広報紙及び各種会合等の機会を通じて周知徹底を図る。

ウ　避難訓練等を通じて地区住民による避難場所の確認を行うものとする。

エ　津波災害については、強い地震や長い時間の揺れを感じたら、直ちに海岸から離れ高台などの安全な場所に避難するよう周知する。

（２）　避難伝達体制の確立

避難伝達体制は、第５章「第３節避難救助計画」の規定に準じ、下記の事項に留意して行うものとする。

ア　行政及び防災関係機関の広報車や区会等の組織を活用し、地区住民への避難勧告等の通報を行うものとする。

イ　上記の伝達手段、方法を円滑かつ迅速するため、資機材の把握及び整備について努めるものとする。

（３）　避難方法の検討

避難方法については､次の事項に留意して常に検討を加えるものとする。

また、町は、道の指針を参考に津波避難計画（全体計画・地域計画）の

策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

ア　震災、津波災害、風水害や火災等災害種別に応じた避難対策

イ　自主防災組織や近隣居住者等による地域内での避難誘導体制

ウ　高齢者や身障者、乳幼児等の要配慮者に対する避難誘導体制

（４）　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

※別 図

災害の種別による検討

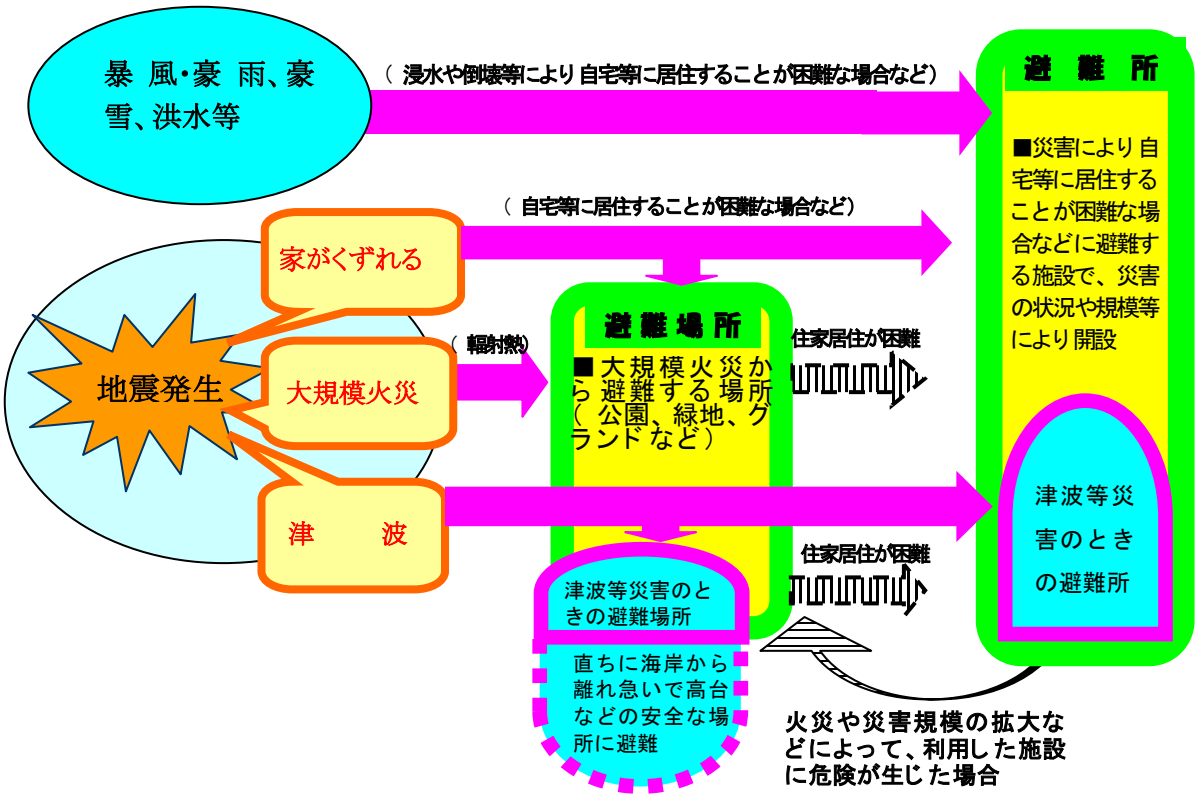

（参考）

地震時の行動体系について

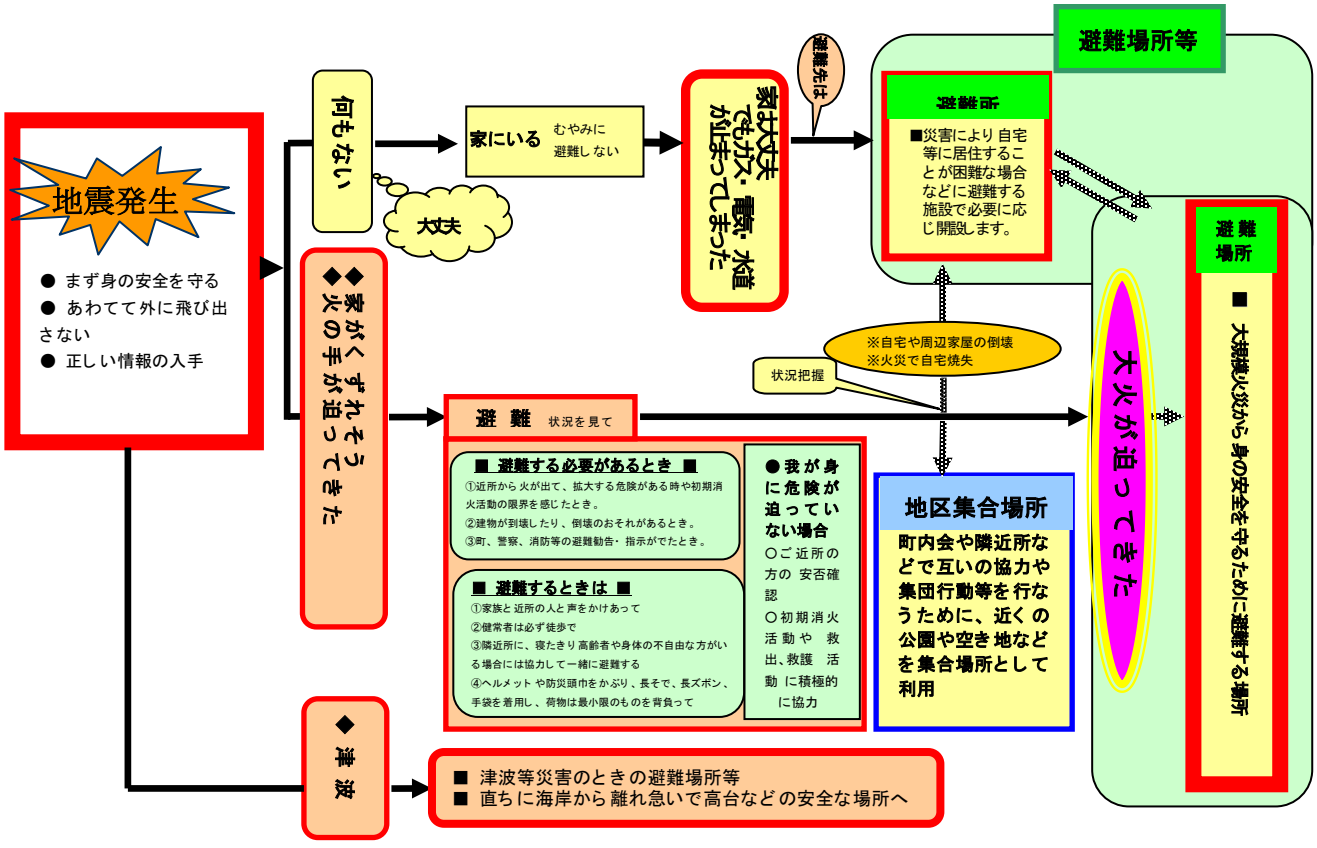

第８節　避難行動要支援者対策計画

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の配慮を要する者（要配慮者）が被災する場合が多いと言われている。

このため、町は、これら要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難のため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の安全を確保するため、区会、民生委員、福祉関係団体、防災機関等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

１　避難行動要支援者名簿の整備

（１）　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、概ね次に掲げるものとする。

ア　移動が困難な者
イ　日常生活に介助が必要な者
ウ　情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
エ　急な状況変化に対応できない者
オ　薬や医療装置が常に必要な者
カ　精神的に著しく不安定な状態になりやすい者
キ　言語、文化、生活習慣への配慮が必要な者
ク　その他避難に当たって支援が必要な者

（２）　避難行動要支援者名簿の作成

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局に加え、防災関係機関、民生委員、区会、介護保険制度関係者、障がい者団体等の社会福祉関係団体及び福祉関係者と連携し、避難行動要支援者に対する支援体制の整備に努めるものとする。

このため、平常時から避難行動要支援者に関する情報を共有し、避難支援計画の策定に努めるとともに、避難を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下この節において「名簿」という。）を作成するものとする。

なお、名簿は、定期的に更新を行うものとする。

（３）　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者（病院、社会福祉施設等に長期間在留していない者）のうち、次の要件に該当する町民を対象範囲とする。

ア　要介護３以上の認定を受けている者
イ　重度の障がい者
ウ　本人等から申し出のあった妊婦及び出産後２か月に達した月末までの産婦
エ　上記以外で町長が必要と認めた者

（４）　名簿の記載事項

名簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

ア　氏名
イ　生年月日

ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　上記に掲げたもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

（５）　避難支援等関係者

町長は、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、特別の場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

ア　消防機関
イ　警察機関
ウ　民生委員
エ　社会福祉協議会
オ　区会
キ　上記に掲げたもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認めるもの

（６）　名簿に掲載する個人情報の入手

町長は、名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

また、町長は、名簿の作成のため必要があると認めるときは、北海道知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。

（７）　名簿の更新

町長は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、最新の情報を保管するよう努めるものとする。

（８）　名簿提供における情報の管理

町長は、名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

ア　当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
イ　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
ウ　名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど厳重なる保管を行うよう指導する。
エ　名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
オ　名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
カ　個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定等を締結する。
キ　名簿の取扱状況を報告させること。

（９）　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町長は、名簿の保管に当たって厳重に管理し名簿情報の漏えいの防止の

ために必要な措置を講ずるとともに、避難支援等関係者に提供される情報について、プライバシー保護に配慮した具体実施方法を定めるものとする。

(10)　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命や身体を保護し災害の拡大を防止するため、避難のための立退きを指示する場合は、要配慮者が円滑に避難のための立ち退きが行うことができるよう、特に配慮するものとする。

(11)　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮して、支援に当たることを徹底するものとする。

２　避難行動要支援者支援計画

町は、防災担当と福祉担当との連携のもと、防災関係機関や福祉関係者と協力して避難行動要支援者の支援体制等の計画の作成に努めるものとする。

３　要配慮者に対する避難誘導体制

（１）　避難情報の伝達体制及び避難誘導体制の確立

要配慮者を速やかに避難誘導するため、区会、社会福祉関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の確立に努めるものとする。

なお、避難誘導にあたっては、要配慮者の健康状態に十分配慮し、自力で避難できない場合には車両などを利用して行うものとする。

（２）　避難準備情報の活用

要配慮者の避難には時間を要することを踏まえ、避難準備情報の活用等安全に避難できるよう配慮するものとする。

（３）　在宅者への支援

ア　緊急通報システム等の活用

町は、一人暮らし老人等の安全を確保するため、緊急通報システムや訪問サービス事業等の活用を図り、在宅者の緊急時における安全性の確保に努めるものとする。

イ　防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、災害時の際にとるべき行動などの啓発を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努めるものとする。

（４）　応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

（５）　要配慮者の特性に合わせた避難所等の整備

避難所等や避難経路の設定に当たっては、要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮するものとする。

なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のための人員を確保するなど、避難所における避難生活に配慮するものとする。

（６）　福祉避難所の整備

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を整備するものとする。

４　社会福祉施設等の対策

（１）　防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

（２）　組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にする。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保するものとする。

また、平常時から、町、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との連携のもとに、入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努めるものとする。

（３）　緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立し、緊急連絡体制を整備するものとする。

（４）　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施するものとする。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努め、特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間又は夜間を想定した防災訓練の実施に努めるものとする。

第９節　建築物等災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

１　建築物の防災対策

（１）　木造建築物の防火対策の推進

町は、本町の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図るものとする。

（２）　既存建築物の耐震化の促進

町は、余市町耐震改修促進計画に基づき、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めるものとする。

（３）　ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

（４）　被災建築物の安全対策

町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

２　がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行う。

第１０節　液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

１　現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（１９６４年）を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震（１９９５年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、十勝沖地震（１９６８年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。釧路沖地震（１９９３年）、北海道南西沖地震（１９９３年）、北海道東方沖地震（１９９４年）においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、十勝沖地震（２００３年）において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

２　液状化対策

町及び道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

３　液状化対策の普及・啓発

町及び道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、道民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第１１節　業務継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

１　業務継続計画（ＢＣＰ）の概要

業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

２　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

（１）　町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時において町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

（２）　町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時において町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

（３）　事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

３　庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町及び道は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情

報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第１２節　土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

１　現況

本町における降雨、地質等の原因による土砂崩れ、地すべりおよび土石流等により災害が予想される土砂災害危険箇所は次のとおりである。なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、北海道知事が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）を含むものとする。

自然現象の種類	危険箇所数	警戒区域	内特別警戒区域	備考
地すべり危険区域	３	０	０	別表１１
急傾斜地崩壊危険区域	３７	４	４	
土石流危険渓流	１４	０	０	別表１２

２　予防対策

道及び町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知等適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

（１）　地すべり、がけ崩れ（急傾斜地）等予防対策

住民に対し、危険箇所の周知に努めるとともに、斜面や急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の町への通報や住民自身による防災措置（自主避難、不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

（２）　土石流等予防対策

住民に対し、危険渓流の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の町への通報や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

（３）　土砂災害警戒区域等予防対策

町は、道から指定された土砂災害警戒区域等について、警戒避難体制の基本方針は次のとおりとする。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達

①　土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等の指定があったときは、指定区域の図書を縦覧するとともに指定区域内の住民周知を図る。

②　土砂災害ハザードマップの作成・配布

土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害警戒区域等及び

避難場所・避難路等を記入した土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民に配布する。

③　警戒・避難に関する情報の収集及び伝達

気象庁や道が提供する警戒・避難に関する情報（気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等）をテレビ、ラジオ、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防署等から予兆現象や災害発生の情報を収集する。

また、これらの情報の収集方法及び土砂災害の予兆現象の把握方法について住民に周知する。

イ　避難勧告・避難指示の発令及び伝達

①　避難勧告・避難指示の発令

避難勧告・避難指示の発令は、土砂災害警戒情報のほか、気象・雨量情報、過去の土砂災害発生状況、土砂災害の予兆現象、周辺地域での発生状況及び道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報により総合的に分析した上で判断する。

②　避難勧告・避難指示の伝達

避難勧告・避難指示の伝達方法は、第５章第２節「災害広報・情報提供計画」を基本とする。

ウ　避難・救助

①　避難路・避難場所

避難路は、土砂災害ハザードマップに示すとおりとする。避難場所は、第５章災害応急対策計画別紙に示すほか、土砂災害ハザードマップにも掲載する。

②　避難方法及び救助

住民の避難誘導に当たっては、第５章第３節避難救助計画に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、避難行動要支援者にも十分配慮する。（本章第８節「避難行動要支援者対策計画」を参照）

③　自主防災組織

自主防災組織は、第１１章「防災知識の普及・啓発及び自主防災組織の育成等に関する計画」に基づき、育成を図る。

エ　避難行動要支援者関連施設の警戒避難体制

高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者が利用する施設が土砂災害警戒区域等内にある場合には、施設管理者への情報伝達が迅速に行えるよう、警戒避難体制を整備するものとする。

第５章　災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画は、本章の定めるところによる。

第１節　動員計画

災害応急対策活動に必要な要員を早急に召集し、災害応急対策を行うための動員の系統及び方法等は、本計画によるものとする。

１　配備体制

災害発生時における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

配備の種別、配備内容、配備時期等については、第２章第２節「応急活動体制」に定める「非常配備に関する基準」によるが、災害の規模別動員数等は各総括班長（部長等）が別に定め、平常時から所属部員に周知徹底するものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合であっても、非常配備の体制を必要としたときは、これに準ずるものとする。

２　動員体制

本部長の配備決定に基づき、総務総括班長（総務部長）は次の「動員伝達系統図」により行うものとする。

動員伝達系統図

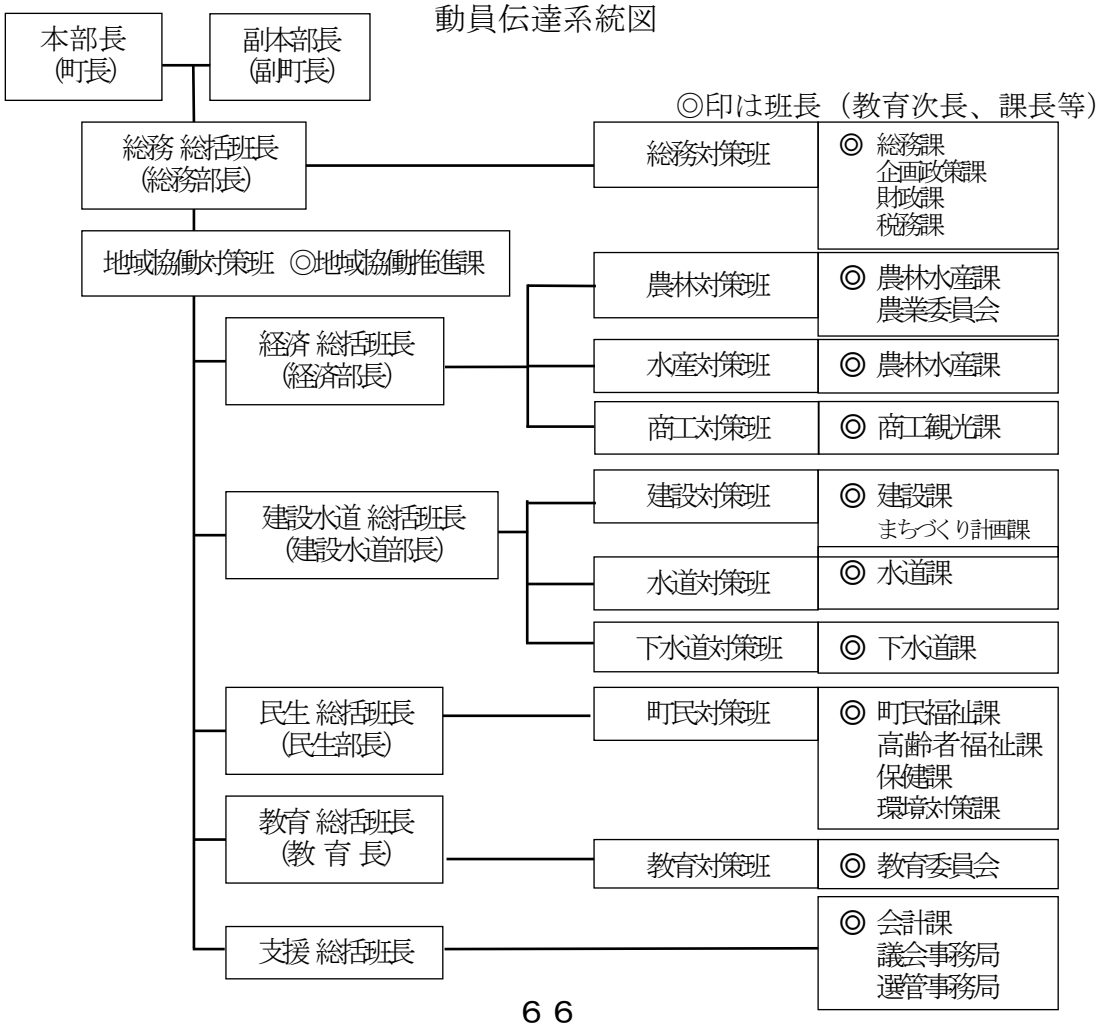

３　伝達の方法

平常執務時においては口頭、庁内放送、電話等で行い、夜間休日においては電話等により行うものとし、その細部にわたる方法及び順序等は各総括班長（部長等）が班員と協議し、最も迅速で的確な方法等をあらかじめ定めておくこととする。

４　職員の責務

（１）　職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、テレビ・ラジオ等によりその災害状況、気象警報及び警戒宣言発令等の情報を知るように努めなければならない。
（２）　職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、ただちに所属長に連絡を取り指示を受けるものとする。
（３）　職員は、動員命令を受けた場合で、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは所属長の指示を受けるものとする。

５　職員の非常登庁

勤務時間外において登庁の指示を受けたとき、または災害が発生若しくは発生のおそれがある情報を察知したとき、並びに災害の状況により所属の長と連絡し必要と判断したとき、あるいは自ら必要と判断したときは登庁するか、若しくは登庁体制を整えるものとする。

第２節　災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

１　災害情報等の収集要領

災害情報等の収集については、第３章第３節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」に定めるところによるほか、次により収集するものとする。
（１）　地域協働対策班員派遣による災害現場の取材及び写真撮影
（２）　報道機関その他関係機関取材による写真の収集
（３）　その他災害の状況に応じた各対策班による資料の収集

２　災害広報及び情報等の提供の方法

（１）　広報責任者
災害情報等の発表及び広報は、総務総括班長（総務部長）があたるものとする。
（２）　住民に対する広報等の方法
ア　町は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、緊急速報メール、広報車両、インターネット、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。
イ　町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供

等について協力するものとする。

ウ　アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ　アのほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Ｌアラート）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用し、効果的な情報提供を実施する。

また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

（３）　町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示・避難勧告、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活視線に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

（４）　防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、町災害対策本部に対し、情報の提供を行う。

（５）　災害対策本部員に対する周知

地域協働対策班は、災害情報の推移を災害対策本部員に周知し、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡するものとする。

（６）　関係機関に対する連絡

地域協働対策班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等に対して、災害情報等を提供するものとする。

３　安否情報の提供

（１）　安否情報の照会手続

ア　安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別・照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ　安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ　安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
a	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
b	・被災者の親族（ａに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
C	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ　町は、ウにかかわらず、照会に係る被害者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被害者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

（２）　安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、道、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

４　被災者相談所の開設

町民対策班は、災害現地において被災者相談所を開設し、被災者の生活相談に応ずるものとする。

第３節　避難救助計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、危険の切迫している地域住民を一時的に安全な場所へ避難させることに関する計画は本計画に定めるところによる。

１　避難の勧告・指示の発令者

（１）　町長（基本法第６０条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難が必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは立退きを指示する。またこの場合に

おいて必要があると認められるときはその立ち退き先を指示する。

（２）　知事（基本法第６０条）

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

（３）　その他関係機関

実施責任者	種 別	要　　件	根拠法令
警　察　官	災害全般	・町長が避難のための立ち退きを指示することができないときと認めるときは、又は町長から要求があったときは、避難を指示する。	基本法第 61 条
		・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に避難を命ずる。	警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害全般	・町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、避難を指示する。	基本法第 61 条
消防吏員 消防団員	火　災	・火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの退去を命じ、出入を禁止し若しくは制限する。	消防法第 28 条
知　事 知事の命を受けた職員 水防管理者	洪　水 高　潮	・洪水又は高潮の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	水防法第 29 条
知　事 知事の命を受けた吏員	地すべり	・地すべりによる著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	地すべり等防止法第 25 条
自　衛　官	災害全般	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示する。（警職法の準用）	自衛隊法第 94 条

２ 避難の区分・指示等基準

（１）　避難の区分

ア　住民等の判断による避難

災害情報等により、災害のおそれがある場合は住民自らの判断で避難するものとし、特に病人、老幼婦女子等は早期に親戚、知人宅へ避難させる。

イ　勧告、指示による避難

町長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難の勧告又は指示を行うものとする。

区　分	実　施　者	根 拠 法 令	備　　考
避難勧告 避難指示	町　　長	基本法第６０条	
	知　　事		町がその事務を行なう事ができなくなったときの事務の代行
避難指示	知事又はその命を受けた職員	水防法第２９条 地すべり等防止法第２５条	洪水・高潮・地すべりが対象
	警　察　官	基本法第６１条 警察官職務執行法第４条	
	海上保安官	基本法第６１条	
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	自衛隊法第９４条	警察官がその場にいないとき

（２）　避難の勧告、指示の基準

避難の事前準備、勧告及び指示は、災害の推移によって概ね次の３段階に分けて行う。

ア　事前避難

気象警報等が発令され、又は災害が発生しはじめた場合には、避難の準備あるいは事前に安全な場所へ避難させるものとする。避難させるための立退きの指示の基準は概ね次のとおりとする。

ａ　警報等が発令され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されるとき

ｂ　河川の氾濫又は低地の浸水等の被害が予想されるとき

ｃ　地すべり、崖崩れなどによる著しい危険が切迫しているとき

ｄ　火災が拡大するおそれがあるとき

ｅ　その他の状況から避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき

イ　緊急避難

災害発生の危険性が目前に切迫していると判断されたときは、至急安全な場所に避難させるものとする。

ウ　収容避難

事前及び緊急避難として利用した施設等に危険が予想されるときは、他の安全な場所へ避難させるものとする。この場合、輸送用車輌の確保などの手段を講じて収容避難させる。なお、本町において対応しきれない場合は、他市町村への要請又は知事に対し応援を要請する。

３　勧告及び指示又は避難準備情報の周知

（１）　勧告、指示又は避難準備情報の伝達内容

伝達すべき内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　避難先とその場所名

イ　避難経路

ウ　避難勧告、指示又は避難準備情報の理由

エ　注意事項

ａ　避難後の戸締まりをする。

ｂ　家屋を補強し家財道具を安全な場所へ移動する。

ｃ　火の元に注意し、灯油、ガスの元栓を閉める。

ｄ　非常持出品は必要最小限にする。（例　食料、水、懐中電灯、ラジオ、着替え、応急医療品、看護用品、ちり紙、タオル、貴重品等）

オ　服装は軽装とし、帽子、頭きん、雨合羽、防寒用具等を携行する。

（２）　勧告、指示又は避難準備情報の伝達方法

次に掲げる伝達方法により、災害の状況、地域の実情等を考慮し、いずれかの方法により行い、場合によっては、２以上の方法を併用するものとする。

ア　広報車による伝達

町、消防署、警察署の広報車を利用し、巡回して伝達する。

イ　信号による伝達

サイレンなどを利用する。

ウ　電話による伝達

電話により住民組織等を活用して伝達する。

エ　個別訪問による伝達

避難を勧告、指示したときが夜間、停電又は風雨等が激しいときなどで、各家庭に対する完全周知が困難である場合は、伝達班を編成し、個別訪問による伝達をする。

オ　ラジオ、テレビ放送による伝達

ＮＨＫその他民放放送局に対して、勧告、指示を行なった旨通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送するよう協力依頼する。

カ　携帯電話（緊急速報メール）による伝達

携帯電話キャリア各社のシステムを利用して、伝達すべき事項を緊急速報メールとして伝達する。

（３）　関係機関への報告、通報

ア　後志総合振興局に対する報告

避難のための立退きを勧告し、若しくは指示等をした場合は、町長は速やかに後志振興局長に、発令者、発令の理由、発令の日時、避難の対象区域、避難先等を報告する。

イ　警察署に連絡して協力を得る。

ウ　避難場所等として利用する施設の管理者に対し、至急連絡し協力を得る。

４　避難場所等

（１）　避難場所等の設置

避難のための立退きを勧告又は指示をした場合及び立退き先の指示を必要とした場合、当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断し、あらかじめ指定してある避難場所等のうち、最も安全で速やかに避難できる避難場所等を設置する。

あらかじめ指定してある避難場所等は、**資料編　別表１６**の避難所と避難場所とし、避難場所等の施設状況及び位置等については別紙「避難所・避難場所及びヘリコプター離着陸場一覧表」並びに別図「避難場所等位置図」によるものとする。

（２）　避難所の管理、運営

ア　避難所には、対策本部長が本部員の中から選任したものを派遣し、駐在させ、そのものを避難所の管理にあてるものとする。

この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力

を求めるものとする。

イ　町は、避難所ごとに収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め国等へ報告するものとする。

ウ　町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのために必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

エ　町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

オ　道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

カ　道及び町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とするものとする。

（３）　避難住民の把握と本部との連絡

避難所管理責任者は、避難所を管理するとともに、避難住民の実態を把握し、また保護する任にあたり対策本部との情報連絡を常に行なわなければならない。

（４）　避難所の記録

避難所管理責任者は､避難所及び避難住民について記録するものとする。

（５）　後志総合振興局への報告

避難場所等を開設した場合、町長は速やかに報告するものとする。

ア　避難場所等開設の日時、場所及び施設名

イ　収容状況、収容人員

ウ　炊出し等の状況

エ　開設期間の見込み

５　避難誘導

（１）　避難誘導者

避難者の誘導は対策本部長が選任した本部員、消防署、消防団、警察官等が協力して行う。

また、避難誘導者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した行動ルールを定めるものとする。

（２）　避難の順位

避難に関しては区会又は隣近所等で互いに助け合い、集団行動をとる。

避難をさせる場合は、老人、幼児、傷病者及び婦人を優先的に避難させるものとする。

（３）　移送の方法

避難者が自力で避難することが不可能な場合や避難の途中で危険がある場合等の避難は、車輌、船艇等その他適宜な方法により移送を行うものとする。

また、被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは道に対し応援を求め実施する。

（４）　避難の単位

迅速かつ確実に避難をさせるため、原則として次のとおりとするが、時間的余裕が十分ある場合には、家庭単位の避難を考慮する。

ア　昼間は、児童等は学校単位、勤労者は職場単位、婦人等は家庭単位で避難するものとする。

イ　夜間は、家庭単位で避難するものとする。

（５）　非常持出品の制限

避難者の非常持出品は必要最小限にとどめるよう指導するものとする。

６　避難所の仮設

避難所が使用不能になった場合又は収容しきれなくなった場合は、仮設避難所の設営を行うものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

７　警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命を守るため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

発　令　者	種　別	要　　件	根拠法令
町　長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、又は退去を命ずる。	基本法第63条
警察官 又は海上保安官		上記の場合において、町長又はその委任を受けた町職員が現場にいないとき、若しくは町長から要求があったとき	
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		上記の場合において、町長又はその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職権を行うものがいないとき	
消防長 消防署長 （警察署長）	火　災	ガス火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与える	消防法第23条の2

		おそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定めるもの以外の者に対して、区域内から退去を命じ、立入りを禁止し、若しくは制限する。	
水防団長・団員 消防機関に属するもの（警察官）	水 防	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、区域への立入りを禁止し、制限し、又は退去を命ずる。	水防法 第 21 条

避難所・避難場所及びヘリコプター離着陸場一覧表

別紙

避難対象			避難所		収容人数	避難場所	ヘリコプター離発着可能場所・広さ(m)	標高(m)	給食施設	水道施設	津波一時避難場所	
主な対象地区	世帯数	人口									施設	避難経路
栄地区 （地域によっては旭中学校に避難）	602	1,344	1	栄小学校	530	グラウンド（6,787㎡）		32.5	有	簡易水道	○	道道栄町温泉線
			2	栄町農業構造改善センター	80			20.0	有	簡易水道	○	
			3	東大浜中福祉の家	140			6.0	有	上水道		
			小　計		750							
大川地区	2,203	4,361	4	大川小学校	1,610	グラウンド(12,865㎡)	グラウンド　120×120	4.2	有	上水道		
			5	旭中学校	2,240	グラウンド(11,329㎡)		4.2	有	上水道		
			6	大川保育所	130			4.1	有	上水道		
			7	大浜中老人寿の家	90			4.0	有	上水道		
			8	勤労青少年ホーム	230			3.9	有	上水道		
			9	中央公民館	1,110			1.7	有	上水道	○	国道５号、大川町停車場線
			10	即信寺支院	100			3.0	有	上水道	○	大川町南１線、大川町停車場線
			小　計		5,510							
黒川地区	3,044	6,290	11	黒川小学校	2,820	グラウンド(13,894㎡)		3.2	有	上水道	○	国道５号
			12	老人福祉センター	120			1.8	有	上水道		
			13	黒川17区生活館	40			2.4	有	上水道		
			14	黒川会館	70			1.0	有	上水道		
			15	黒川八幡生活館	60			3.9	有	上水道		
			16	北星学園余市高等学校	2,830	グラウンド(31,870㎡)		2.5	有	上水道	○	学園線、大川町南２線
			17	農協会館	400			1.5	有	上水道	○	大川町停車場線
			18	経済センター	260			1.5	有	上水道	○	国道２２９号、黒川昭和４号線
			19	余市念法寺	150			1.9	有	上水道	○	大川黒川町線
			20			都市公園予定地(12,000㎡)	都市公園予定地　100×120	6.0				
			21			ふじ公園(18,294㎡)		2.4				都市計画街路登川線
			小　計		6,750							
登地区 （地域によっては旭中学校に避難）	259	601	22	登小学校	550	グラウンド(4,817㎡)		23.0	有	簡易水道		
			23	登老人寿の家	120			21.0	有	簡易水道		
			24	下水道管理センター	40	余市フルーツパークゴルフ場(15,600㎡)		4.8	有	上水道	○	大浜中登線
			25			余市農道空港(37,920㎡)	余市農道空港　60×920	42.3			○	道道余市赤井川線、水田ノ沢線
			小　計		710							
朝日、入舟、美園、 山田、浜中地区	1,674	3,368	26	東中学校	2,110	グラウンド(15,895㎡)		7.4	有	上水道	○	朝日町２号線、東中学校環状線
			27	総合体育館	1,570	余市運動公園(46,200㎡)	野球場90×90　陸上競技場45×80　自由広場70×75	2.0	有	上水道	○	都市計画街路美園線、入舟山田線
			28	福祉センター入舟分館	280			2.0	有	上水道		
			29	中央保育所	140			2.2	有	上水道		
			30	山田町農業構造改善センター	80			3.4	有	上水道		
			31	農村活性化センター	120			4.8	有	上水道		
			32			余市町役場(3,968㎡)		12.0			○	国道２２９号
			小　計		4,300							
沢、富沢、港、梅川地区	2,179	4,358	33	沢町小学校	1,570	グラウンド(13,379㎡)	グラウンド　80×100	4.1	有	上水道		
			34	西中学校	2,060	グラウンド(16,486㎡)		13.5	有	上水道	○	梅川第１線、富沢町１２丁目線
			35	福祉センター	380			2.0	有	上水道		
			36	沢町児童館	70			2.8	有	上水道		
			37	梅川町農業構造改善センター	80			34.2	有	簡易水道	○	梅川琴平沢町線
			38	円山公園ふれあい交流施設	170	円山公園(9,300㎡)		38.8	有	上水道	○	円山公園線
			39	北海道立余市高等学校	1,890	グラウンド(17,559㎡)		5.8	有	上水道	○	道道豊丘余市停車場線
			40	余市神社	140			19.2	有	上水道	○	都市計画街路中町線、富沢線
			41	宝隆寺	200			4.2	有	上水道	○	道道豊丘余市停車場線、都市計画街路中町線
			42	永全寺	100			7.0	有	上水道	○	梅川第１線、富沢町３丁目線
			43	即信寺	410			11.0	有	上水道	○	梅川第１線、富沢町８丁目線
			44	余市町水産加工研修センター	60			1.7	有	上水道		
			小　計		7,130							
豊丘地区 （地域によっては沢町小学校に避難）	189	333	45	豊丘老人寿の家	80			38.0	有	上水道		
			46	余市幸住学園	230			35.0	有	上水道		
			小　計		310							
白岩地区	12	35	47	白岩会館	20	白岩会館広場(450㎡)		約30	有	地域飲料水	○	国道２２９号
			小　計		20							
潮見地区	5	8	48	潮見会館	30	潮見会館広場(108㎡)		約15	有	地域飲料水	○	国道２２９号、潮見町学校線
			小　計		30							
豊浜地区	57	83	49	豊浜生活改善センター	80			約10	有	簡易水道	○	国道２２９号、豊浜線
			50			豊浜学園グラウンド(2,909㎡)		約10				
			小　計		80							
合　計	10,224	20,781			25,590							

※　世帯数、人口は平成24年12月31日現在の住民基本台帳

指定避難場所・津波一時避難場所（栄、登地区）

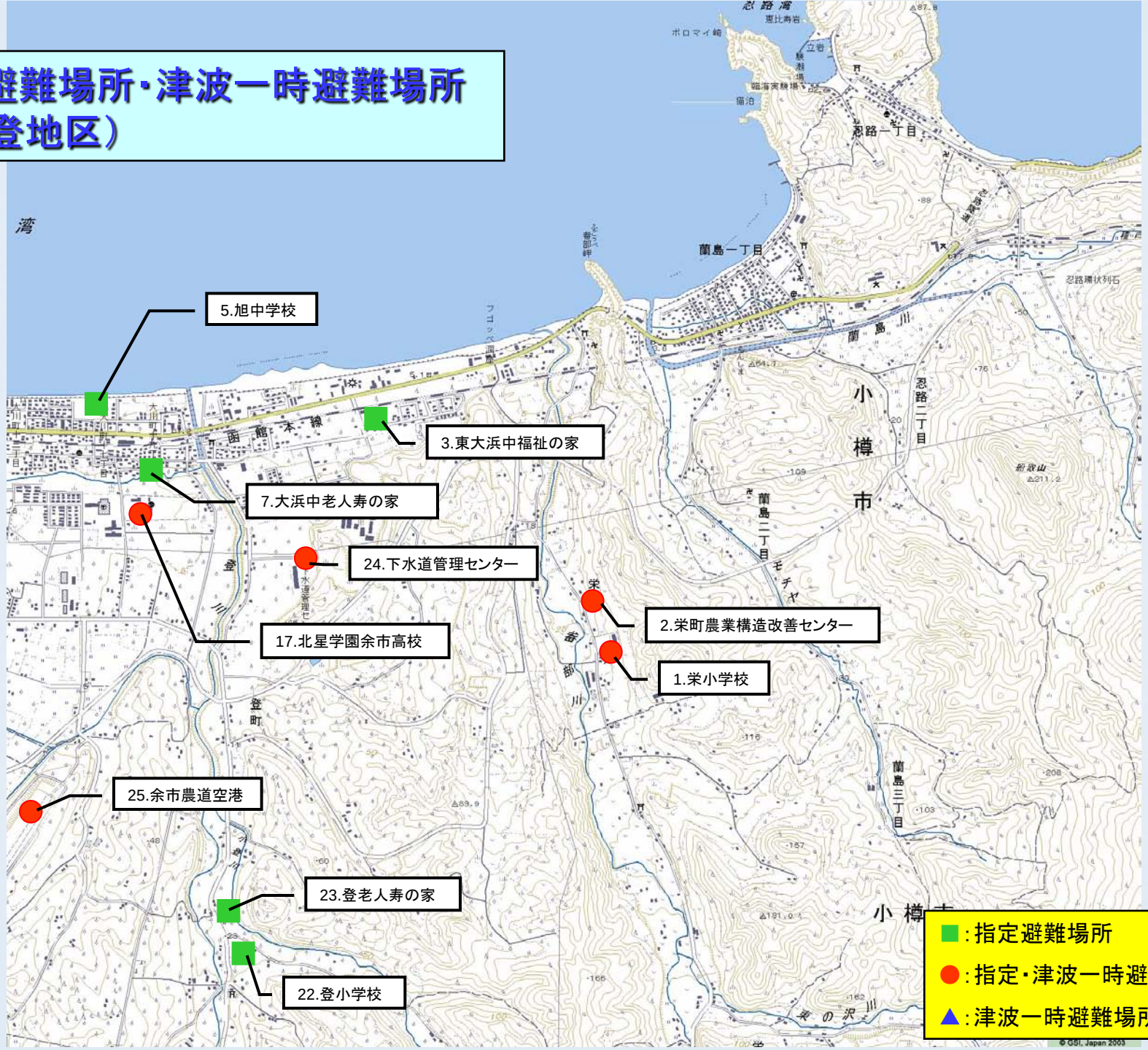

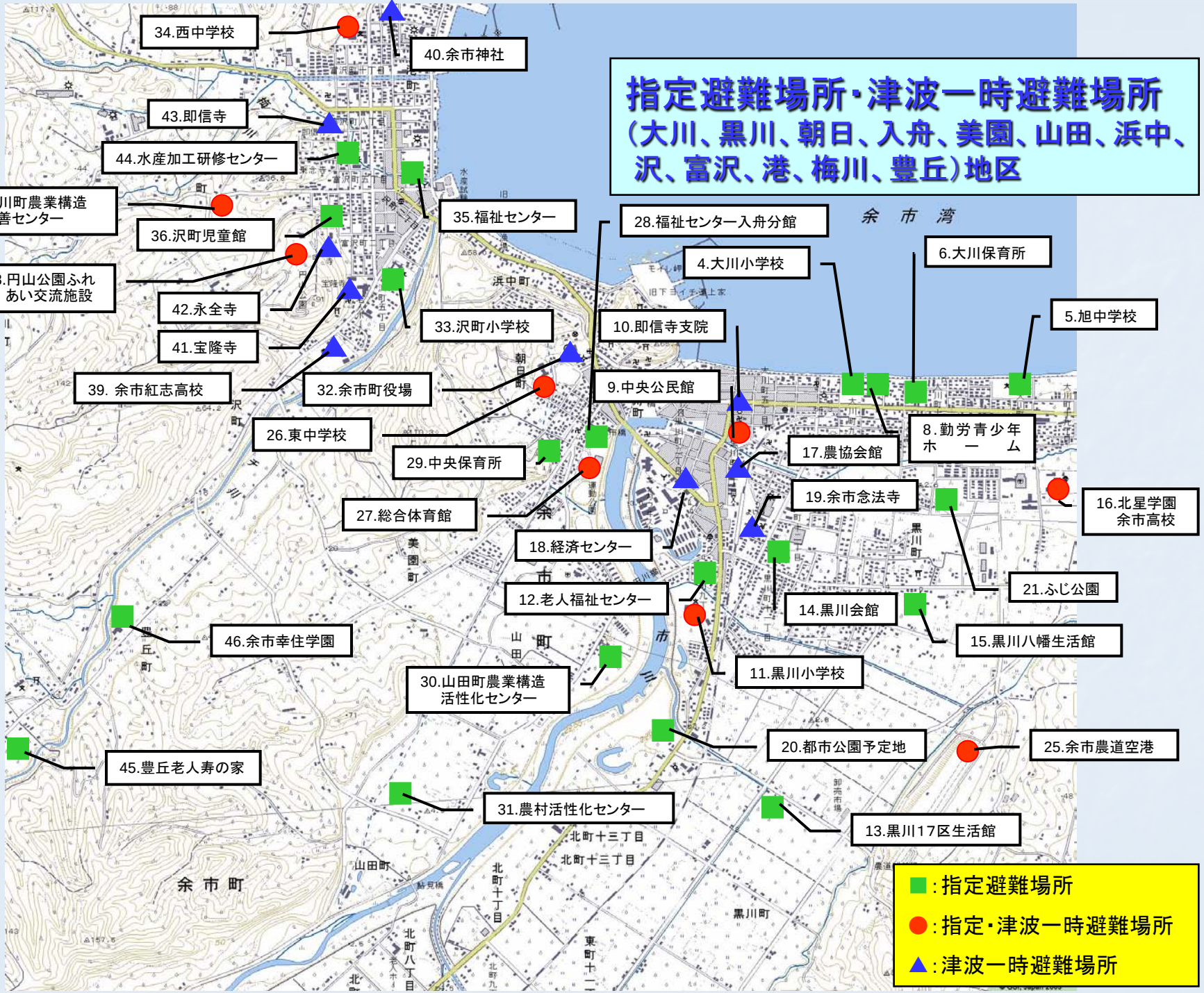
指定避難場所・津波一時避難場所
（大川、黒川、朝日、入舟、美園、山田、浜中、沢、富沢、港、梅川、豊丘）地区
34.西中学校
40.余市神社
43.即信寺
44.水産加工研修センター
37.梅川町農業構造改善センター
35.福祉センター
36.沢町児童館
38.円山公園ふれあい交流施設
42.永全寺
33.沢町小学校
41.宝隆寺
39. 余市紅志高校
32.余市町役場
26.東中学校
29.中央保育所
27.総合体育館
28.福祉センター入舟分館
4.大川小学校
6.大川保育所
5.旭中学校
10.即信寺支院
9.中央公民館
8.勤労青少年ホーム
17.農協会館
19.余市念法寺
16.北星学園余市高校
18.経済センター
12.老人福祉センター
14.黒川会館
21.ふじ公園
15.黒川八幡生活館
46.余市幸住学園
11.黒川小学校
30.山田町農業構造活性化センター
20.都市公園予定地
25.余市農道空港
45.豊丘老人寿の家
31.農村活性化センター
13.黒川17区生活館
余市湾
余市町
山田町
黒川町
■：指定避難場所
●：指定・津波一時避難場所
▲：津波一時避難場所

指定避難場所・津波一時避難場所（白岩、潮見、豊浜地区）

第４節　救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は本計画に定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

１　実施責任

（１）　北海道警察

札幌方面余市警察署

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施するものとする。

（２）　第一管区海上保安本部

小樽海上保安部

海上における避難者の救助救出を実施するものとする。

（３）　北海道

後志総合振興局

後志総合振興局は、管内市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずるものとする。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施するものとする。

（４）　余市町（余市消防署、余市消防団）

町（災害救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容するものとする。

また、町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求めるものとする。

２　救助救出活動

（１）　被災地域における救助救出活動

町及び余市警察署は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

（２）　海上における救助救出活動

小樽海上保安部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施するものとする。

（３）　現地災害対策本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置するものとする。

第５節　交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は､本計画の定めるところによる。

１　交通応急対策の実施

（１）　町（消防機関）

ア　町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ　消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害になることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

ウ　消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

２　道路の交通規制

（１）　道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び所轄警察署長は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況についてその実態を把握する。

ア　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

（２）　交通規制の実施

道路管理者及び所轄警察署長は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

（３）　関係機関との連携

道路管理者及び所轄警察署長が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

３　緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

（１）　通知

北海道公安委員会（北海道警察）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

（２）　緊急通行車両の確認手続

ア　北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ　確認場所

緊急通行車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ　緊急通行車両

ａ　緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
・消防、水防その他の応急措置に関する事項
・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
・清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
・緊急輸送の確保に関する事項
・その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

ｂ　指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

（３）　通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会（北海道警察）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

ア　確認手続

ａ　北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

ｂ　確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通

検問所で行う。

c　証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては､車両ごとに｢規制対象除外車両通行証明書｣､｢標章｣を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ　規制対象除外車両等

a　傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

b　報道機関の緊急取材のために使用中の車両

c　他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両。

d　次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として､標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

・道路維持作業用自動車
・通学通園バス
・郵便物の収集又は配達のため使用する車両
・電報の配達のため使用する車両
・廃棄物の収集に使用する車両
・伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
・その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

４　放置車両対策

（１）　北海道公安委員会（北海道警察）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

（２）　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする｡運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものする。

第６節　食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する主要食糧及び副食・調味料の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

町長は、災害時における主要食糧及び副食・調味料の供給を行う。災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第３０条第１項の規定により委任された場合は町長が行うものとする。

２　応急配給の対象

（１）　避難所に収容された場合

（２）　住家の被災により炊事のできない場合

（３）　旅行滞在者であって、滞在している施設が被災したため、前記（１）

（２）に該当することとなった場合

（４）　災害時において救助活動、応急措置、その他応急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合

３　配給品目

主食は、原則として米穀とするが、状況によっては乾パンや小麦粉製品等を配給する。

４　調達方法

（１）　主食（米穀）

米穀の調達は、原則として町内米穀小売業者から購入して行うものとするが、必要数量を確保できない場合は、その確保について後志総合振興局長を通じて知事に要請し､農林水産省生産局より供給を受けるものとする。

米穀の要請

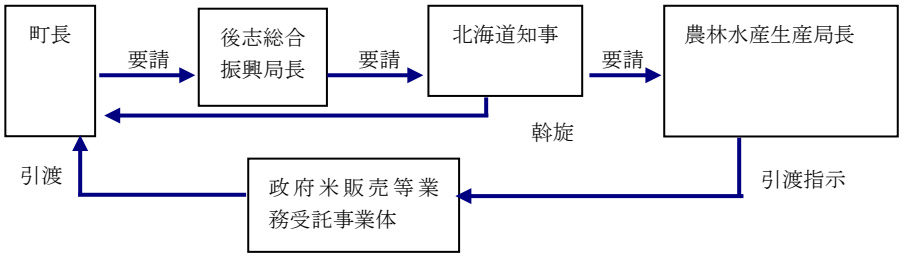

（２）　副食・調味料

副食・調味料の調達は、原則として町が直接調達する。ただし、町内における調達が困難であり、若しくは必要数量を確保できない場合は、後志総合振興局長を通じ知事にその斡旋を要請するものとする。

５　炊出しの方法

（１）　実施責任者

被災者に対する炊出しの給与は、町長が行うものとし、その担当は町民対策班があたるものとする。

（２）　炊出しの方法

ア　炊出しは、町民対策班が必要に応じ**資料編　別表５**に定める団体等の協力を得て行うものとする。

イ　炊出しの場所は、避難場所等の備え付けの施設を利用する。ただし、対象者の状況により当該施設のみで実施が困難であると予想される場合は、対策本部長に指示を仰ぎ、その他の施設を利用するものとする。

６　乳幼児対策

乳幼児に対する給食は、人工栄養とし、その確保が困難なときは小売業者の協力を得て調達するものとする。

第７節　衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画によるものとする。

１　実施責任者

町長は、被災者に対して被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第３０条第１項の規定により委任された場合は町長が行うものとする。

なお、知事は災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

２　給与又は貸与の対象者

住家の全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）、床下浸水で生活上必要な家財等が喪失、毀損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

３　給与又は貸与物資の種類

被害状況に応じて、次の品目を給与又は貸与するものとする。

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

４　給与又は貸与の方法

（１）　物資の購入及び配分計画

町民対策班は、世帯構成人員別被害状況を把握し、救援物資の購入及び配分計画をたて、購入し、給与又は貸与するものとする。

（２）　物資の調達

物資の調達は、町内小売業者より行うものとするが、町内において調達困難な場合は､後志総合振興局長を通じ知事に対し､必要物資の斡旋依頼、又は調達を要請するものとする。

（３）　物資の給与又は貸与の方法

町民対策班は、各地区の物資支給責任者を定め、民生委員及び住民組織等の協力を得て、迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、この場合、給与又は貸与の状況が明確にわかるよう、道及び町の調達物資を受払簿と受領簿により整理するものとする。

５　給与又は貸与の費用と期間

衣料、生活必需品等物資の給与又は貸与についての費用、期間については、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

６　日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

（１）　被災者の救助用物資

毛布、緊急セット、拠点用日用品セット、安眠セット

（２）　救助物資の配分対象及び配分基準

①　被災者用救援物資

配 分 対 象	品　　名	配 分 数 量	備　　考
全焼、全壊、 流失、半焼、 半壊、避難所	毛 布	冬期１人あたり　２枚 夏期１人あたり　１枚	冬期とは 自 11 月 1 日 至 4 月 30 日

世帯	救急セット	１人～４人世帯　１個 ５人～８人世帯　２個	９人以上は４人に１個の割合で配分する
床上浸水世帯	毛 布	１世帯当たり　１枚	
	救急セット	１世帯当たり　１個	

②　避難所用救援物資

品　　名	配 分 数 量	備　　考
毛 布	冬期１人あたり　２枚 夏期１人あたり　１枚	冬期とは 自 11 月 1 日 至 4 月 30 日
拠点日用品セット	１人～２人世帯　１個 ３人～４人世帯　２個	５人以上は２人に１個の割合で配分する
安眠セット	１人当たり　１個	

（３）　配分方法

救助物資は、日本赤十字社北海道支部後志地区長（後志総合振興局長）が管内被災者に対し、上記基準に基づき適正・迅速に配分するものとする。

第８節　給水計画

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民生活を守るために行う応急給水は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

町長は、被災地の飲料水の確保のため応急供給を行う。災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第３０条第１項の規定により委任された場合は町長が行うものとする。

（１）　個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後３日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

（２）　生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

２　給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

３　給水の方法

（１）　輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（散水車、消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。この場合、散水車、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行うものとする。

（２）　浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄化装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

（３）　家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

４　給水資機材の調達方法

余市管設備協会（**資料編 別表１７**）の協力を得て、必要な資機材を調達するものとする。

５　応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を行うことが困難な場合は、近隣の市町村長又は知事（後志総合振興局長）に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び供給資機材の応援を要請するものとする。

また、飲料水の供給のため必要と認めた場合は、知事（後志総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

水道施設及び給水人口

種別	計画給水量（m3/日）	計画給水人口（人）	計画1人1日最大給水量（ℓ／人･日）	浄水場等の名称	浄水場等の位置	計画浄水量（m3／日）	計画対象人口（人）	対象地域
余市町上水道	9,320	21,360	436	余市川浄水場	山田町654-1	7,800	20,610	大川町、黒川町、入舟町、朝日町、美園町、浜中町、富沢町、港町の全部 栄町、登町、山田町、沢町、梅川町、豊丘町のそれぞれ一部
				豊丘浄水場	豊丘町423-1	2,100		
				梅川浄水場	梅川町1361-5	123	114	梅川町の一部
				東部地区浄水場	登町1978-6	200	536	黒川町、登町のそれぞれ一部
				栄地区浄水場	栄町1550-4	209		栄町の一部
				豊浜浄水場	豊浜町366	67	100	豊浜町の一部

第９節　上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

１　上水道

（１）　応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

ア　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ　被害状況により他市町村等への支援を要請する。

エ　住民への広報活動を行う。

（２）　広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

２　下水道

（１）　応急復旧

市街地での内水による浸水は､家屋等財産に損害を与えるばかりでなく､人命をも驚かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ　被害状況により他市町村等への支援を要請する。

エ　管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ　処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

カ　住民への広報活動を行う。

（２）　広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第１０節　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

町は、管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ　地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ　ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

２　石油類燃料の確保

町長は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

自ら調達が困難な場合は、知事（後志総合振興局長）に対し、斡旋及び調達を要請するものとする。

第１１節　医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合における医療又は助産の実施は、本計画によるものとする。

１　実施責任者

町長は、災害時における医療活動を実施するため余市医師会の協力を得て医療救護を行う。

災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第３０条第１項の規定により委任された場合は町長が行うものとする。

２　医療救護の対象者

（１）　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

（２）　災害により医療救護を必要とする者

（３）　災害発生の日前後１週間以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者

３　医療救護所

医療救護、助産を行うため、災害の状況により町内における医療機関（**資料編 別表１８**）のうちから、医療救護所を指定するものとする。この場合、直ちに住民に周知するものとする。

４　救護班の編成

救護班の派遣を必要とする場合は、町民対策班を主体に余市医師会の協力を得て医師、看護師等をもって編成し、医療救護にあたるものとする。

また、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生したときは、医療救護所に患者が殺到することが予想される。

このため、医療救護所ではトリアージ（治療の優先度の判定）を実施し、軽傷者に対する手当等を行うとともに、重症と考えられる患者については応急手当後､最寄りの医療機関へ搬送が必要かどうかの判断を行うものとする。

（１）　余市医師会

災害時の医療救護活動に関する協定書の定めるところによる。（資料８）

（２）　医療機関

社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院等の協力を得るが、場合によっては災害拠点病院である市立小樽病院に支援要請を行うものとする。

（３）　搬送体制

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として余市消防署が実施するものとする。ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、救護班の確保した車両で行うものとする。

また、道路の損壊等により搬送が困難な場合は、道の所有するヘリコプター等を要請するものとする。

（４）　医薬品等の確保

医療救護所等で必要な医薬品・医薬資機材・暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

（５）　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）

ア　医療救護活動は、原則として道又は町が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を被災地に派遣する。

イ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

ウ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の業務内容は、次のとおりとする。

ａ　トリアージ

ｂ　傷病者に対する応急処置及び医療

ｃ　傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

ｄ　助産救護

ｅ　被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム(ＤＭＡＴ）のみ)

５　助産師

助産が必要な妊婦を救助しなければならないときは、医療機関に連絡するほか、助産師へ協力を要請するものとする。

６　派遣の要請等

町長は、必要に応じ、知事（後志総合振興局長）に対し、救護班の派遣を要請するものとし、医薬品・医療資機材等が不足し、確保が困難又は不能のときはその確保について要請するものとする。

７　保健指導等

町長は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を行うものとする。

第１２節　防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

被災地における防疫は、町長が知事の指導及び指示に基づき実施するものとする。ただし、災害による被害が甚大で本町のみで防疫の実施が不可能なときは、道や関係機関の応援協力のもとに実施するものとする。

２　防疫班等の編成

町長は、被災地の防疫活動を迅速・的確に実施するため、防疫班を編成するものとする。

種　別	責任者	編成基準	器具用具	備　考
防疫班	民生総括班長（民生部長）	町民対策班員	その都度準備をする	
検病調査班		医師　１名 保健師（又は看護師）１名 その他職員　１名		（町民対策班員に協力をもらう）
検水調査班	建設水道総括班長（建設水道部長）	水道対策班員	その都度準備をする	

３　感染症対策の種別及び方法

町長は、知事が行う感染症の発生の状況、動向及び原因の調査並びに健康診断、就業制限、予防接種、消毒等に協力するものとする。

（１）　知事が行う動向及び原因調査並びに健康診断への協力（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第１５条）

ア　地域の住民組織等の協力を得て、感染症予防対策上必要な情報の早期把握に努める。

イ　検病調査の結果、必要があるときは感染症法第１７条に基づき行なわれる健康診断に協力するものとする。

ウ　知事の行う感染症の病原体を保有していないことの確認調査の協力を行うものとする。

（２）　知事の行う就業制限（感染症法第１８条）に対する協力

（３）　臨時予防接種

町長は、知事の指示により感染症のまん延防止上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

（４）　消毒方法

町長は、感染症法第２７条第２項及び第２９条第２項の規定による知事の指示があったときは、同法施行規則第１４条及び平成１１年３月３１日付け健医感発第５１号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

ア　浸水家屋、下水その他不潔な場所には必要に応じ、クレゾール水で拭浄したり消石灰を散布する。

イ　便所は、フェノール水、又はクレゾール水で拭浄するか散布し、便槽には消石灰を投入する。

ウ　井戸の消毒は、その水１㍑当り２０cc の次亜鉛素酸ソーダ溶液（１０％）を投入し、十分攪拌した後、２時間以上放置させ飲用する。また、飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要綱に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

（５）　各世帯の家屋等の消毒指導

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配布と床、壁の拭浄、手洗い設備の設置、便所の消毒など衛生上の指導を行うものとする。

（６）　ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第２８条第２項の規定による知事の指示があったときは、同法施行規則第１５条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

（７）　生活の用に供される水の使用制限等

町長は､感染法第３１条第２項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送､濾水機により濾過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は１日１人当り約２０㍑とすることが望ましい。

４　感染症の患者に対する対応

町長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、関係機関と連携を図り感染症の患者等の人権を配慮しながら地域に密着した衛生指導、相談業務を行うものとする。

５　避難所等の防疫指導

町は、避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

（１）　健康調査等

避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

（２）　清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

（３）　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

（４）　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については､十分指導徹底させるものとする。

第１３節　廃棄物処理等計画

災害時におけるごみ及びし尿の収集、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」）の業務については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）　ごみ及びし尿

ア　災害時におけるごみ及びし尿の清掃は、北しりべし廃棄物処理広域連合（ごみ）と北後志衛生施設組合（し尿）の協力を得て、町長が実施するものとする。

イ　町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施するものとする。

（２）　死亡獣畜

ア　死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町長が実施するものとする。

２　廃棄物等の処理方法

（１）　ごみの収集処分

ア　食物の残廃物を優先収集するものとする。

イ　ごみの処分は、臨時集積場を確保し、処理については、廃棄物処理場（焼却処理施設・埋立最終処分場）のほか必要に応じて焼却など環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

（２）　し尿の収集処分

ア　汲取り車により収集不能な地域については、各戸にビニール袋等の容器を配布するなどして収集するものとする。

イ　し尿の処分は、し尿処理場で処理することを原則とするが、必要に応じ簡易処理場を設置するものとする。

（３）　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場において行うものとする。ただし、死亡獣畜処理場のない場合又は運搬することが困難な場合は、倶知安保健所長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア　環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理するものとする。

イ　移動できないものについては、倶知安保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ　ア及びイにおいて埋却する場合にあっては１ｍ以上覆土するものとする。

第１４節　飼養動物対策計画

災害時における飼養動物の取扱いについては、本計画の査まめるところによる。

１　実施責任者

（１）　逸走犬の処理は、町長が実施するものとする。

２　飼養動物の取扱い

（１）　動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年北海道条例第３号）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

（２）　災害発生時における動物の避難は、同条例第６条第１項第４号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。

（３）　逸走犬の処理

ア　逸走犬は、捕獲して適当な場所に収容するものとする。

イ　住民等に対し、逸走犬を収容していることを周知するものとする。

第１５節　住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画によるものとする。

１　実施責任者

町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

２　実施の方法

（１）　避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

（２）　公営住宅等のあっせん

町長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

（３）　応急仮設住宅

ア　入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ａ　住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

ｂ　居住する住家がない者であること。

ｃ　自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

・生活保護法の被保護者及び要保護者

・特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

イ　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。

ウ　応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

エ　建設戸数（借上げを含む。）

町長からの要請に基づき道が設置戸数を決定する。

オ　規模、構造、存続期間

ａ　応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき２９．７㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による２～６戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

ｂ　応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、３月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、２年以内とすることができる。

但し､「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ｃ　費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

カ　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は町に委任する。

キ　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

（３）　住宅の応急処理

ア　応急修理を受ける者

ａ　住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

ｂ　自らの資力で応急修理ができない者であること。

イ　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ　修理の範囲と費用

ａ　応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

ｂ　費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

（５）　災害公営住宅

ア　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の１以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ａ　地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

（ａ）　被災地全域の滅失戸数が５００戸以上のとき

（ｂ）　町の区域内の滅失戸数が２００戸以上のとき

（ｃ）　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

ｂ　火災による場合

（ａ）　被災地域の滅失戸数が２００戸以上のとき

（ｂ）　滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

イ　整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めたときには道が整備し、整備後は公営住宅法第４６条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

ウ　整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ａ　入居者資格

（ａ）　当該災害発生の日から３年間は当該災害により住宅を失った者であること。

（ｂ）　当該災害発生の日から３年間は当該災害により住宅を失った者であること。

（ｃ）　月収２１４，０００円以下（当該災害発生の日から３年を経過した後は、１５８，０００円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

（ｄ）　現に同居し又は同居しようとする親族があること。

（ｅ）　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

ｂ　構造

再度の被災を防止する構造とする。

ｃ　整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

ｄ　国庫補助

（ａ）　建設、買い取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買い取りに要する費用の２/３。但し、激甚災害の場合は３/４

（ｂ）　借り上げを行う場合は住宅共用部分工事費の２/５

３　資材等の斡旋、調達

（１）　町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

（２）　道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

４　住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推するものとする。

第１６節　被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

１　応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

（１）　活動体制

町および道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。

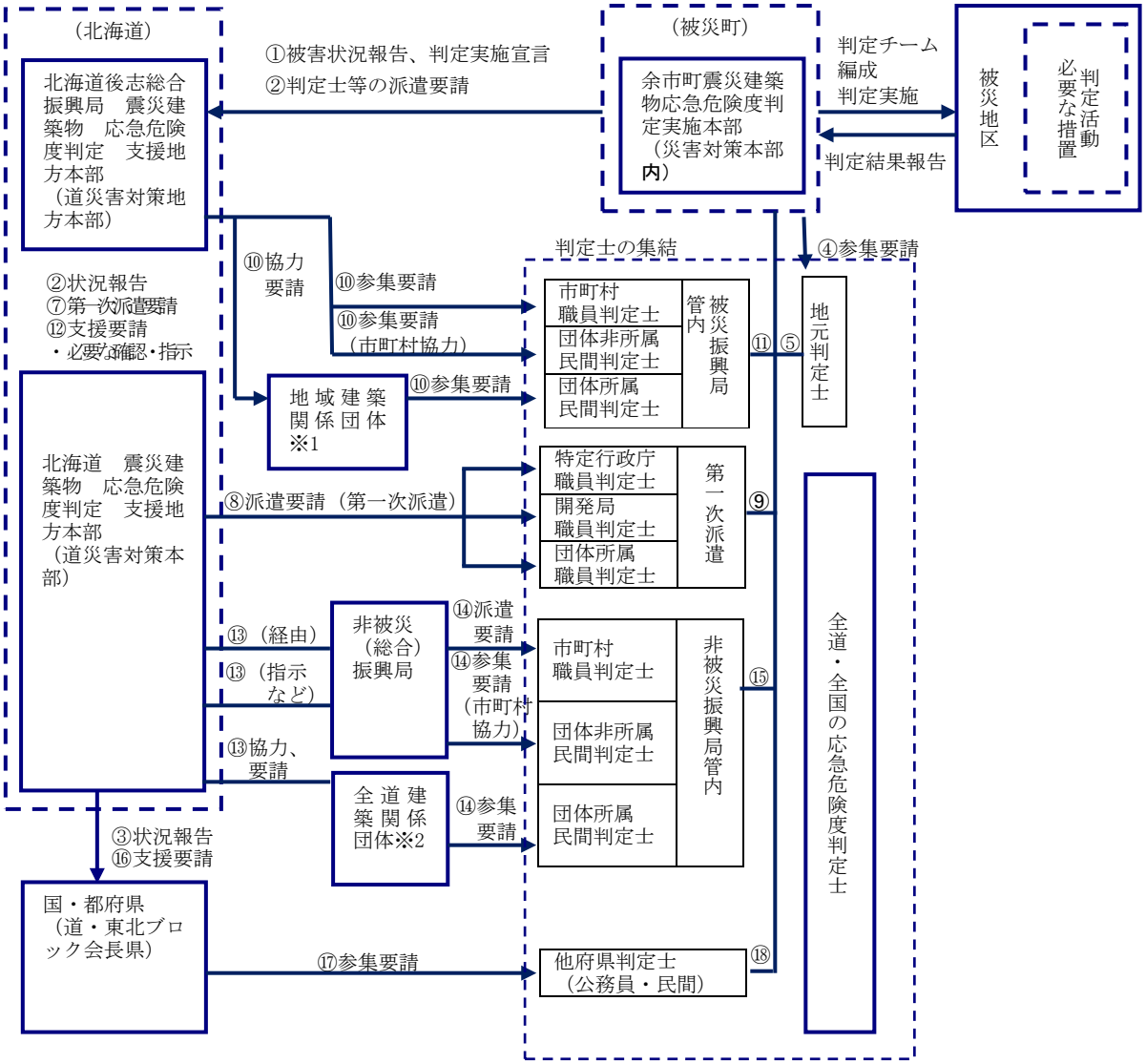

２　基本的事項

（１）　判定対象建物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

（２）　判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

（３）　判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、３段階の判定の内容については、次のとおりである。

危　険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

（４）　判定の効力

行政機関による情報の提供である。

（５）　判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第１７節　被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、災害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

１　危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

２　危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

３　判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

（１）　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

（２）　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

（３）　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区　　分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。

要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

４　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地の調査・危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

（１）　宅地に係る被害情報の収集
（２）　判定実施計画の作成
（３）　判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
（４）　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
（５）　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

５　事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

（１）　町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
（２）　町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第１８節　行方不明者の捜索、遺体の収容処理及び埋葬計画

災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画によるものとする。

１　実施責任者

余市町長（災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）

警察官

海上保安官

２　行方不明者の捜索

（１）　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

（２）　捜索の実施

行方不明者の捜索は、消防機関、警察官及び海上保安官の協力を要請し検索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施するものとする。

（３）　応援要請

町において被災し、町だけでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村に応援を要する場合、又は遺体が流失などにより他市町村に漂着していると考えられるときは、隣接市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対し、次の事項を明示して捜索の応援を要請するものとする。

ア　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ　遺体、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

３　遺体の収容処理

（１）　対象者

災害の際、死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

（２）　収容の方法

消防機関、警察官、海上保安官及び地域住民等の協力を得て行い、棺等必要器材を確保したうえ、町内の寺院、公共施設等遺体収容に適当な場所を選定し、収容するものとする。

（３）　処理の方法

収容した遺体は、速やかに警察官又は海上保安官の検視及び医師の検案を受け、次により処理するものとする。

ア　身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。

イ　身元が判明しない場合、遺族等により身元確認困難な場合、又は引取人がいない場合は遺体の の洗浄、縫合、消毒等の処置及び一時的な安置

をすると同時に、遺体の特徴及び所持品の保管をする。

４　遺体の埋葬

（１）　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族等のいない遺体

（２）　埋葬の方法

町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。また、一時的かつ集中的に多数の死者が発生した場合には、死者の埋葬が適切に行われるよう「災害時における葬祭用品の供給に関する協定」（資料６）により、道知事の協力を得て行うものとする。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬を行うものとする。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに埋葬にあたっては土葬又は火葬とする。

ウ　被害地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

エ　埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行う。

第１９節　障害物除去計画

水害、山崩れ、地震・津波等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図るための計画は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）　障害物の除去は、町長が行い、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし同法第３０条第１項の規定により委任された場合は町長が行うものとする。

（２）　道路、河川及び海岸に障害を及ぼしている物の除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は協力し交通の確保を図るものとする。

（３）　海上で障害を及ぼしているものの除去は、小樽海上保安部長が行うものとする。

２　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

（１）　住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

（２）　障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

（３）　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢

水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

（４）　その他公共的立場から除去を必要とする場合

３　障害物除去の方法

原則として町現有機械力（資料編 別表１９）を用いて行い、状況に応じ土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。また、町長は必要と認めるときは、知事（後志総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

なお､実施にあたっては､原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

４ 障害物の保管等

障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用して集積するものとし、工作物の保管を要するときは、町長**がそ**の保管場所を指定するものとする。

５　障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、及びその保管に不相当な費用、あるいは手数を要する場合は、工作物等を売却し、代金を保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約による。

６　放置車両の除去

放置車両の除去について**は、**第５章第５節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第２０節　輸送計画

災害時における応急対策等のための輸送を迅速確実に行うための計画は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

災害応急対策等のための輸送は、町長が実施するものとする。

また、町長は必要と認めるときは、知事（後志総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼する。

２　輸送の対象

（１）　避難のための住民の輸送

（２）　医療及び助産で緊急を要する者のための輸送

（３）　応急対策のために必要な人員、資機材等の輸送

（４）　運搬給水による飲料水確保のための輸送

（５）　生活必需物資の確保のための輸送

（６）　その他災害対策本部が行う輸送

３　輸送の方法

（１）　道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両（資料編 別表２０）を使用するが、災害の規模に応じ、自衛隊や一般運送業者の協力を得て輸送を行うものとする。

（２）　鉄道輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合又は鉄道輸送が適切な場合は、北海道旅客鉄道株式会社の協力を得て、輸送力の確保を図るものとする。

（３）　海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、余市郡漁業協同組合等の協力並びに船舶の借上げによって行うものとする。

（４）　空中輸送

地上輸送が不可能な場合、知事（後志総合振興局）に対しヘリコプター等の出動を要請するものとする。要請を受けた知事は、北海道の所有するヘリコプター等を出動させるほか、必要に応じて北海道警察札幌方面本部及び第１管区海上保安本部、自衛隊等の協力を得て、ヘリコプター等の運行を実施し、円滑な緊急輸送の確保を図るものとする。

町における、ヘリコプター着陸可能地は、**資料編　別表２１**のとおりである。

（５）　人力による輸送

災害の状況により、車両等による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力による輸送を行うものとする。

第２１節　ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

１　基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプターを活用した災害応急対策を実施するため、町長は知事（後志総合振興局長）へ要請を行うことにより、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用するものとする。

２　ヘリコプター等の活動内容

（１）　災害応急対策活動

ア　被災状況調査などの情報収集活動

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

（２）　救急・救助活動

ア　傷病者、医師等の搬送

イ　被災者の救助・救出

（３）　火災防御活動

ア　空中消火

イ　消火資機材、人員等の搬送

（４）　その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

３　町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

（１）　離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

（２）　安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

■ **北海道消防防災ヘリコプター使用手続き系統図**

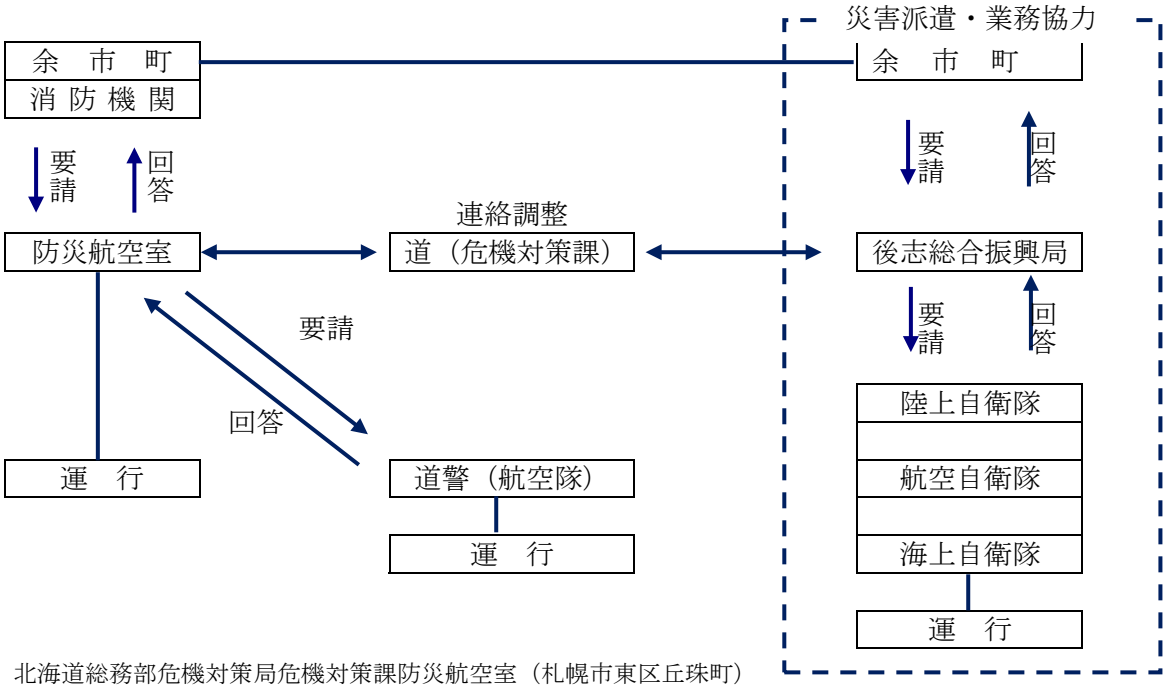

※ 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室（札幌市東区丘珠町）

TEL ０１１－７８２－３２３３　FAX ０１１－７８２－３２３４

第２２節　労務供給計画

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に推進するために必要な一般労働者等雇上げについては、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

町長は、災害応急対策の実施に必要な一般労働者等の雇上げを行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて実施するものとする。

２　雇上げの範囲

（１）　被災者の避難に必要なとき
（２）　医療助産の移送に必要なとき
（３）　被災者の救出のための機械等の操作に必要なとき
（４）　飲料水の供給のための運搬、浄水薬品の配給等に必要なとき
（５）　救援物資の支給に必要なとき
（６）　行方不明者の捜索又は遺体の処理若しくは、埋葬に必要なとき

３　雇上げの方法

（１）　町内の建設業者の協力を得て確保するものとするが、確保できないときは小樽公共職業安定所余市分室主任に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。

（２）　前項による労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア　職種別所要求人数

イ　就業場所及び作業内容

ウ　期間及び賃金等の労働条件

エ　宿泊施設等の状況

オ　その他必要な事項

４　賃金及びその他の費用負担

（１）　労働者に対する費用は、災害救助法が適用されるもののほかは、町において全額負担するものとする。

（２）　労働者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第２３節　文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障を来たした場合の応急教育及び文化財の保全については、本計画によるものとする。

１　実施責任者

（１）　学校管理者等

ア　防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

イ　児童生徒等の安全確保

ａ　在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

ｂ　登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ　施設の整備

文教施設､設備等を災害から防護するため､定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

（２）　北海道・余市町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

２　応急教育対策

（１）　休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は、町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとし、帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、また低学年児童にあたっては、教員が地区別に付き添うなどの措置をとるものとする。

なお、休校措置を登校前に決定したときは、電話その他確実な方法で各児童生徒に周知徹底するものとする。

（２）　施設の確保と復旧対策

ア　応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ　校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努めるものとする。

ウ　校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用するものとする。

なお、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討するものとする。

（３）　教育の要領

災害の状況に応じ、特別教育計画を立て、授業の確保に努めるものとする。特に、授業することが困難な場合は、家庭学習の方法等により学力の低下を防ぐよう努め、特別教育計画の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

ただし、災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

ア　授業場所が、公共施設等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意すること。

イ　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容・方法が、児童生徒の過度の負担にならないようにすること。

ウ　通学道路その他の被害状況に応じて、通学の安全について、遺漏のないよう指導すること。（集団下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）

エ　学校に避難所が開設された場合には、児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の妨げにならないよう留意すること。

オ　教育活動の実施に当たっては被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害についても十分配慮すること。

（４）　教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにするものとする。

３　教科書、学用品の調達及び支給

（１）　支給の対象

被災世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損し、就学上支障あるものに対し支給するものとする。

（２）　支給の方法

町長は、町教育委員会の協力のもとに学校長を通じて対象者に支給するものとする。

（３）　支給の品目

ア　教科書及び教材

イ　文房具

ウ　通学用品

（４）　教科書、学用品等の調達

教科書の調達は、道教育委員会に、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を報告し、町教育委員会の指示により教科書取扱店等から調達するものとする。また、学用品等の調達は、町内の学用品店等から調達するものとする。

４　授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

（１）　保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

（２）　財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

５　学校給食対策

（１）　給食施設が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

（２）　給食用主要物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については、応急調達に努めるものとする。

（３）　衛生管理には特に注意し､食中毒などの事故防止に努めるものとする。

６　衛生管理対策

学校が罹災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

（１）　校舎内､特に水飲場､便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

（２）　校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。

（３）　収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

（４）　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

７　文化財の保全対策

文化財の所有者及び管理者は、常に当該物件の保全保護の努め、被害を受けたときは、町教育委員会に連絡するとともに、道教育委員会の意見を聞いて必要な措置を講ずるものとする。

第２４節　災害警備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、さらに災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、町民の生命及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持するため必要がある場合は、町長は、余市警察署長に応援の要請を行うものとし、その諸活動は、北海道地域防災計画の定めるところによるほか、本計画の定めるところによる。

１　気象警報、並びに情報等の伝達

（１）　余市警察署長は、町長その他関係機関に対し、注意報、警報並びに情報等の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。

（２）　警察官は、基本法第５４条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した通報を受けたときは、第３章第３節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」の定めるところにより、速やかに町長に通報するものとする。

２　事前措置等

（１）　町長が行う警察官の出動要請

町長は、基本法第５８条の規定に基づき警察官の出動を求めるなど、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、余市警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

（２）　町長の要求により行う事前措置

余市警察署長は、町長からの要求により、基本法第５９条の規定に基づき、事前措置を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。

３　情報の収集

（１）　余市警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

収集した情報は、町が収集した情報と交換し合うものとする。

（２）　余市警察署長は、所属職員の中から災害情報収集報告責任者を指定した場合は、町長に通知するものとする。

（３）　小樽海上保安部長は、海上における治安の維持に必要な情報の収集を行うものとする。

４　災害時における広報

余市警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害状況及びその見通し、避難措置、犯罪予防、交通規制、その他警察活動等について警備措置上必要と認める事項の広報を行うものとする。

５　避難措置及び救出

（１）　警察官は、基本法第６１条又は警察官執務執行法（昭和２３年法律第１３６号）第４条により避難の指示又は警告を行う場合は、第５章第３節「避難救助計画」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の状況等により、これにより難い場合は適宜の措置を講ずるものとする。

（２）　余市警察署長は、町長等災害救助の責任を有する機関に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況により町長の行う災害活動に協力するものとする。

（３）　余市警察署長は、災害が発生し、必要あると認められる場合は、災害現場にある消防機関等と協力して危険の監視及び警ら等を行い、被災者等の発見に努め、これを救出するものとする。

（４）　小樽海上保安部長は、巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

６　応急措置

（１）　余市警察署長は、警察官が基本法第６３条第２項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。
警戒区域を設定し、通知を行った場合の事後処理は、町長が行うものとする。

（２）　余市警察署長は、警察官が基本法第６４条第７項及び第６５条第２項の規定に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は直ちに町長に通知するものとする。
　警察官が、応急公用負担を行った場合の損失補償等の事後処理については、町長が行うものとする。

（３）　小樽海上保安部長は、巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第６３条）又は重要施設周辺海域の警戒を行うものとする。

７　交通規制

　災害時における交通規制は、余市警察署において行うものとし、町長は、規制区域の広報について余市警察署に協力するものとする。

８　災害時における通信計画

　余市警察署長は、災害時が発生し、かつ孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に移動無線局、携帯無線機等を配備する計画をたてるものとする。

第２５節　自衛隊災害派遣要請計画

　災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し派遣要請をする場合は、本計画によるものとする。

１　災害派遣要請の基準

（１）　自衛隊の派遣要請は、人命及び財産の保護のため、「大規模災害時等の連携に関する協定書」（資料２０）に基づき、おおむね次の基準により行うものとする。

ア　人命救助のための応援を必要とするとき

イ　洪水、高潮、津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき

ウ　大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき

エ　救難物資の輸送のため応援を必要とするとき
オ　主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
カ　応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき

（２）　自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

ア　関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
イ　後志総合振興局長等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められるとき
ウ　航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等で災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められるとき
エ　その他上記に準じ、特に緊急を要し知事等の要請を待ついとまがないと認められるとき

２　災害派遣要請の手続き

（１）　町長は、人命又は財産の保護のため災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式１）をもって、知事（後志総合振興局長）に要請を要求するものとする。

この場合において、町長は必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

また、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　派遣部隊が展開できる場所
オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

（２）　町長は、人命の緊急救助に関し、知事（後志総合振興局長）に通知するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（後志総合振興局長）に連絡が不能である場合等については、その旨及び災害の状況を直接陸上自衛隊第１１旅団司令部に通知できるものとする。但し、この場合、速やかに知事（後志総合振興局長）に連絡し、前項の手続きを行うものとする。

３　派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう本町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

４　派遣部隊の撤収要請

災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式２）をもって知事（後志総合振興局長）に撤収要請を要求するものとする。

なお、日時を要するときは、口頭又は電話等で要求し、その後文書を提出するものとする。

５　経費等

（１）　次の費用は、町において負担するものとする。

ア　資材費及び機器借上料

イ　電話料及びその施設費

ウ　電気料

エ　水道料

オ　汲取料

（２）　その他の必要経費については､自衛隊と協議により決めるものとする。

６　派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

（１）　被害状況の把握

（２）　避難の援助

（３）　遭難者の捜索救助活動

（４）　水防活動

（５）　消防活動

（６）　道路又は水路の啓開

（７）　応急医療、救護及び防疫

（８）　人員及び物資の緊急輸送

（９）　炊飯及び給水

(10)　物資の無償貸付又は譲与

(11)　危険物の保安及び除去

(12)　その他

７ 派遣要請先

担当機関名	連絡窓口	所 在 地	電　話
後志総合振興局 地域創生部 地域政策課	主査（防災）	〒044-8588 倶知安町北１条東２丁目	0136－23-1345 内２１９１
陸上自衛隊 第１１旅団司令部	第３部防衛班 （真駒内駐屯地）	〒005-0008 札幌市南区真駒内 17 番地	011－581－3191 平日昼間： 内２２２６ 休日夜間： 内２２４４

様式１

（文　書　番　号）
年　　月　　日

北海道知事 様

余市町長

自衛隊災害派遣要請について

このことについて、別紙のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。
（担当係名）

別紙

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
（１）区域（※区域図を添付すること）
（２）活動内容
４　派遣部隊が展開できる場所
５　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
連絡責任者
市町村名
職 氏 名
電話番号

様式２

（文　書　番　号）
年　　月　　日

北海道知事 様

余市町長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

このことについて、次のとおり撤収を要請願います。

記

１　撤収を希望する区域
２　撤収日時
３　撤収を必要とする理由

第２６節　広域応援計画

地震等大規模災害が発生した場合において、町のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、道又は他市町村等に応援を要請し、災害応急対策を円滑に実施するものとする。

１　応援要請

（１）　道に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第６８条及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料７）等に基づき、道に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

（２）　他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第６７条及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料７）、「奈良県五条市・北海道余市町相互応援協定書」（資料１４）等に基づき、他市町村に対し応援を求め、又は応急措置の実施を求めるものとする。

（３）　指定地方行政機関に対する応援要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第２９条の規定に基づき、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、基本法３０条の規定に基づき、その職員の派遣について、道に対し斡旋を求めるものとする。

（４）　消防機関相互の応援要請

第４章第５節「消防計画」の定めるところによる。

（５）　自衛隊の災害派遣要請

本章第２５節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

２　相互協定

（１）　国道２２９号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定

資料９の定めるところによる。

（２）　災害時における被災車両等の移動に関する協力協定

資料１０の定めるところによる。

（３）　災害時等における水道の応急対策に関する協定書

資料１１の定めるところによる。

（４）　災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定

資料１２の定めるところによる。

（５）　災害発生時における余市町と余市町内郵便局の協力に関する協定書

資料１３の定めるところによる。

（６）　災害時における応急対策活動に関する協定書

資料１５の定めるところによる。

（７）　災害時協力協定書

資料１７の定めるところによる。

（８）　災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

資料１８の定めるところによる。

（９）　災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書

資料１９の定めるところによる。

３　国による応急措置の代行

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うこと

ができなくなったときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする。この場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

第２７節　災害救助法の適用について

災害によって、町の地域における住家滅失世帯数が一定の基準に達したときは、災害救助法が適用される。同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助活動は、知事が行う。但し、同法第３０条第１項の規定に基づき委任された救助の実施に関する事務については町長が行うものとする。

２　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は､次に掲げる程度の災害が発生した本町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対し行うものとする。

	人　　口（平成 22 年国勢調査）	市町村単独の場合（住家滅失世帯数）	被害が相当広範囲な場合（全道 2,500 世帯以上）（住家滅失世帯数）	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家が滅失した場合等
余 市 町 15,000 人以上 30,000 人未満	21,258	５０	２５	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき

摘　　要
１　住家被害の判定基準 ○　滅失－全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損傷が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ○　半壊、半焼－２世帯で滅失１世帯に換算 住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損傷部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの ○　床上浸水－３世帯で滅失１世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態

となったもの

２　世帯の判定
（１）　生計を一にしている実際の生活単位をいう。
（２）　会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。

３　災害救助法の適用手続き

（１）　町長は、町の地域における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を後志総合振興局長に報告しなければならない。
（２）　災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

４　救助の実施

知事は、災害救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち必要と認める救助を実施するものとする。

なお、救助の実施にあたっては、町長は、委任を受けた職権について委任の範囲内において迅速に事務を実施するものとする。

ア　避難所の設置
イ　応急仮設住宅の設置
ウ　炊出しその他による食品の給与
エ　飲料水の供給
オ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
カ　医療
キ　助産
ク　災害にかかった者の救出
ケ　住宅の応急修理
コ　学用品の給与
サ　埋葬
シ　遺体の捜索
ス　遺体の処理
セ　障害物の除去

５　災害対策基本法と災害救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、災害救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、災害救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第２８節　災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するための応急金融対策は、本計画によるものとする。

１　応急金融

災害時における罹災者への応急金融については、北海道地域防災計画に定める「災害応急金融計画」によるものとする。

２　被災者生活再建支援金

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、被災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

第２９節　防災ボランティアとの連携計画

災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO との連携は、本計画の定めるところによる。

１　ボランティア団体等の協力

町は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の提供を受ける。

２　ボランティアの受入れ

町は、ボランティアに対する被災者のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するように努める。

なお、ボランティアの受入れにあたっては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

３ ボランティア団体・NPO の活動

ボランティア団体・NPO に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

（１）　災害・安否・生活情報の収集・伝達
（２）　炊出し、その他の災害救助活動
（３）　高齢者、障害者等の介護、看護補助
（４）　清掃
（５）　災害応急対策物資、資材の輸送及び仕分け・配付
（６）　被災建築物の応急危険度判定
（７）　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
（８）　災害応急対策事務の補助
（９）　救急・救助活動
(10)　医療・救護活動
(11)　外国語通訳
(12)　非常通信
(13)　被災者の心のケア活動
(14)　被災母子のケア活動
(15)　被災動物の保護・救助活動

（16）　ボランティア・コーディネート

４　ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPO との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるように、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第３０節　災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は、本計画の定めるところによる。

１　実施体制

災害時に寄せられた多くの義援金を公正･適正に被災者に配分するために、町は、道及び日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と連携を図りながら、募集、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

２　運営方法

寄託された義援金は配分委員会に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、町を通じ、迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

３　義援金の管理

町及び道、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を町を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

第６章　地震・津波災害対策計画

地震災害が複合的、広域的災害であるという特殊性を有し、町民の生活全般に大きな影響を及ぼすことから、地震災害に的確、迅速に対処するため必要な事項について本計画で定める。

第１節　地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

１　地震に強い都市構造の形成

（１）　町、道及び防災関係機関は、避難路、避難場所、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難場所としての都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難危機の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

（２）　町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発生時の応急体制の整備を強化するものとする。

２　建築物の安全化

（１）　町、道は、耐震改修促進計画において、設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進するものとする。

（２）　町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行うとともに、特に学校施設の耐震化については、平成２７年度までのできるだけ早い時期に完成させ、施設の耐震性の向上を図るものとする。

（３）　防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に津努める。耐震性の確保に積極的に努めるものとする。

（４）　道及び町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努めるものとする。

（５）　町、道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進するものとする。

３　主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計

やネットワークの充実に努めるものとする。

４　通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や必要に応じて、二重化を図るなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

５　ライフライン施設等の機能の確保

（１）　町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。

（２）　町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努めるものとする。

（３）　町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

６　復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努めるものとする。

７　液状化対策

（１）　町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。

（２）　個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等について普及を図るものとする。

８　危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、石油タンク貯蔵所等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設　等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進するものとする。

９　災害応急対策等への備え

（１）　町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うものとする。

（２）　町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグランド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めるものとする。

１０　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

（１）　道は、地震防災対策特別措置法に基づき、町地域防災計画及び道地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道は、その整備を重点的・計画的に進めるものとする。

（２）　計画対象事業

ア　避難地

イ　避難路

ウ　消防用施設

エ　消防活動用道路

オ　緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等

カ　医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築･補強

キ　津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設

ク　砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用用排水施設であるため池のうち震災防災上必要なもの

ケ　地域防災拠点施設

コ　防災行政無線施設、設備

サ　飲料水確保施設、電源確保施設等

シ　非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫

ス　負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）

セ　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第２節　地震、津波に関する防災知識の普及

１　防災知識の普及・啓発

（１）　防災業務従事者への周知

防災業務に従事する職員等関係者に対して、地震・津波災害に関する知識の周知徹底を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

（２）　町民への普及・啓発

一般町民に対しては、次により防災知識の普及･啓発を図るものとする。

ア　普及方法

ａ　防災訓練、防災関連行事等への参加

ｂ　ラジオ・テレビ放送

ｃ　広報誌や新聞への掲載

ｄ　パンフレット等の配布

ｅ　広報車の巡回

ｆ　講演会や講習会等の開催

ｇ　その他有効な方法

イ　啓発内容

ａ　防災計画の内容

ｂ　過去の災害例

ｃ　地震情報、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波情報の内容

ｄ　平素の心得

ｅ　様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得
ｆ　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常用持出品の準備
ｇ　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
ｈ　災害情報の正確な入手方法
ｉ　要配慮者への配慮
ｊ　その他必要な事項

第３節　防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、基本法４８条の規定に基づき、町長（災害予防責任者）は単独、又は関係機関と協力して、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を行うものとする。

１　訓練実施機関

訓練は余市町防災会議の構成機関、指定地方行政機関、北海道及びその他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等（以下、「防災関係機関等」という。）の災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

２　訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

（１）　情報収集・伝達訓練
（２）　初期消火訓練
（３）　避難訓練
（４）　救助・救急訓練
（５）　その他災害に関する訓練

３　防災訓練の実施方法等

各訓練の実施内容等については、その訓練種目ごとに関係機関と協議し、その都度実施要領を定めるものとする。

４　北海道防災会議が主唱する訓練

北海道防災会議が策定した計画に基づく防災訓練を実施するものとする。

５　民間団体との連携

訓練実施機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校

（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

第４節　津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

１　基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

①　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

②　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベル

の津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

２　津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、国、道及び町は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、町は、避難場所・経路など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

また、道は可能な限り町が行うこれらのことに対し支援を図るものとする。

（１）　津波等災害予防施設の整備

国、道及び町等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防ぎょ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

ア　海岸保全対策

国、道及び町等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

イ　河川対策

道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

ウ　港湾及び漁港整備事業

港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

エ　監視観測体制に関する事業

国は、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を実施する。

ａ　国土交通省所管海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、ＧＰＳ波浪計等

（２）　津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

ア　津波警報等の迅速かつ確実な伝達

札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への津波警報等の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

イ　伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

ウ　伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

エ　津波警報等災害情報伝達訓練等の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

また、町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

カ　学校等教育関係機関

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

（３）　津波警戒の周知徹底

町、道及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

ア　一般住民に対し、周知を図る事項

ａ　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、高台等の安全な場所に避難する。

b　地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、高台等の安全な場所に避難する。

c　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

d　津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、海浜等に近づかない。

イ　船舶関係者に対し、周知を図る事項

a　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外に避難する。

b　地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、直ちに港外に避難する。

c　正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

d　港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

e　津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、海浜等に近づかない。

第５節　火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火による遅延防止など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

１　地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、消防機関は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

２　火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、町及び消防機関は、地域及び、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

（１）　一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の正しい取扱い方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

（２）　ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、設備点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

３　予防査察の強化指導

消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

（１）　防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

（２）　消防用設備等の点検及び適正な維持管理の指導を強化する。

第６節　地震災害対策計画

地震による災害に迅速かつ的確に対処するための応急対策については、本計

画の定めるところによる。

１　災害対策本部等の設置

町長は、地震による災害が発生し、又は津波来襲のおそれがある場合、第２章第２節「応急活動体制」の定める設置基準に基づき、災害対策本部等を設置し、防災関係機関と緊密な連携のもとに応急対策を実施する。

また、町長は、次に掲げる場合で必要と認められるときは、直ちに基本法第２３条の規定に基づく災害対策本部を設置するものとする。

なお、本部の設置、廃止、運営、組織等については、第２章第２節「応急活動体制」の定めによる。

（１）　震度５弱以上の地震が観測されたとき
（２）　北海道日本海沿岸北部に津波警報、大津波警報が発表されたとき
（３）　地震、津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

２　地震動警報等・津波警報等の種類及び内容

（１）　緊急地震速報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度が６弱以上の揺れを想定した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

緊急地震速報の利用心得などについては、札幌管区気象台や関係機関と連携し周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

（２）　津波警報等の種類及び内容

津波による災害の発生が予想される場合には「津波注意報」を、重大な災害の発生が予想される場合には「大津波警報（特別警報）」または「津波警報」を発表する（以下、これらをまとめて「津波警報等」と言う）。

ア　津波警報等の種類ととるべき行動等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表※	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安全と思わず、より高い場所を目指して樺りましょう！
		５ｍ＜高さ≦10m	10m		
		３ｍ＜高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	１ｍ＜高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで０．２m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

※　定性的表現で発表される津波の高さについて

地震規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震の規模を数分内に精度よく推定することは、現在の技術では無理である。津波警報等を迅速に発表するため、即時に推定した地震規模が小さく見積もられているおそれがある場合、当該海域で想定される最大規模の地震が発生したものと見なし、予想される津波の高さを「巨大」等の定性的表現とした特別の大津波警報をただちに発表する。このような大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対応をとる必要がある。

なお、地震発生からおよそ１５分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想された津波の高さを数値で示す続報を発表する。

イ　津波警報等を利用するにあたっての留意事項

● 津波警報等は地震が発生してから約３分（一部の地震※については最速２分以内）を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。

このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。

（※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。）

● 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、更新される場合がある。

● 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

● 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と､その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（２）　津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。また、実際に津波を観測した場合には、観測した津波の時刻や高さをお知らせする。

ア　津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び各津波予報区で推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを発表（※２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）　津波観測に関する情報の発表内容について

第１波については、到達時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた最大波の高さとその観測時刻を発表するが、大津波警報や津波警報の発表中において、その観測値が予想される津波の高さより十分小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」と発表する。

最大波の観測値を数値で発表する基準

発表中の警報等	観測値を数値で発表する基準
大津波警報	観測値＞1ｍ　（基準に達しない場合、「観測中」と発表する）
津波警報	観測値≧0.2ｍ（基準に達しない場合、「観測中」と発表する）
津波注意報	すべて数値で発表（ごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

第１波については、沖合での観測時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた沖合での最大波の高さとその観測時刻を発表する。また、津波は沖合ではまだ小さいため、沖合

の観測値から推定される沿岸での津波の高さ及び沿岸への推定到達時刻もあわせて発表する（沖合の観測点が比較的沿岸に近く、推定が可能な場合のみ)。

これらの観測値や推定値は、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが予想される津波の高さより小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」や「推定中」と発表する。

イ　津波情報を利用するにあたっての留意事項

①　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・　到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・　予想される津波の高さは、津波予報区の中での予測値のばらつきを考慮したうえで、安全サイドに立ち比較的高めの値をもとに発表しているが、津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、予想される津波の高さより局地的に高くなる場合もある。

②　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・　津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。

③　津波観測に関する情報

・　津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・　場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④　沖合の津波観測に関する情報

・　津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・　津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

・　沖合で津波が観測されたことを示す情報であるが、上記の理由等から、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。

（４）　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水

	に含めて発表）	浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（５）　地震に関する情報の種類と内容

地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種　　類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

（６）　地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気　象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

①　地震解説資料

担当区域で津波警報・注意報が発表された時や震度４以上の地震が観測された時等に防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料

②　管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表。

（７）　地震、津波に関する情報に用いる震央地域区域名等

ア　震央地名

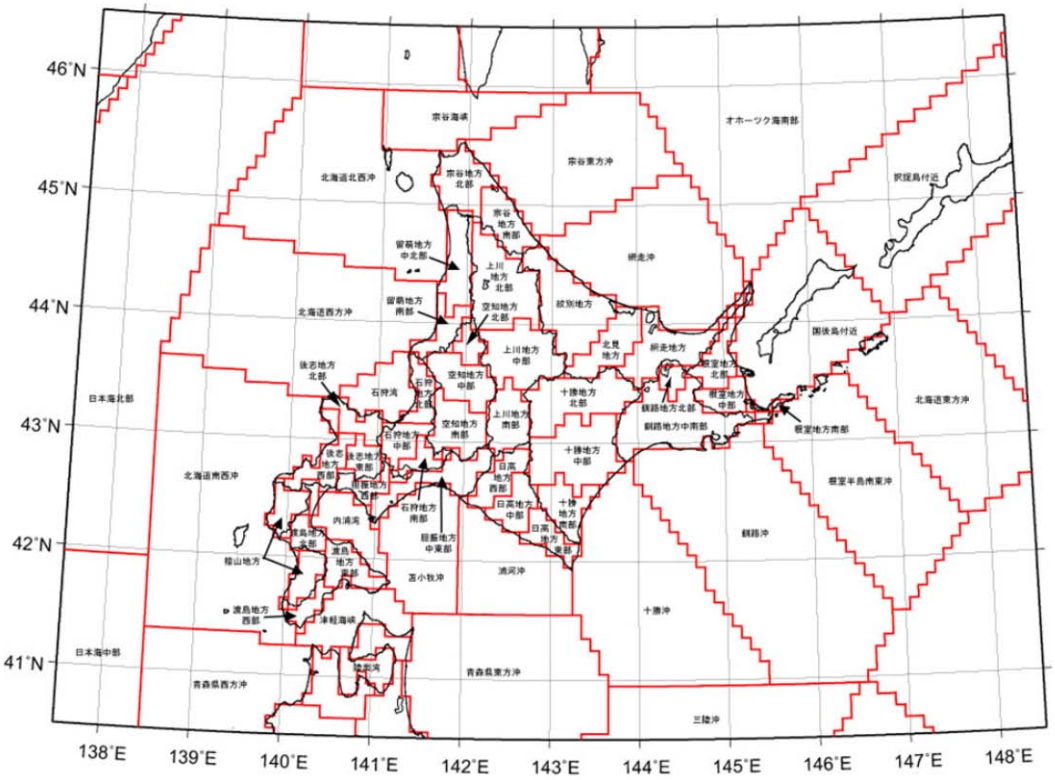

イ　緊急地震速報で用いる区域等の名称

ウ　津波予報区

津波予報区の名称	区　　域
オホーツク海沿岸	オホーツク総合振興局・宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東)の沿岸
北海道太平洋沿岸東部	根室振興局・釧路総合振興局の沿岸
北海道太平洋沿岸中部	十勝総合振興局・日高振興局の沿岸
北海道太平洋沿岸西部	胆振総合振興局・渡島総合振興局(白神岬南端以東)の沿岸
北海道日本海沿岸北部	宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東を除く)・留萌振興局・ 石狩振興局・　後志総合振興局(積丹岬北端以東)の沿岸
北海道日本海沿岸南部	後志総合振興局(積丹岬北端以東を除く)・檜山振興局・ 渡島総合振興局(白神岬南端以東を除く)の沿岸

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

（１）　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（２）　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（３）　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（４）　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（５）　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（６）　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）　木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
６強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和

57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

地震・津波に関する情報の流れ

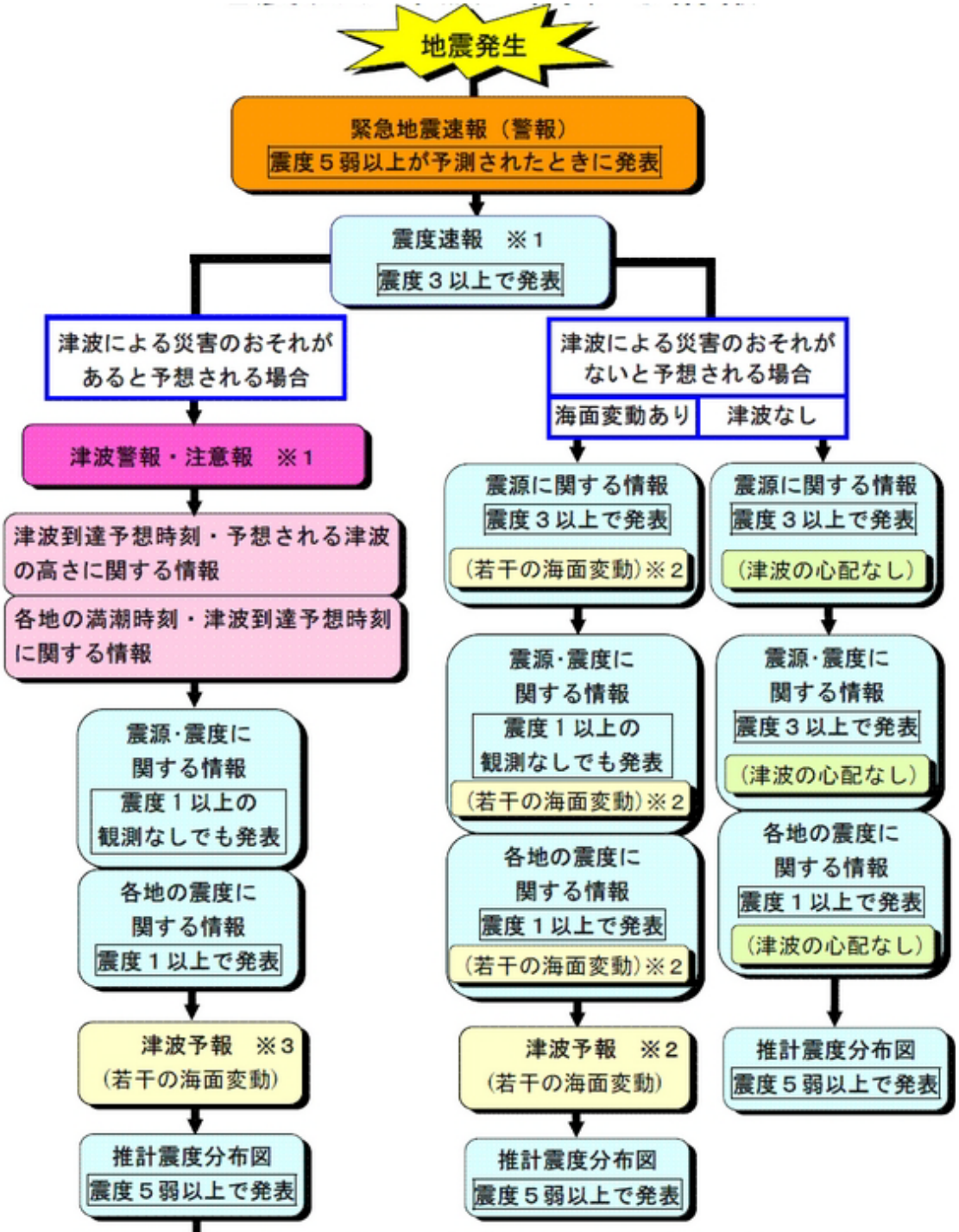

※１　津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
※２　地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
※３　津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

３　情報収集及び伝達

（１）　緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸，関係省庁，地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

（２）　津波警報等伝達系統図

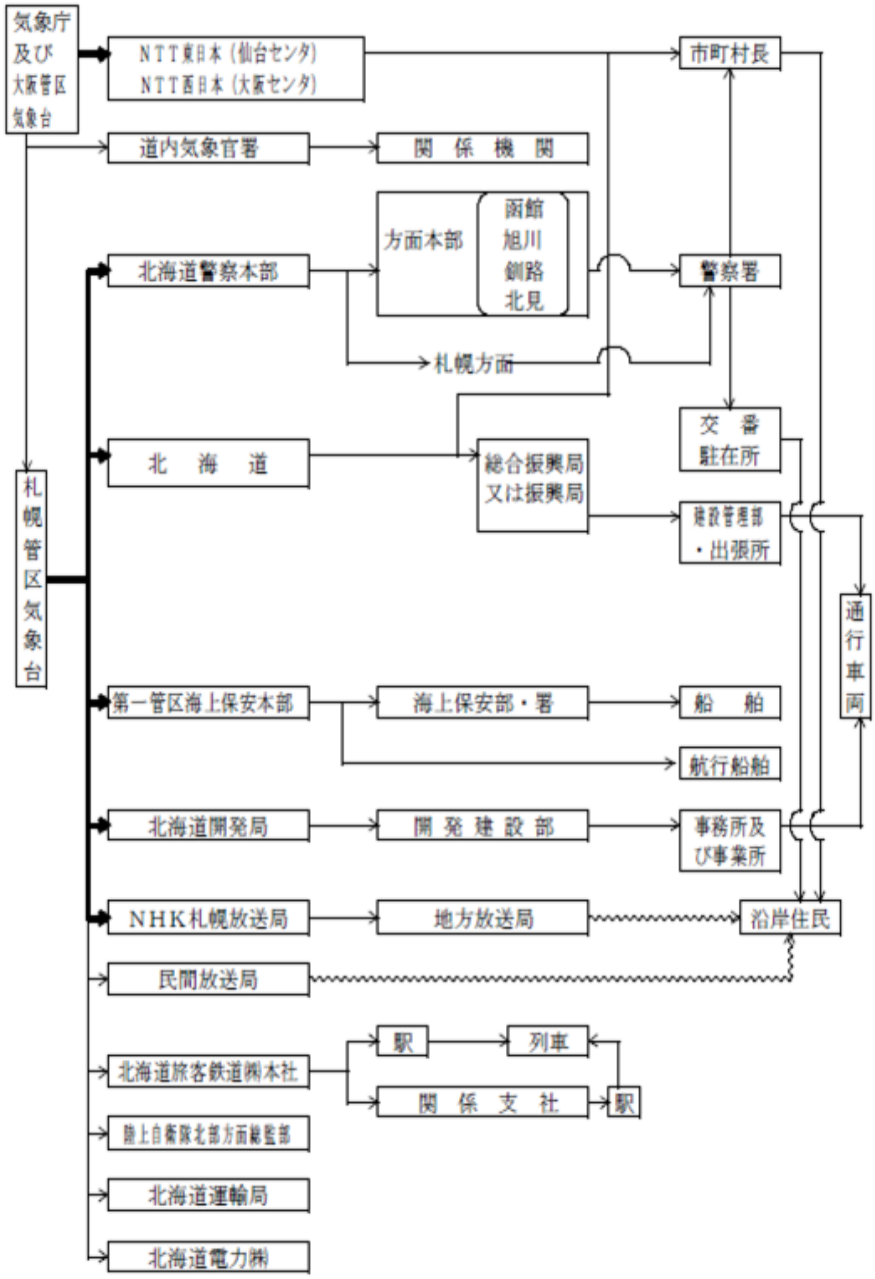

（１）　海面監視

強い地震（震度４程度）を感じたときは、直ちに海面状態の変化を監視するものとする。

津波に関する海面状況の把握には水産対策班があたり、余市消防署、余市消防団、余市郡漁業協同組合等の協力を得て的確な情報収集を行うものとする。

なお、監視に当たっては、避難時間を確保した上で安全な場所から監視を行うものとする。

（２）　避難の勧告、指示等

津波警報及び津波注意報が発せられたとき、又は海面監視により異常現象を発見したときは、町長は直ちに住民に対し、避難の勧告、指示を行うとともに、その周知徹底を図るものとする。津波警報等の伝達に当たっては、広報車やサイレン等多様な手段を活用して行うものとする。

なお、避難勧告・指示の発令基準は、概ね次の条件とする。

ア　報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により津波警報の通知を受けた場合

イ　強い地震を感じたとき（概ね震度４以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

ウ　気象業務法施行令第８条の規定により自ら災害に関する警報をした場合

（３）　異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに後志総合振興局及び札幌管区気象台及び関係機関団体等に通報するものとする。

ア　異常気象

ａ　地震に関する事項　　頻発地震、異常音響及び地変

ｂ　水象に関する事項　　異常潮位又は異常波浪

イ　通報系統

第３章第３節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」による。

（４）　道への被災状況等の報告

ア　町は、震度４以上を記録した場合、被災状況を道に報告するものとする。（但し、震度５強以上を記録した場合、第１報を道及び国（消防庁）に、原則として３０分以内に報告するものとする。）

イ　町は発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

ａ　災害の状況及び応急対策の概要

発災後速やかに

ｂ　災害対策本部の設置の有無

災害対策本部等を設置したとき直ちに

ｃ　被害の概要及び応急普及の見通し

被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

ｄ　被害の確定報告

被害状況が確定したとき

ウ　道への被害状況の報告については、第３章第３節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」の定めるところによる。

（５）　「１１９番」通報の状況報告

町は、「１１９番」通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告するものとする。

（６）　道・国への災害対策状況等の報告

町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその災害規模を把握するための情報収集を行い、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁）へ報告するものとする。

４　通信連絡対策

地震災害に対し、効果的な応急対策を実施するために必要な情報収集伝達を迅速かつ正確に行うものとする。その方法は、第３章第２節「災害通信計画」に定めるところによるものとする。

５　広報活動

（１）　広報の準備

広報車等の諸設備は、緊急時においても直ちに出動できるよう、平常時から点検整備を行い、初動広報の万全を期するものとする。

（２）　広報内容

広報内容の主たるものは、次のとおりとする。

ア　津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等）
イ　避難について（避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等）
ウ　交通・通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
エ　火災状況（発生箇所、避難等）
オ　電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
カ　医療救護所の開設状況
キ　給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
ク　衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
ケ　道路・橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
コ　住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

（３）　広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、郵便局等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者への伝達に十分留意する。

６　消火活動

消火活動等については、第４章第５節「消防計画」に定めるところによるほか、次によるものとする。

（１）　消火活動

地震における被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発及びこれによる延焼並びに石油類貯蔵施設等の危険物施設の火災発生によ

る場合であることから、これら火災発生及びその拡大を最小限度にくいとめるため、初期消火活動を迅速に行うものとする。

（２）　危険物の保安活動

被害が広範囲にわたり、引火爆発又はそのおそれがあると判断した場合、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、立入り禁止区域の設定区域内住民に対する避難立退きの勧告・指示等適切な処置を講じるものとする。

７　避難対策

（１）　避難勧告又は指示

町長は、地震の発生に伴う災害により住民に危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、第５章第３節「避難救助計画」に定めるところにより、速やかに避難先を明示して避難のための立退きの勧告又は指示を行うものとする。

なお、収容避難については、避難収容場所・施設の安全を確認のうえ行うものとする。

（２）　避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町長が適切に行うものとする。

町長は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシー確保等に配慮するものとする。

また、町は避難所の運営に関して住民組織等の協力を得るものとする。

（３）　大地震のときの心得（気象庁による）

① テーブルや机の下に身をかくしあわてて外へ飛び出すな
② 大地震１分過ぎたらまず安心
③ テレビやラジオをつけて地震の情報を
④ 海岸でグラッときたら高台へ
⑤ 近づくな自動販売機やビルのそば
⑥ 気をつけよ山崩れと崖崩れ
⑦ 避難は徒歩で荷物は最小限に
⑧ 余震が起きてもあわてずに正しい情報に従って行動を
⑨ 不意の地震に、日頃の用意

８　津波に関する対策

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策に関しては、次のとおりとする。

（１）　事前対策

ア　津波警報等受伝達に関する対策

ａ　津波警報等の正確な伝達を図るため、予報の種類などについて様々な機会を通じて、その周知徹底を図るものとする。

ｂ　津波警報等の迅速、確実な伝達を期するため、広報車、サイレン等の広報媒体の確保を図るものとする。

ｃ　各防災関係機関は、地震配備体制に基づく休日、夜間の配備も含め、迅速な情報伝達を可能とする組織体制を確立するものとする。

ｄ　各防災関係機関は、情報伝達系統や伝達先を再確認し、常に関係機関団体等の協力が得られるよう、連携を密にするものとする。

（２）　津波避難、退避に関する対策

ア　沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等の早期かつ迅速な避難、退避の実施を確保するため、町内区会、余市郡漁業組合等との協調連絡体制を強化し、緊急を要する場合には、自主的に避難誘導措置が講じられるよう指導を行うものとする。

イ　型船舶の避難、安全性を確保するため、早期の沖合避難、係留船の係留綱補強措置、引き上げ固縛措置等の指導を行うものとする。

ウ　津波防災意識の啓発、広報、訓練に関する対策

ａ　「地震、イコール津波、即避難」の認識が、沿岸地域住民に限らず、全町民の共通認識として定着するよう、次に示す「津波に対する心得」を基本とし、様々な機会を通じて啓発に努め、その周知を徹底するものとする。

ｂ　広報誌、防災パンフレット、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練等の機会をとらえて、津波に関する正しい知識の普及啓発、対策の周知等を積極的に行うものとする。

ｃ　沿岸地域を重点とした避難、誘導訓練には、地域住民が積極的に参加するよう努めるものとする。

気象庁予報警報標識規則（抜粋）　別表第５　（参考）

（津波注意報標識）

標識の種類	標識	
	標識の種類	サイレン音
津波注意報標識	（３点と２点の斑打）	（約１０秒）（約２秒）
津波注意報及び津波警報解除標識	（１点２個と２点斑打）	（約１０秒）（約１分）（約３秒）

（津波警報標識）

標識の種類	標識	
	標識の種類	サイレン音
津波警報	（２点）	（約５秒）（約６秒）
大津波警報	（連点）	（約３秒）（約２秒）（短声連点）

（注）鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

（津波対策推進マニュアル検討報告書（平成１４年３月）による）

（３）津波に対する心得（津波対策関係省庁連絡会議による）

ア　一般編

①　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

②　地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

③　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

④　津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

⑤　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

イ　船舶編

①　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避(注1,2)する。

②　地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避(注1,2)する。

③　正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

④　港外退避(注1,2)できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

⑤　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

注1）港　　外：水深の深い、広い海域

注2）港外退避：小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

（４）　応急対策

ア　津波情報等の収集に関する対策

a　防災関係機関は、地震を感じた場合は、即時にテレビ、ラジオの聴取体制を確立し、的確な情報収集に努めるものとする。

b　町長は、気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、余市消防署の協力を得て、潮位観測など海面の監視並びに警戒にあたり、異常発見に努めるものとする。

c　各対策班は、強い地震により所管する関係施設の損壊が予想される場合は、直ちに班員を関係施設に派遣し、巡回調査を実施するものとする。

イ　津波情報等の伝達に関する対策

a　町長及び各防災関係機関は、津波予報及び海面監視情報等を早期に掌握し、広報車、消防車、サイレン等により、各沿岸地域、河川流域周辺を重点として、迅速、的確な情報伝達活動を実施し、テレビ、ラジオ、町等の情報に注意するよう呼びかけるものとする。

b　津波情報の伝達にあたり、津波の発生、襲来が確実視された場合は、規模の大小に拘わらず、海浜からの早期退避を併せて呼びかけるものとする。

ウ　避難の勧告、指示等に関する対策

a　町長は、津波注意報が発表された場合は、潮位の測定及び海面監視を行い、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、地域住民に対し

て避難立退きの勧告・指示等必要な措置をとるとともに、海浜の遊客（釣人、遊泳者等）に対する避難の伝達を行うものとする。

b　町長は、津波警報が発表された場合は、時機を失することなく、直ちに沿岸地域住民に対し、広報車、消防車、口頭等あらゆる方法により避難の伝達を行うものとする。

c　避難の勧告・指示にあたっては、津波警報の内容、海面の状態、地震による護岸等の損壊状況等から総合的に判断し、沿岸の要避難地域を優先的に行うものとする。なお、避難先については、第５章第３節「避難救助計画」の別表に定める避難場所等のうちから、津波一時避難場所として指定するものとする。

d　前各号の伝達は､町内区会及び余市郡漁業協同組合等の協力を得て、組織的に行うものとする。

e　津波警報等の情報が入手できない場合も、覚知した震度に応じ避難勧告を行うものとする。

９　地盤の液状化現象に関する対策

第４章第１０節｢液状化災害予防計画｣の定めるところによるものとする。

１０　救出対策

第５章第４節「救助救出計画」の定めるところによる。

１１　医療救護対策

町長は、第５章第１１節「医療及び助産計画」の定めるところにより実施し、震災時における医療救護対策に万全を期するものとする。また、被災状況により余市医師会、医療機関、日本赤十字社北海道支部等に協力を要請するものとする。

１２　給水対策

町長は、第５章第６節「給水計画」の定めるところにより実施し、震災時における応急給水に万全を期するものとする。

１３　防疫等保健衛生対策

町長は、第５章第８節「防疫計画」、同章第９節「清掃計画」の定めるところにより実施し、震災時における防疫等保健衛生対策に万全を期するものとする。

１４　食糧供給対策及び衣料、生活必需品等物資供給対策

町長は、第５章第４節「食糧供給計画」、同章第５節「衣料、生活必需品等物資供給計画」の定めるところにより実施し、震災時における食料の調達、供給及び衣料､生活必需品等の確保､供給を迅速かつ的確に行うものとする。

１５　行方不明者の捜索、遺体の収容処理及び埋葬対策

町長は、第５章第１０節「行方不明者の捜索、遺体の収容処理及び埋葬計画」の定めるところにより震災時の対策を実施するものとする。

１６　障害物除去対策

町長は、第５章第１９節「障害物除去計画」の定めるところにより実施し、震災時における住民の生活安定と道路機能等の確保を図るものとする。

１７　震災建築物安全対策

第５章第１６節「被災建築物安全対策計画」の定めるところによるものとする。

１８　その他対策

（１）　その他必要な対策については、第５章「災害応急対策計画」の各節に定めるところにより実施し、震災時の応急対策に万全を期するものとする。

（２）　近地地震の自衛措置

地震の震源地が近い場合には、気象台から発表される津波警報前に津波が来襲することも予測されるので、地震発生と同時に職員及び消防職員は安全確保に十分留意の上で、海面の異常等を監視し、自衛措置体制の確立を図るものとする。

第７章　原子力災害対策計画

電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策に関する計画は、余市町地域防災計画の別冊である「原子力災害対策編」による。

第８章　事故災害対策計画

第１節　港湾等防災対策計画

港湾等において発生する船舶火災、タンカー等の事故による油の流出、臨港地区及び陸域における危険物施設等の災害に対処するため、各関係機関が実施する措置については、本計画に定めるところによる。

１　港湾等防災対策区域

本計画に基づく諸対策は、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条に定める港湾区域及びその臨港地区並びに陸域を対象とする。

港湾区域図（**資料編　別表２２**）

２　関係機関の業務の大綱

港湾等の防災対策を推進するための関係機関の業務の大綱は、次のとおりである。

（１）　余市町、余市消防署、余市消防団

ア　災害予防、消火活動、災害応急対策及び災害復旧の実施

イ　関係機関相互の連絡調整

ウ　港湾区域及び港湾施設等の良好な状態の維持

エ　災害情報の収集、伝達

オ　災害時における防疫活動の実施

（２）　小樽開発建設部

港湾及び航路の直轄工事、並びに港湾の直轄災害復旧の実施

（３）　小樽海上保安部

ア　海上交通の安全を確保するため、海上における法令の励行及び航路標識の維持管理並びに水路測量の実施

イ　災害時における救助、救援、消火活動及び船舶の避難誘導並びに救援物資、人員等の海上輸送

ウ　災害情報の収集、伝達及び予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の船舶への周知

エ　海上における犯罪予防及び治安の維持

（４）　北海道運輸局

災害時における海上輸送の連絡調整及び港湾諸活動の調整

（５）　札幌管区気象台

災害時に必要とする注意報、警報並びに情報等の情報伝達

（６）　小樽労働基準監督署

事業所、工場等の産業災害の防止対策

（７）　後志総合振興局

ア　災害予防、災害応急対策の実施及び災害復旧の指導

イ　高圧ガス施設の立入検査及び緊急措置

ウ　関係機関相互の連絡調整

エ　自衛隊の災害派遣要請

（８）　余市警察署

ア　災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等

イ　災害情報の収集及び治安維持に必要な広報

（９）　後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所
《倶知安保健所（余市支所)》
災害時における防疫・医療救護に関すること

(10)　ＮＴＴ東日本北海道営業部設備部災害対策室
災害時における電報、電話の取扱い及びその確保

(11)　ＪＲ北海道（余市駅）

ア　災害時における鉄道及びバス等の輸送の確保

イ　災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に係る関係機関の支援

(12)　ＮＨＫ小樽報道室、民放各社
災害地における住民への状況放送

(13)　北海道電力㈱余市営業所
災害地における電力の円滑な供給

(14)　その他の団体

ア　危険物関係施設等の管理者

ａ　危険物の災害予防

ｂ　災害時における危険物の保安に関する措置

イ　日本水難救済会余市救援所
港湾等防災対策に関する協力

３　重要警戒区域の設定

重要警戒区域は、臨港地区（漁港区、商港区）とする。重要警戒区域図は、**資料編 別表２３**のとおりである。

４　予防対策

港湾等における各種災害を未然に防止するため、各機関がとるべき措置は次のとおりとする。

（１）　余市町、余市消防署、余市消防団

ア　係留施設の維持管理
危険物等積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、接岸及びその付属施設等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

イ　火気及び立入禁止の措置
大量の危険物の荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ　危険物等の荷役についての措置

ａ　荷役に関する保安についての指導監督

ｂ　消火器具の配備

ｃ　流出油事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

ｄ　立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ　臨港地区及び陸域における危険物製造所、貯蔵所又は取扱所に対する定期立入検査及び指導取締り

ａ　施設の改善促進

ｂ　適正な危険物取扱いの指導

ｃ　消火設備の維持管理の指導

d　従業員の初期消火技術の向上

e　化学消火剤等の共同備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導

オ　資料及び情報交換

入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

（2）　小樽開発建設部

港湾及び航路の直轄工事の計画並びに施工に関しては、防災について十分配慮する。

（3）　小樽海上保安部

ア　調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

a　災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

b　災害発生の予想に関する資料

c　港湾状況

d　防災施設、機材等の種類、分布の状況等、救助に必要な機材能力の基礎調査

イ　研修訓練

平常業務を通じ、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の訓練を行う。また、必要に応じ関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求めるものとする。

a　災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

b　非常呼集、防災、捜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

c　総合防災訓練

ウ　指導啓発

防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次により関係者を指導啓発するものとする。

a　海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

b　在港船舶に対する臨船指導

エ　海事関係法令の励行

海事関係法令違反は、海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

a　船舶安全法に基づく安全基準の励行

b　船舶職員法、船舶法等乗組員に関する法令の遵守

c　港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

（4）　北海道運輸局

船舶職員法、船舶法等乗組員に関する法令の遵守について監督指導する。

（5）　小樽労働基準監督署

臨港地区及び陸域に所在する事業所、工場等の産業災害の防止について

監督指導する。

（６）　後志総合振興局

ア　町の港湾等防災対策計画の樹立及び資材の備蓄について指導する。

イ　高圧ガス施設の維持

臨港地区に所在する高圧ガス事業者に対して、保安上の基準に適合するよう指導する。

ウ　町及び関係機関の行う予防対策の連絡調整にあたる。

（７）　北海道経済産業局

ア　電気工作物等の立入検査

臨港地区及び陸域に所在する電気事業用設備、自家用電気工作物施設及び一般用電気工作物施設に対して立入検査を実施する。

イ　ガス工作物及び高圧ガス施設の維持

臨港地区及び陸域に所在するガス事業者に対して、保安上の基準に適合するよう指導する。

（８）　その他の団体

ア　危険物関係施設等の管理者

ａ　係留施設の維持管理

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。

ｂ　危険物の荷役についての措置

- 荷役に関する保安の指導監督
- 大量の危険物荷役中の厳重な警備及び監視
- 流出油事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
- 消火器具及び設備の充実
- 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

ｃ　従業員の初期消火技術の研修訓練

イ　日本水難救済会余市救難所

水難救助技術の研修訓練

５　応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、各関係機関が実施する応急対策は、次のとおりとする。

（１）　余市町、余市消防署、余市消防団

ア　情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに関係機関に連絡する。

イ　救助、救出及び避難

ａ　災害による人命の救助、救出を行う。

ｂ　災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを勧告し、急を要する場合にはこれらの者に対して避難のため立退きを指示する。

ウ　警戒区域の設定

危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し､災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

エ　消防活動

ａ　陸上施設の消火及び延焼の防止を行う。

ｂ　船舶の消火活動は、小樽海上保安部と連絡を密にして行う。

ｃ　火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、法令で定める以外の者に対してその区域から退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限する。

オ　応急資機材の調達輸送

消火剤、オイルフェンスの使用、油処理剤その他の応急資材の調達輸送を行う。

カ　小樽海上保安部と連絡を密にして、流出油による緊迫した危険を防止するため､オイルフェンスの使用､油処理剤の散布等の応急措置をとる。

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を講ずるに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

キ　危険物施設に対する保安

火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送、搬出を行う。

ク　防疫活動

災害によって汚染され､又は汚染が予想される地域の防疫を実施する。

ケ　広報活動

災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を行う

コ　応援要請等

ａ　災害の状況に応じ、住民を救護の業務に従事させる。

ｂ　災害の状況に応じ、相互応援協力締結の事業所又は他の市町村に対して応援を要請する。

ｃ　災害の状況に応じ、知事（後志総合振興局長）に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

（２）　小樽海上保安部

ア　情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害状況を迅速的確に把握するとともに、その情報を関係機関に連絡する。

イ　救助、救出及び避難

ａ　事故船に対し、災害局限措置を指導するとともに被災者の救援を行う。

ｂ　必要により沿岸住民、船舶に対する避難勧告及び避難救助を行う。

ウ　消防活動

消防機関と連絡を密にして、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行う。

エ　油の拡散防止及び回収除去

ａ　関係船舶、船主、代理店、臨海工場等に対し、流出防止措置、拡散防止措置及び除去について指導し、又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定めるところにより除去を命じる。

ｂ　流出油による急迫した危険防止のため、オイルフェンスの使用、油処理剤の散布等の応急措置をとる。

c　回収船による流出油の回収指導にあたる。

d　事故船からの油の抜取り指導にあたる。

e　流出油の漂着が予想される沿岸水域にオイルフェンス又は応急オイルフェンスの展張指導を実施する。

f　町及び民間業者に対する自衛措置の指導にあたる。

g　状況により事故船を移動させ付近地域の安全を図るとともに、災害の拡大防止の措置をとる。

h　状況により船体及び流出油の非常処分を考慮する。

オ　広報活動

a　民心の安全に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について適時適切に広報を行う。

b　船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、巡視船艇による巡回等によりその状況を周知する。

カ　海上交通規制

a　巡視船艇によりガス検知等を行い危険海域の警戒整理にあたる。

b　危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止を行う。

c　船舶交通の制限又は禁止を行う。

キ　その他

a　必要に応じ他部署の巡視船艇又は航空機の応援派遣を要請する。

b　臨港地区における災害で、海上からの応援が可能なときは、巡視船艇により協力する。

（3）　北海道運輸局

ア　海上輸送の連絡調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、運航事業者に航路、船舶又は輸送すべき人、物資等を指定して航海命令を発する

イ　港湾諸作業の調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、港湾運送事業者に公益命令を発して、緊急貨物取扱いの運送を行わせる。

（4）　札幌管区気象台

災害が発生した場合は、防災関係機関等の要請に基づき、予報（注意報を含む)、警報並びに情報等の必要とする情報を伝達する。

（5）　後志総合振興局

ア　情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害状況を把握するとともに関係機関に連絡する。

イ　高圧ガスに対する措置

港湾地区の高圧ガスが公共の安全維持、又は災害の発生の予防のため必要があると認めるときは、立入検査を実施するとともに、施設等の使用又は製造を一時停止させ、若しくは廃棄、移動することを命ずる。

ウ　連絡調整

港湾等防災対策が円滑に推進するよう、関係機関相互の連絡調整を行う。

エ　町に対する指示

被害の拡大防止等応急対策措置のため、町に対し必要な指示を行い、

又は他市町村の応援を指示する。

オ　自衛隊の派遣要請

災害の状況により、又は町の依頼により自衛隊の派遣を要請する。

カ　町に対する支援

災害の状況により、専門職員の派遣及び備蓄消火剤の支給等を行う。

（6）　余市警察署

ア　災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上必要な収集するとともに、関係機関と連絡を密にし、必要と認める場合は、その情報を積極的に通報する。

イ　救助救出

a　災害による危険箇所、避難立退き地域等を巡視して、避難に遅れた者の発見救助に努める。

b　関係機関の行う船舶被災者の救助、救出についてその作業に必要な場所の確保、交通規制、整理等を行い協力する。

ウ　避難

a　災害の発生により生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者に対し、早期に自主避難を行うよう勧告する。

b　急を要する場合には、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを指示する。（立退き指示をした場合は、町長（本部長）に通知する。また、町長（本部長）が立退きを指示した場合は、これに協力する。）

エ　警戒区域の設定

災害の発生により生命、身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、その区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。（警戒区域を設定した場合は、町長（本部長）に通知する。また、町長（本部長）又は消防職（団）員が警戒区域を設定した場合は、これに協力する。）

オ　道路交通規制

災害発生により道路における交通に危険が生ずるおそれがあるときは一時歩行者又は車両等の通行を禁止、又は制限する。

カ　犯罪の予防、鎮圧

a　避難した被災者の留守家庭及び避難所に対して必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。また、復旧物資をめぐる経済事犯の取締り、物資集積所の盗難等の予防、検挙に当たり、被災地域の治安を維持する。

b　被災地における補償、その他利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報して事故防止に当たる。

キ　危険物施設に対する治安

a　石油、火薬等の危険物については、災害を拡大するおそれが大きいので、その施設周辺の立入禁止、住民の避難その他危険防止について措置する。

b　関係機関の行う保安措置について積極的に協力する。

ク　広報活動

警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入検査、交通規制等その他治安維持に必要な事故について広報を行う。

（７）　後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所

《倶知安保健所（余市支所)》

災害時によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫・医療救護に関すること。

（８）　ＪＲ北海道（余市駅）

災害時における救助、救援物資の緊急輸送及び避難の輸送等に関し、関係機関の支援を行う。

（９）　ＮＨＫ小樽報道室、民放各社

民心安定のため災害時における災害救助、復旧の状況を随時放送する。

(10)　北海道電力株式会社余市営業所

災害時における住民生活、事業所等への電力の円滑な供給を図る。

(11)　その他の団体

ア　危険物関係施設等の管理者

ａ　災害時における危険物の保安に万全を期す。

ｂ　自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって、初期消火に努める等適切な措置を講ずる。

イ　日本水難救済会余市救難所

災害時において、自ら又は関係機関の求めに応じて水難者の救助に協力する。

６　災害に対処する体制

港湾区域及び臨港区域において大規模な船舶災害等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより、災害対策を推進するものとする。

７　相互応援計画

（１）　災害時においては、各関係機関相互又は企業間相互で必要に応じて応援し合うものとし、応援協定のある場合は、それに従うものとする。

（２）　自衛隊の派遣は、第５章第１６節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき要請するものとする。

８　防災訓練

港湾等における災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関が協力して港湾等防災対策訓練を行うものとする。

９　港湾防災資材の保有状況

港湾防災資材の保有状況については、**資料編 別表２４**のとおりである。

第２節　大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減

を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

（１）　大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進するものとする。

（２）　火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努めるものとする。

（３）　予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導するものとする。

（４）　防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導するものとする。

（５）　防火思想の普及

年２回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮するものとする。

（６）　自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進するものとする。

（７）　消防水利の確保

同時多発火災や地震時などには、水道施設や水道管の破損等により、消火栓の使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努めるものとする。

（８）　消防体制の整備

消防職員、消防団員の非常召集方法、消防部隊の編成及び運用、消防用機械･資機材の整備､災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

（９）　防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行うことに努める。

（10）　火災警報

町長は、後志総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第２２条に基づく火災警報を発令することができる。

２　災害応急対策

（１）　情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア　情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。

情報通信連絡系統図

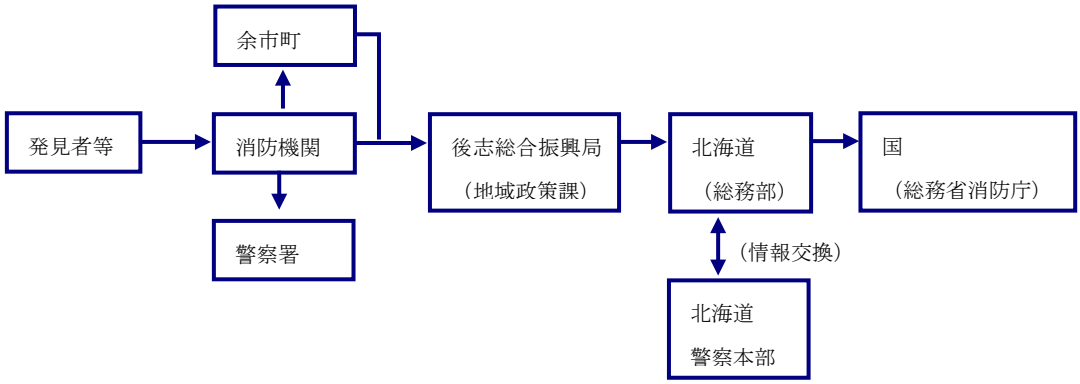

イ　実施事項

ａ　災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

ｂ　災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に関係機関に連絡するものとする。

ｃ　関係機関と相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

（２）　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町が被災者の家族等、地域住民に対して行う広報は、第５章第２節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ａ　災害の状況

ｂ　家族等の安否状況

ｃ　医療機関等の情報

ｄ　関係機関の実施する応急対策の概要

ｅ　その他必要な事項

イ　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項

についての広報を実施するものとする。

ａ　災害の状況

ｂ　被災者の安否情報

ｃ　医療機関等の情報

ｄ　関係機関の実施する応急対策の概要

ｅ　避難の必要性等、地域に与える影響

ｆ　その他必要な事項

（３）　応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を確立するものとする。

（４）　消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

ア　現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ　避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ　消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て効果的な活動を実施する。

また、地震発生直後にあっては、道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努めるものとする。

（５）　避難措置

町は、人命の安全を確保するため、第５章第３節「避難救助計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

（６）　救助救出及び医療救護活動等

町は、第５章第４節「救助救出計画」及び同章第１１節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、同章第１８節「行方不明者の捜索、遺体の収容処理及び埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

（７）　交通規制

町は、余市警察署等関係機関と協力して災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第５節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

（８）　自衛隊派遣要請

町長は、第５章第２５節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

（９）　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第２４節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

３　災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第９章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧をすすめるものとする。

第３節　林野火災予消防計画

林野火災の予防及びこれを消火するための対策事項は、本計画によるものとする。

１　実施組織

林野火災の予消防対策を推進するため、次の組織を設け、構成機関相互の連絡、情報交換、計画の実施及び指導等、予消防の円滑な実施を図るものとする。

（１）　名称

余市町林野火災予消防対策協議会

（２）　実施機関及び団体

余市町、後志総合振興局、後志森づくりセンター、石狩森林管理署（余市、小樽森林事務所)、北後志消防組合（余市消防署、余市消防団)、ようてい森林組合北後志事業所、余市警察署、余市町内各森林愛護組合（**資料編 別表２６**）

２　気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となることに鑑み、気象警報等を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

（１）　林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として、火災気象通報等の発表及び終了の通報をもって行うものとし、札幌管区気象台が次のとおり行う。

火災気象通報の種類	記載内容	備考
発表	通報を実施します	対象区域、予報期間、最大風速、実効湿度及び最小湿度の予想値として、定型化として通報する。
終了	通報を終了します	

なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりである。

地域名	通報基準
後志地方	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、もしくは平均風速で陸上 13m/s 以上を予想される場合。平均風速が基準以上であっても降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

（２）　伝達系統

気象官署から発表された通報の受領及び伝達は、第３章第１節「気象警報等の伝達計画」に準じ、次の林野火災気象通報伝達系統図により行うものとする。

［ 林野火災気象通報伝達系統図 ］

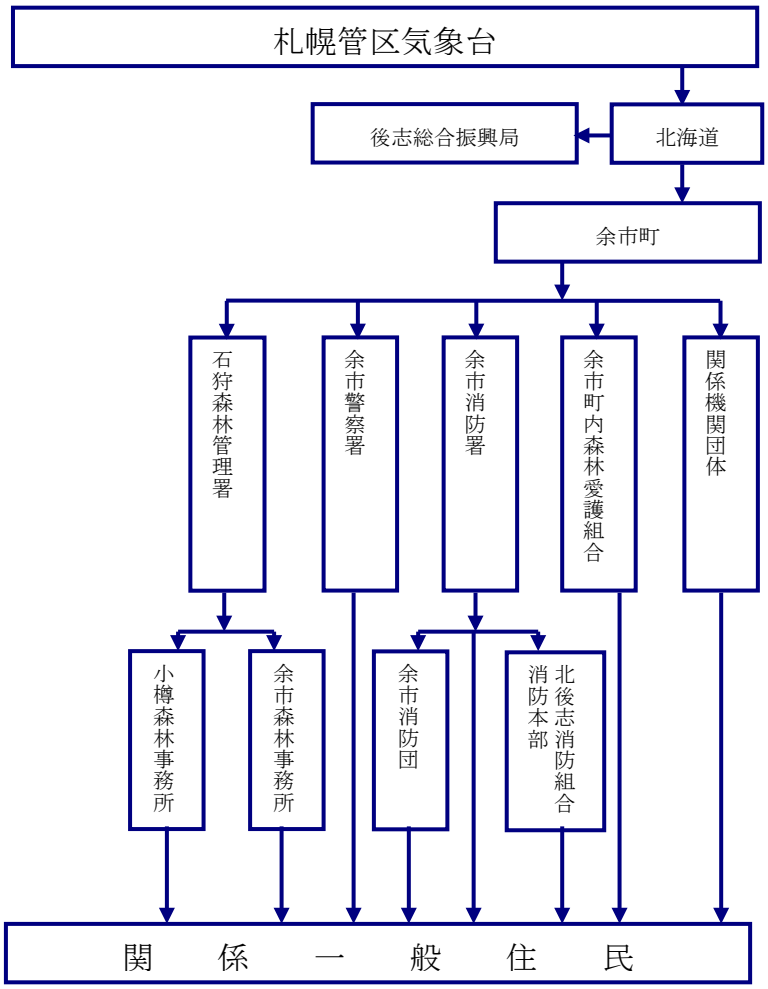

３　予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、次により対策を講じるものとする。

（１）　一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者に対して、次の事項を推進するものとする。

ア　入林者に森林所有者の承諾及び入林許可証の交付を受けるよう指導すること。

イ　タバコ、たき火による失火防止のため、防火意識の啓発を図ること。

ウ　掲示板等を設置し、注意を喚起すること。

（２）　火入れ対策

林野火災危険期間（概ね３月～６月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア　森林法（昭和２６年法律第２４９号）及び余市町火入れに関する条例（昭和５９年条例第１０号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ　火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
ウ　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
エ　火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

（３）　林内事業者対策

林内において事業を営む者は、次の防火体制を確立するものとする。
ア　火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置すること。
イ　事業箇所に、火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設け、標識及び消火設備を完備すること。
ウ　事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すること。
エ　道路整備等林内で事業を行うものは、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じること。

（４）　森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有林野より失火のないよう次の事項を実施するものとする。
ア　自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
イ　巡視員の配置
ウ　無許可入林に対する指導
エ　火入れに対する安全対策

４　林野火災消防対策

林野火災を最も短期間に容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止を図るため、関係機関は平常時から予防対策に万全を期し、火災発生の際は相互の緊密な連携のもとに早期消火を図るものとする。

（１）　情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

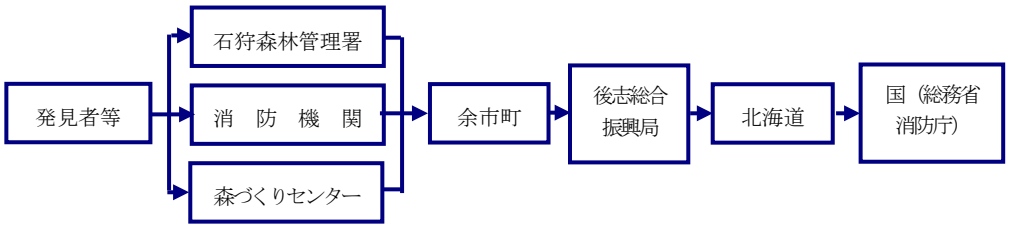

（２）　実施事項

ア　山火事を発見したときは、最も速やかな方法で消防機関に通報するとともに、関係機関に連絡するよう指導するものとする。
イ　消防機関は、直ちに他の関係機関と連絡をとり、速やかに鎮圧体制に入るものとする。
ウ　各森林愛護組合長は、所属組合長を動員し、消防機関の消火活動に協力するものとする。
エ　住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第５章第１９節「ヘリコプター等活用計画」に基づく、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
オ　延焼拡大の危険性があり、消火困難となったときは、知事（後志総合

振興局長）に対し、第５節第２４章「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

カ　道、町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害対応対策を実施できない場合は、第５章第２５節「広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他の市町村、他都道府県へ応援を要請するものとする。

第４節　海難予防及び救助計画

海上における人命及び財産を保護するための予防及び救助計画は、本計画の定めるところによる。

１　海難防止対策

（１）　海難防止推進機関

余市町、余市郡漁業協同組合

（２）　気象情報の常時把握

海難防止推進機関は、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、船主及び船長に対し早期避難、避泊を図ることを指導するものとする。

ア　放送の聴取

漁業気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の状況把握に努めること。

イ　漁業無線局による気象状況等の伝達

気象状況及び海上保安部からの荒天に対処する警告指導が出た場合等は、直ちに漁業無線局を通じ出漁船に対し、その状況を伝達するとともに適切な措置を講ずるよう指示するものとする。

（３）　海難防止の指導

海難防止推進機関は、公益社団法人北海道漁船海難防止・水難救助センター等とともに、船長及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

ア　海事法令等の違反防止

イ　船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

ウ　気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

エ　漁船乗組員の養成と資質の向上

オ　小型漁船の集団操業の励行及び相互救難体制の確立

カ　海難防止に関する意識の高揚

（４）　遊漁者の海難防止

遊漁者より出漁依頼を受けた船主及び船長は、自らが操業する場合と同等の出漁体制をとるものとし、過剰乗船及び荒天中の出漁等の防止を期するものとする。

２　救助対策

（１）　救助実施機関

小樽海上保安部、余市町、余市警察署

（２）　救助の実施

救助実施機関及び余市郡漁業協同組合は、海難による人命及び船舶を救

助するため、次により救助対策を実施するものとする。

ア　小樽海上保安部（海上保安庁法第２条）

a　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

b　海上保安部以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行うこと。

c　関係機関の救助活動の調整に関すること。

イ　余市町（基本法第６２条、水難救護法第１条、第２条、第６条）

a　避難船舶を認知した場合は、小樽海上保安部及び余市警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

b　救護のため必要あるときは、住民を召集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救護の指揮を行うこと。

ウ　余市警察署（水難救護法第４条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

エ　余市郡漁業協同組合

常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

（３）　救助協力機関

日本水難救済会余市救難所は、小樽海上保安部長及び町長から要請があった場合、又は自ら海難を認知した場合は、人命若しくは船舶を救助するものとする。

第５節　鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために実施する各種の応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（１）　情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し､又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は､次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

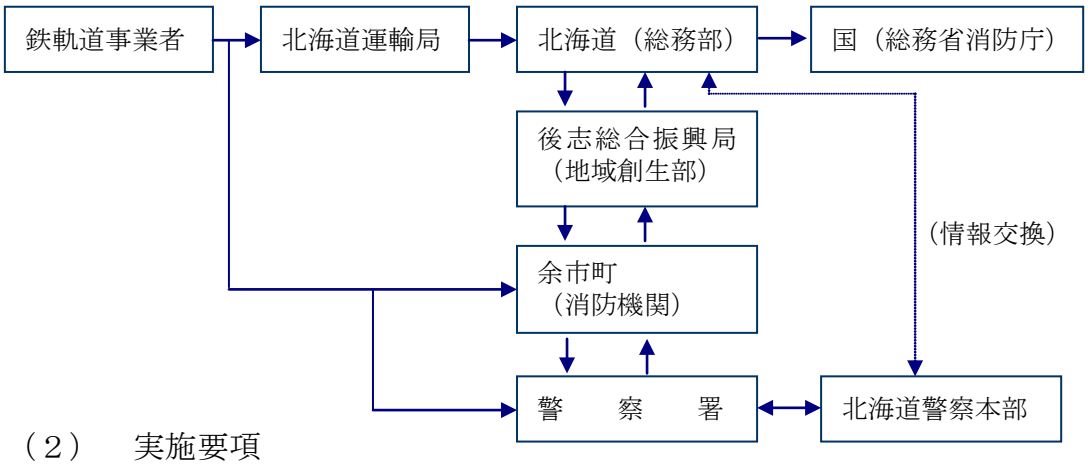

（２）　実施要項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

２　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第２節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（１）　実施機関

余市町（消防機関）、鉄軌道事業者、北海道、余市警察署

（２）　実施事項

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ａ　鉄道災害の状況
ｂ　家族等の安否情報
ｃ　医療機関等の情報
ｄ　関係機関の災害応急対策に関する情報
ｅ　その他必要な事項

イ　旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

ａ　鉄道災害の状況
ｂ　旅客及び乗務員等の安否情報
ｃ　医療機関等の情報
ｄ　関係機関の災害応急対策に関する情報
ｅ　施設等の復旧状況
ｆ　避難の必要性等地域に与える影響

ｇ　その他必要な事項

３　応急活動体制

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を整えるものとする。

４　救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第５章第４節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

５　医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第５章第１１章「医療救護計画」の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

６　消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

（１）　鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

（２）　消防機関

ア　消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ　消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等関係機関は、第５章第１８節「行方不明者の捜索、遺体の収容処理及び埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

８　交通規制

余市警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第５節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

９　危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第７節「危険物災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

１０　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第５章第２５節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

１１　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第２６節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

第６節　道路災害対策計画

１　基本方針

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

２　災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

（１）　トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

（２）　道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

（３）　道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

（４）　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

（５）　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要に措置を講ずるものとする。

（６）　道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

（７）　道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

（８）　道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

（９）　北海道警察は、道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

３　災害応急対策

（１）　情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア　情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ　実施事項

ａ　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

ｂ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ｃ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整を行うものとする。

（２）　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第５章第２節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

ａ　道路災害の状況
ｂ　家族等の安否情報
ｃ　医療機関等の情報
ｄ　関係機関等の災害応急対策に関する情報
ｅ　その他必要な事項

イ　道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車等の利用により、次の事項についての広報を実施する。

ａ　道路災害の状況
ｂ　被災者の安否情報
ｃ　医療機関等の情報
ｄ　関係機関の災害応急対策に関する情報
ｅ　施設等の復旧状況
ｆ　避難の必要性等、地域に与える影響
ｇ　その他必要な事項

（３）　応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

（４）　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第５章第４節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

（５）　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第５章第１１節「医療救護計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速､かつ､的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

（６）　消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア　道路管理者は、道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

イ　消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

ウ　消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

（７）　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第５章第１８節「行方不明者の捜索、遺体の収容処理及び埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

（８）　交通規制

道路災害時における交通規制については、第５章第５節「交通応急対策計画」の定めるところによるほか次により実施するものとする。

ア　道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

（９）　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第７節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10)　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第５章第２５節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(11)　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第２６節「広域応援計画」の定めるところにより、他の市町村、他の消防機関、道及び国へ応援を要請するものとする。

(12)　災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復

旧に努めるものとする。

ア　道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

イ　関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

ウ　類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

エ　災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

情報通信連絡系統図

1　国の管理する道路の場合

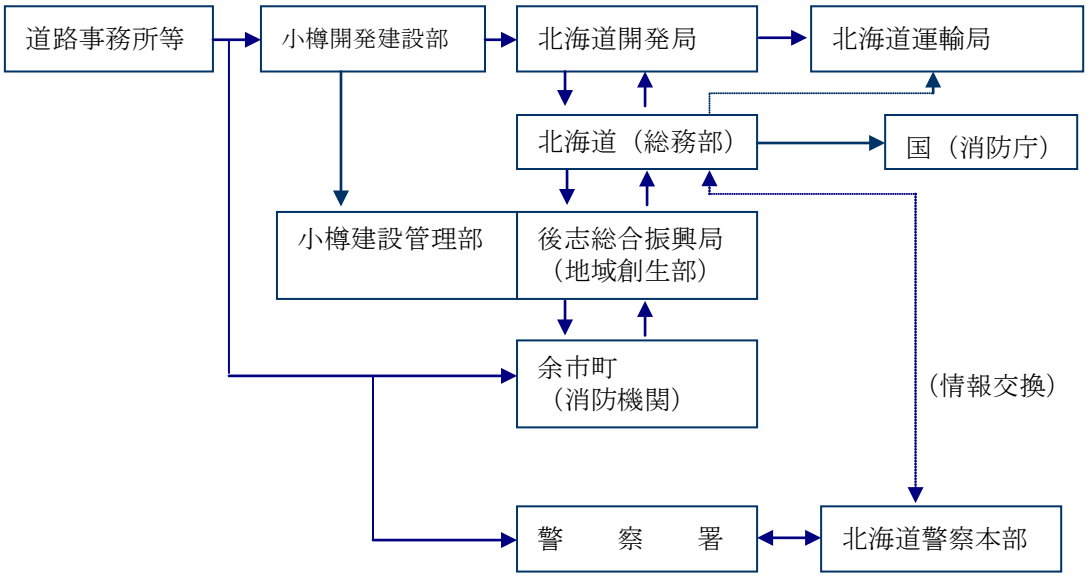

2　道の管理する道路の場合

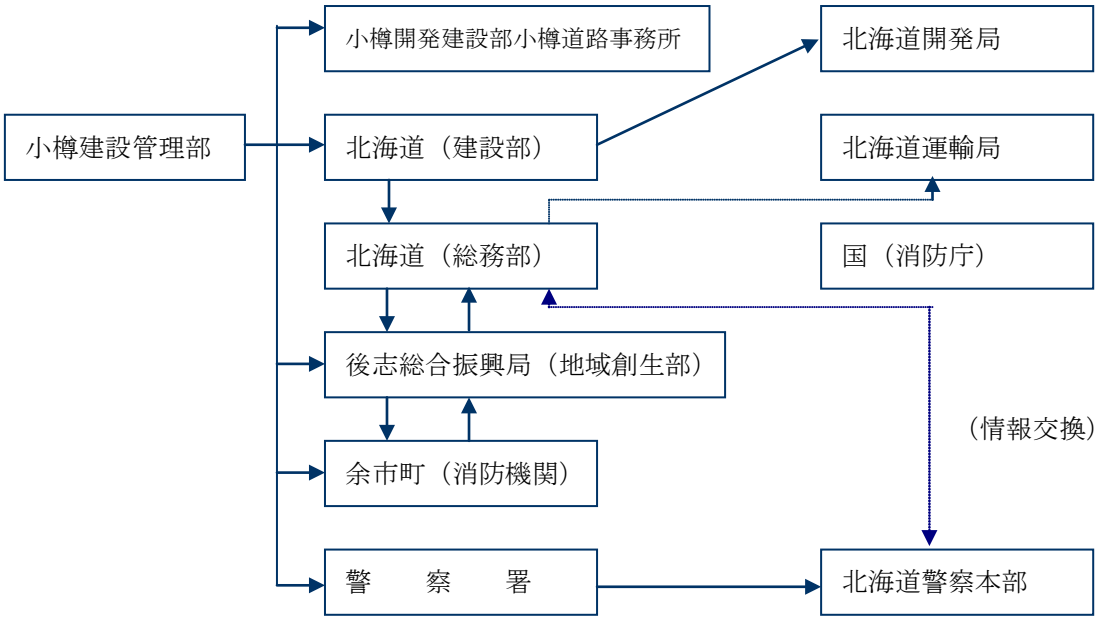

３　市町村の管理する道路の場合

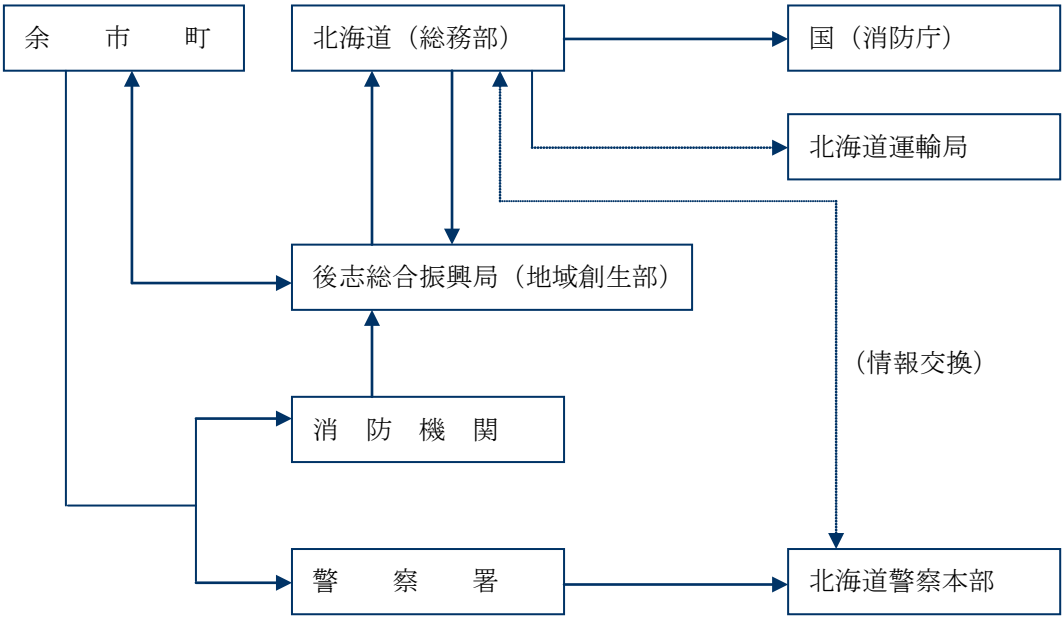

第７節　危険物等災害対策計画

１　基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については第８章第１節「港湾等防災対策計画」、電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策については「原子力災害対策編」によるものとする。

２　災害予防

（１）　危険物等災害予防

ア　消防機関は、消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　消防機関は、事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規定の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

（２）　火薬類、高圧ガス、毒物・劇物災害予防

消防機関は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

町内の危険物等貯蔵施設等所在地（**資料編　別表１３**）

３　災害応急対策

（１）　情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次のとおりとする。

ア　情報通信の連絡系統は、下記のとおりとする。

情報通信連絡系統図

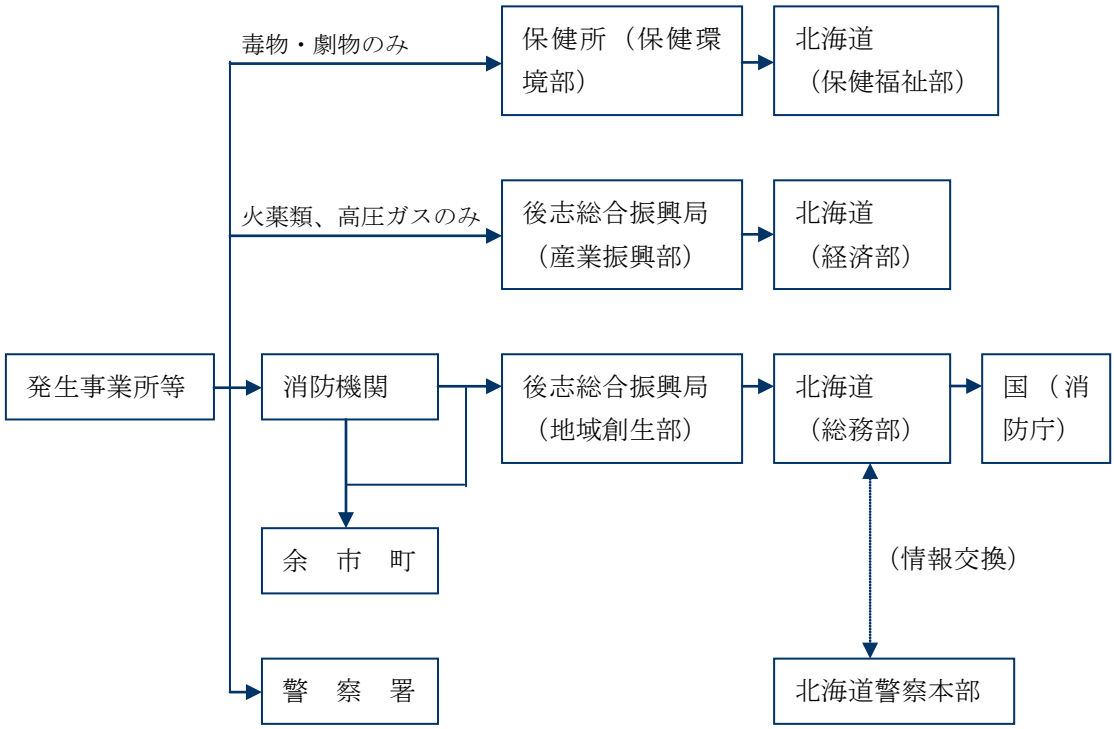

イ　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

ウ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

エ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

（２）　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第５章第２節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

ア　被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ａ　災害の状況

ｂ　被災者の安否情報

ｃ　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

ｄ　医療機関等の情報

ｅ　関係機関の実施する応急対策の概要

ｆ　その他必要な事項

イ　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

ａ　災害の状況
ｂ　被害者の安否情報
ｃ　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
ｄ　医療機関の実施する応急対策の概要
ｅ　関係機関の実施する応急対策の概要
ｆ　避難の必要性等、地域に与える影響
ｇ　その他必要な事項

（３）　応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整えるため、第２章第２節「応急活動体制」の定めるところにより応急活動体制を実施するものとする。

（４）　災害拡大防止

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

（５）　消防活動

ア　消防機関は、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適正な消防活動を実施するものとする。

イ　消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

（６）　避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第５章第３節「避難救助計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

（７）　救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第５章第４節「救助救出計画」及び同章第１１節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等関係機関は、第５章第１８節「行方不明者の捜索、遺体の収容処理及び埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

（８）　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第５節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

（９）　自衛隊派遣要請

町長は、第５章第２５節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

（10）　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第２６節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

第９章　災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され､当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

１　実施責任者

町長、その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

２　復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

（１）　公共土木施設災害復旧事業計画
　ア　河川
　イ　海岸
　ウ　砂防設備
　エ　林地荒廃防止施設
　オ　地すべり防止施設
　カ　急傾斜地崩壊防止施設
　キ　道路
　ク　港湾
　ケ　漁港
　コ　下水道
　サ　公園
（２）　農林水産業施設災害復旧事業計画
（３）　都市施設災害復旧事業計画
（４）　上水道災害復旧事業計画
（５）　住宅災害復旧事業計画
（６）　社会福祉施設災害復旧事業計画
（７）　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
（８）　学校教育施設災害復旧事業計画

（９）　社会教育施設災害復旧事業計画
(10)　その他災害復旧事業計画

３　災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね別表のとおりである。

４　激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び町は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

５　応急金融対策

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立直りを期するための応急金融対策は、第５章第２８節「災害応急金融計画」によるものとする。

（１）　生活対策に関する応急金融は、町民対策班が当たるものとする。
ａ　生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金
ｂ　母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による母子福祉資金等

（２）　住宅対策に関する応急金融は、建設対策班が当たるものとする。
住宅金融公庫法（昭和２５年法律第１５６号）による災害復興住宅建設補修資金、一般住宅個人住宅災害特別貸付金、住宅改良資金等

（３）　農林漁業対策に関する応急金融は、農林対策班及び水産対策班が当たるものとする。
ａ　農林漁業金融公庫法（昭和２７年法律第３５５号）による土地改良資金、林道改良、造成又は復旧資金、造林に必要な資金
ｂ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和３０年法律第１３６号）による融資
ｃ　自作農維持資金融通法（昭和３０年法律第１６５号）による自作農維持資金等

（４）　中小企業対策に関する応急金融は、商工対策班が当たるものとする。
中小企業振興資金による災害資金等

６　罹災証明書の交付

（１）　町
ア　町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
イ　町長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

（２）　消防機関

ア　町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。

イ　消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

７　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

（１）　被災者台帳の作成

ア　町長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

イ　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
⑥　援護の実施の状況
⑦　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑧　電話番号その他の連絡先
⑨　世帯の構成
⑩　町長が被災者台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合にはその提供先及び提供先に被災者台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑪　被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
⑫　その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

ウ　町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ　町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（２）　被災者台帳情報の利用及び提供

ア　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

①　本人（被災者台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同

意があるとき、又は本人に提供するとき。

② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で被災者台帳情報を内部で利用するとき。

③ 他の地方公共団体に被災者台帳情報を提供する場合において、被災者台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る被災者台帳情報を利用するとき。

イ 被災者台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

③ 提供を受けようとする被災者台帳情報の範囲

④ 提供を受けようとする被災者台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

⑤ その他被災者台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が被災者台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る被災者台帳情報を提供することができる。

ただし、その場合、提供する被災者台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を含めない。

（別表）

事業別国庫負担等一覧

	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河　川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海　岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1カ所　60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定する。 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道　路	国、道、市町村	橋梁、側溝、暗渠、路面、肩道路、渡船場	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港　湾	〃	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外かく施設(防波堤、水門、堤防) 係留施設(岸壁、浮標）等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁　港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水同、流域下水道、都市下水路	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の街路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
空港整備法	空　港	国、道、市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、証明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く)	1施設　120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農　地	道 市町村、土地改良区等	農地	1カ所　40万円以上	5/10(通常)、8/10～9/10(高率後)
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用施設 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設	1カ所　40万円以上	5/10～6.5/10(通常)、8/10～10/10(高率後)
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所　40万円以上	5/10～6.5/10(通常)、7.5/10～10/10(高率後)
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	土地改良事業法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業	1カ所　75万円以上	8.5/10(通常)、9/10～10/10(増嵩後)
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の６の規定に基づき土地改良区等に管理委託を了した施設	1カ所　2,000万円以上	8.5/10(通常)、9/10～10/10(増嵩後)
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	道、市町村、社会福祉法人日赤	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額１件につき80万円以上設備整備～災害復旧費協議額１件につき60万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2 または 1/3
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設	〃	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等	〃	1/2
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	〃	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日赤	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額１件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）設備整備～災害復旧費協議額１件につき60万円以上（保育所については、30万円以上）	1/2 または 1/3
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	道、市町村、社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額１件につき80万円以上	〃
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	道、市町村、非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	施設整備～災害復旧費協議額１件につき８０万円以上	1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医両機関	災害復旧所要額１件につき60万以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
公立学校施設災害復旧費国庫負担金	公立学校	道、市町村	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の施設	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島 4/5)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街　路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道　120万円以上 市町村　60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が３万m^3以上であるもの、又は２千m^3以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量２千m^3以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村　60万円以上	〃
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1）下水道		公共下水道並びに都市下水路の配水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2）都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3）公　園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
	4）宅　地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		1/2

第１０章　防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、基本法４８条の規定に基づき、町長（災害予防責任者）は単独、又は関係機関と協力して、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練を行うものとする。

１　訓練実施機関

訓練は余市町防災会議の構成機関、指定地方行政機関、北海道及びその他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等（以下、「防災関係機関等」という。）の災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

２　訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

（１）　水防訓練
（２）　消防訓練
（３）　救難救助訓練
（４）　情報通信訓練
（５）　非常召集訓練
（６）　総合訓練
（７）　災害図上訓練
（８）　その他災害に関する訓練

３　防災訓練の実施方法など

各訓練の実施内容等については、その訓練種目ごとに関係機関と協議し、その都度実施要領を定めるものとする。

４　北海道防災会議が主唱する訓練

北海道防災会議が策定した計画に基づく防災訓練を実施するものとする。

５　防災訓練の参加協力

防災訓練の実施に当たっては、水防協力団体、ボランティア等関係防災機関の協力及び要配慮者を含めた住民の積極的な参加を得て実施するものとする。

第１１章　防災知識の普及・啓発及び自主防災組織の育成等に関する計画

防災活動を的確かつ円滑に実施するため、防災関係者及び一般住民等に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

また、災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災各関係機関の防災対策の推進はもとより、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要であることから、地域の実情に応じた自主防災組織育成の推進を図るものとする。

１　防災知識の普及・啓発

（１）　普及・啓発を要する事項
- ア　余市町地域防災計画の概要
- イ　気象、地震、津波等の知識
- ウ　自助（備蓄）の心得
- エ　防災の心得
  - a　台風襲来及び地震、津波等の発生時の措置
  - b　避難時の措置（避難所、携帯品等）
  - c　被災後の応急措置
  - d　要配慮者対策、自主防災組織づくり
  - e　その他
- オ　火災予防の心得
- カ　その他必要な事項

（２）　普及・啓発の方法
- ア　防災訓練、防災関連行事等への参加
- イ　ラジオ、テレビ放送
- ウ　広報紙や新聞等への掲載
- エ　パンフレット等の配布
- オ　広報車の巡回
- カ　講演会や講習会等の開催

（３）　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等､普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

２　地域住民による自主防災組織

大規模災害が発生した場合、特に地震などの災害は広い範囲にわたり、通信、交通網の途絶や多発する火災などの二次災害等、様々な悪条件が重なることなどにより、町や防災各関係機関の活動能力が低下することが考えられる。

この様な事態において災害による被害の防止又は軽減を図るためには、災害時の初期において、地域の人々が、自ら出火防止、初期消火、被災者の救

出救護、避難協力等を行い、被害の拡大を防ぎ生命を守るために力をあわせて活動することが大変重要なことであり、その活動の核となる地域住民による自主防災組織の育成が求められている。

そのため、町は自主防災組織の育成推進策として、次により普及・啓発活動を行うものとする。

（１）　自主防災組織の育成

ア　防災訓練の実施

イ　講習会、講演会の開催

ウ　パンフレットの配布

エ　その他

（２）　自主防災組織の編成

町には町内一円に区会が結成されており、地域住民が一致団結して、消防団との連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障害者等の要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう、区会等の組織を活用した協力体制の確立を図るものとする。

３　自主防災組織の活動

（１）　平常時の活動

ア　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

イ　防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得するものとする。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ａ　情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練

ｂ　消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術の習得

ｃ　避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるように実施

ｄ　救出教護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等の習得

ｅ　図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して､想定される災害に対し､地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上訓練の実施

ウ　防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、区会等の組織を活用した協力体制の確立のもと､防災点検を行うものとする。

エ　防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行うものとする。

（２）　非常時及び災害時の活動

ア　情報の収集伝達

災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するものとする。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

・　連絡をとる防災関係機関
・　防災関係機関との連絡のための手段
・　防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たるものとする。

イ　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにするものとする。

ウ　救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、２次災害に十分注意し、救出活動に努めるものとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送するものとする。

エ　避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難所へ誘導するものとする。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ　給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには､組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力するものとする。

４　事業所等の防災組織

多数の住民が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所に

おいて、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに、防災要因等の資質の向上に努めるものとする。その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。また、防火管理者、危険物取扱者など防災上責任を有する者には、講習会等により資質の向上を図るものとする。

５　地区防災計画

（１）　目的

地区防災計画は、コミュニティーレベルでの防災活動を推進し、町による防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図るものである。

町の防災活動と地区居住者等による防災活動が、効果的に連携したものとするために、本計画において、その考え方を定める。

（２）　地区防災計画に基づく防災活動の主体及び防災活動の対象範囲

地区防災計画に基づいて防災活動を行う防災活動の主体やその対象範囲については、各地区の特性に応じて、従来の自主防災組織を構成する町内会単位での作成を前提とするとともに、必要に応じ町内の事業者、小中学校等多数の人が利用する施設管理組織などを想定する。

なお、地区防災計画に基づく防災活動が地区居住者等によって主体的かつ継続的に実施されることが重要であることから、以下の事項に留意して地区防災計画を策定する。

ア　地区居住者等が計画作成当初の段階からの参加

イ　地区居住者等の参加意識の醸成

ウ　地区居住者等と十分な連携のもと、町防災計画と地区防災計画の整合

エ　地区居住者等の意見を広く取り入れ、主体的かつ継続的な地域防災力の向上に向けた取組

（３）　地区防災計画の見直し

地区防災計画の見直しは、当該地区防災計画に係る地区居住者等が主体的に継続的な見直しを行う。町防災会議においては、当該見直しの内容が実体を伴った実効性のあるものになっているか等の観点から、十分考慮の上、適切な対応を行う。

また、町は、町地域防災計画見直し等による検討を加える際に、地区の特性、地区防災計画の運用状況等を踏まえ、地区防災計画の見直しを行うことについて、地区居住者等に働き掛けを行う。

（４）　地区防災計画に基づく防災活動に対する支援

地区防災計画に基づく当該地区居住者等による防災活動が、地区居住者等の主体性を損なうことなく、実効性のあるものとなるよう適切な支援に努める。

（５）　地区防災計画に関する計画提案

ア　計画提案の手続

①　計画提案

地区居住者は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案すること（以下「計画提案」という。）ができる。

計画提案の手続は以下のような場合が考えられるが、当該自主防災組織等のメンバーは、計画に基づき、実際に防災活動を実施できる体制にあることが必要である。

(ｱ)　実際に防災活動を行う地区居住者等が共同して計画提案を行う場合

(ｲ)　自主防災組織との役員等が、共同して、当該地区の計画提案を行う場合

②　計画提案を行うことができる者であることを証する書類の提出

共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、町防災会議に提出しなければならない。

なお、「計画提案を行うことができる者であることを証する書類」とは、地区居住者等であることを証する書類であり、具体的には、居住者であれば住民票等、事業者であれば法人の登記事項証明書等とする。

イ　計画提案がなされた場合の町防災会議の判断基準

計画提案がなされた場合、町防災会議においては、当該計画提案を踏まえて、町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるか否かを判断する。

計画提案においては、地区居住者等が提案主体となるが、計画策定の趣旨は目的１～４に掲げるところであり、町防災会議においては、これらの趣旨を踏まえ、当該計画提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、当該地区に係る地区防災計画を定める。

ただし、原則として、極めて対象範囲が限定された防災計画や、防災活動の内容が地域防災計画の内容にそぐわない計画等については、町地域防災計画に定めるに必要がないものであると判断するが、町は地区居住者等による計画提案に係る地区防災計画素案作成等の支援に努める。

６　地域防災力の充実強化

（１）　町は、地域防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。

（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第７条第２項）

（２）　地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する具体的な事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

参 考 資 料

参考資料１

余市町防災会議条例

昭和３７年１２月２８日
条例第３５号
改正　平成１２年３月６日条例第３号
平成１５年６月１７日条例第１６号
平成２４年９月２８日条例第１６号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、余市町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　地域防災計画を作製し、及びその実施を推進すること。

（２）　町長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

（２）　北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

（３）　北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

（４）　町長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　北後志消防組合余市消防署長及び北後志消防組合余市消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号、第７号及び第８号の委員の定数は、

３人以内、５人以内、３人以内、２人、５人以内及び５人以内とする。

７　第５項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年３月６日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年６月１７日条例第１６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２８日条例第１６号）

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料２　　余市町災害対策本部条例

昭和３７年１２月２８日
条例第３６号
改正　平成９年３月２６日条例第５号
平成２４年９月２８日条例第１７号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、余市町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（班）

第３条　本部長は必要と認めるときは、本部に班を置くことができる。

２　班に属するべき本部員は、本部長が指名する。

３　班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　班長は班の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年３月２６日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２８日条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料３

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第２１条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（２）　当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（３）　応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

（２）　地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（３）　北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（４）　応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　陸上応援　消防隊、救助隊又は救急隊による応援

（２）　航空応援　回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第６条　市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第７条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下、「要請側」という。）の長から他の市長等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

（１）　陸上応援要請

ア　第１要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第２要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市長等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

ウ　第３要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

（２）　航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

２　陸上応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

３　前項の陸上応援要請のうち、第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援隊の派遣）

第８条　前条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前条第３項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第１０条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

（１）　応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

（２）　車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

（３）　車両及び機械器具の修理費

（４）　消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

２　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

３　応援側の長は、第２項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第１１条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

（１）　土地、建物、工作物等に対する損害賠償

（２）　一般人の死傷に伴う損害賠償

２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第１３条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附　則

この協定は、平成３年４月１日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各１通を保有する。

平成３年２月１３日

別表

地　域	構　　成　　市　　町　　等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合消防本部、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

記名・押印（略）

参考資料４　　北海道広域消防相互応援協定覚書

（趣旨）

第１条　この覚書は、北海道広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第１３条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（代表消防機関の選定）

第２条　協定第４条に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、別表１に定める消防本部とする。

（応援隊等の登録）

第３条　協定第６条の規定により登録する応援隊等及び資機材は、別表２に掲げるとおりとする。

（応援要請の方法）

第４条　協定第７条に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

（１）　災害の種別、発生場所及び災害の状況

（２）　応援隊の種別及び隊数並びに資機材

（３）　応援隊の集結場所

（４）　航空隊の着陸可能な場所及び給油体制

（５）　航空隊の誘導方法

（６）　災害現場付近の気象状況

（応援隊派遣の通知の方法）

第５条　応援隊を派遣する場合の通知は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

（１）　応援隊の最高指揮者の職・氏名

（２）　応援隊の出発時刻及び到着予定時間

（３）　応援隊の派遣経路

（総括代表消防機関及び道知事への連絡）

第６条　地域代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、総括代表消防機関に直ちにその旨を連絡するものとする。

（１）　第２要請の要請があった場合

（２）　第２要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合

２　総括代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

（１）　前項第１号に規定する要請の連絡及び第３要請の要請があった場合

（２）　前項第２号に規定する派遣の通知の連絡及び第３要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合

３　航空応援の要請を受けた市町等は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

（１）　航空応援要請の要請を受けた場合

（２）　航空隊を派遣する場合

（応援隊到着時の報告等）

第７条　応援隊の最高指揮者は、当該応援隊が災害現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者に対し、直ちに次に掲げる事項を報告するものとする。

（１）　応援消防本部名及び最高指揮者の職・氏名

（２）　応援隊の種別及び隊数並びに資機材

２　応援隊の最高指揮者は、前項の規定による報告後、要請側の現場最高指揮者から直ちに次に掲げる事項を確認するとともに、必要な指示を受けるものとする。

（１）　災害の状況

（２）　活動方針

（３）　活動中の消防隊等の隊数及び活動概要

（４）　応援隊の活動範囲及び任務

（５）　使用無線周波数

（６）　安全管理上の注意事項

（応援隊引揚げ時の報告）

第８条　応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者から引揚げの指示があった場合は、次に掲げる事項を報告したのち引き揚げるものとする。

（１）　応援隊の活動概要

（２）　隊員の負傷の有無

（３）　車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無

（応援活動の報告）

第９条　応援側の消防長は、応援隊が帰署したときは、速やかに応援活動の概要を応援活動報告書（様式１）により要請側の消防長に報告しなければならない。

（経費の請求）

第１０条　応援側の長が協定第１０条第３項の規定により応援に要した経費を請求するときは、応援経費請求書（様式２）により行うものとする。

（協議）

第１１条　この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の消防長が協議して決定するものとする。

附　則

この覚書は、平成３年４月１日から施行する。

この覚書の成立を証するため協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各１通を保有する。

平成３年２月１３日

別表１（第２条関係）

１　地域代表消防機関

地　域	構　　成　　市　　町　　等
道西地域	全国消防長会北海道支部道西地区協議会　区長所在消防本部
道南地域	全国消防長会北海道支部道南地区協議会　区長所在消防本部
道央地域	全国消防長会北海道支部道央地区協議会　区長所在消防本部
道北地域	全国消防長会北海道支部道北地区協議会　区長所在消防本部
道東地域	全国消防長会北海道支部道東地区協議会　区長所在消防本部

２　総括代表消防機関

総括代表消防機関	全国消防長会北海道支部　支部長所在消防本部

別表２（略）

様式１・２（略）

参考資料５　　後志管内災害発生時応援協定覚書

１　趣旨

この応援協力覚書は、後志管内（以下「管内」という。）における災害等発生時の消防・救急・救助業務を迅速・的確かつ円滑に運営するため必要な事項について定めるものとする。

２　災害情報の連絡等

（１）　発災地の消防長は、災害情報を迅速に掌握し速やかに管内消防本部に対し連絡するものとする。

（２）　災害情報の連絡を受けた管内消防本部は、直ちに指揮者等を派遣し、消防部隊等（以下「応援隊」という。）の応援派遣等必要な事項について発災地で協議するものとする。

３　応援要請の方法

（１）　応援の要請は。「北海道広域消防相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき行うものとする。

（２）　上記以外で、発災地の消防長が応援隊の増強が必要と認めたときは管内の消防本部に応援を要請するものとする。

４　応援隊の派遣

（１）応援の要請を受けた消防長（以下「応援側」という。）は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

（２）応援隊を派遣したときは、対策本部及び現場指揮本部に指揮者を派遣するものとする。

（３）各消防長は、応援可能な消防隊等並びに資機材等をあらかじめ登録するものとする。

５　応援隊の指揮

（１）　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（２）　災害時の現地指揮体制の組織は別に定める。

６　応援経費の負担

応援経費の負担は、応援協定第１０条の規定を準用するものとする。

７　第二次災害発生時の応援体制の確立

災害活動中、新たに火災等の災害が発生した場合を想定し、応援協定に基づく申し合わせ事項により応援協力体制を確立するものとする。

８　訓練の実施

（１）　管内消防機関相互の意志の疎通を図るため毎年 1 回合同訓練を実施するものとする。

（２）　合同訓練の実施ができない場合は、図上訓練を実施するものとする。

９　協議

この覚書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、そのつど協議して決定するものとする。

附　則

この覚書は、平成８年６月１日から施行する。

この覚書の成立を証するため本書４通を作成し、記名押印のうえ消防本部において各１通を保有する。

覚書締結　平成８年５月３０日

小樽市消防本部	消防長
北後志消防組合消防本部	消防長
羊蹄山ろく消防組合消防本部	消防長
岩内寿都地方消防組合消防本部	消防長

災害現地指揮体制

本 部 長	発災地	消防本部	消　防　長
副本部長	発災地	消防本部	次　　長
	発災地	消防本部	署　　長
	応　援	消防本部	消　防　長

本部付		発災地	消防機関	担当者
（指揮班）	班長	発災地	消防本部	担当指揮者
	補助	応援	消防本部	担当指揮者
（救急班）	班長	発災地	消防本部	担当指揮者
	補助	応援	消防本部	担当指揮者
（救急班）	班長	発災地	消防本部	担当指揮者
	補助	応援	消防本部	担当指揮者
（消火班）	班長	発災地	消防本部	担当指揮者
	補助	応援	消防本部	担当指揮者

様式第１号

地域	種別 / 消防本部	消防隊																		救助隊		救急隊	航空隊		支援隊 注
		水槽付ポンプ車含ポンプ車	はしご自動車	屈折はしご自動車	化学消防車	大型化学消防車	大型高所放水車	大型水槽車	電源照明車	高発泡車	無線中継車	資材搬送車	泡原液搬送車	消防用特殊作業車	特殊消防対策車	林野火災工作車	人員輸送車	雪上車	指揮照明車	支援車	救助器具積載車 救助工作車	水難救助隊 注	救急車	ヘリコプター		
後志地区	北後志消防組合	1 (2)																			1		1			2 (4)
	小樽市消防本部	2 (3)	1	1	1			1				1					1				1 (2)		1 (2)			4 (6)
	羊蹄山ろく消防組合	1 (2)																			1		1			(2)
	岩内寿都地方消防組合	1			1																		1			2

（注）水難救助隊及び支援隊の欄は、人員数を記載すること。
（注）（ ）内数値は、後志管内で災害が発生した時のみ応援可能な登録台数を示す。
- 支援隊は、人数
- 応援隊数は、登録数に限定されず、その時の実情による

様式第２号

登録資機材通知書

地域	種別 / 消防本部	救命索発射銃	油圧救助器具	空気式救助器具	救助用担架	河搬式ウインチ	エアーツール	エンジンカッター	ガス溶断器	チェンソー	削岩機	赤外線カメラ	ファイバースコープ	空気呼吸器用ボンベ	酸素呼吸器用ボンベ	可搬式放水砲	排煙機	放射線測定器	放射線防護服	耐熱服	救命ボート	船外機	潜水器具一式	再圧缶潜水病用	化学消火薬剤空中化学	油処理剤	油吸着剤マット	簡易水槽	空中消火用水のう	空中消火薬剤攪拌機	高発泡装置	オイルフェンス	多目的エアーテント	防毒衣	水中無線機	コンクリートチェンソー	サーチカム	地中音響探知機	夜間用暗視装置	充電式鉄筋カッター
後志地区	北後志消防組合	1	2					3	1	3				60											1,400	240	200	1												
	小樽市消防本部	1	2	1	1	2	1	2	1	2	2			228	4		1	1		6					5600	1,000	40	2					2						
	羊蹄山ろく消防組合	1	1	1	1	2	2	3	1	1	1			40	4					4	1	1			280	750		2											
	岩内寿都地方消防組合		1			1		1	1					14	2										1,000	180													

（注）水難救助隊及び支援隊の欄は、人員数を記載すること。

参考資料６　　災害時における葬祭用品の供給に関する協定

北海道（以下、甲という。）と北海道葬祭業協同組合（以下、乙という。）は、災害救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた市町村（以下、丙という。）の業務を支援するため、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内において災害が発生した場合において、北海道地域防災計画に基づき、甲が乙に葬祭用品の供給について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、丙からの要請、その他災害時において葬祭用品を供給する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲の要請を受けたときは、丙の指示により指定された遺体収容所等へ葬祭用品の供給等について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第３条　第２条の要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合、甲は、乙の会員に対し、直接協力を要請することができる。

（搬送）

第４条　葬祭用品の搬送は、乙が行なうものとする。但し、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の要請に基づいて、葬祭用品を供給したときは、その実施内容を丙に報告するものとする。

２　甲並びに丙は、この協定に基づく葬祭用品の供給が円滑に行なわれるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができる。

（実施細目）

第６条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（他都府県への応援）

第７条　甲が、被災した他の都府県から葬祭用品の供給に関する応援を行うために、乙に葬祭用品の確保について協力要請を行なった場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成１４年３月２９日から適用する。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、それぞれの記名押印の上、その１通を保管する。

平成１４年３月２９日

甲　札幌市中央区北３条西６丁目
　　北海道知事
乙　札幌市中央区皆見 16 条西 9 丁目 2-5-304
　　北海道葬祭業協同組合
　　理事長

○災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、平成１４年３月２９日に締結した災害時における葬祭用品の供給に関する協定（以下、協定という。）第６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

（葬祭用品の範囲）

第２条　協定第１条に規定する甲が供給を要請する葬祭用品の範囲は、次のとおりとする。

（１）　内張り棺（衣装、納棺セット等を含む）

（２）　骨つぼ等その他必要な事項

（要請手続き）

第３条　協定第２条に規定する甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行なうものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。

（１）　要請を行ったものの職・氏名

（２）　要請する棺等葬祭用品の品目、数量

（３）　丙の担当者、連絡先

（４）　履行の期日及び場所

（５）　その他必要な事項

２　甲が乙に要請する文書は、別記様式１（省略）のとおりとする。

（業務計画）

第４条　乙は、甲の要請があったとき、適切に措置できるよう業務計画を策定するものとし、これを甲に提出するものとする。

（報告書）

第５条　協定第５条第１項に規定する報告は、次に掲げる次項を口頭または電話等で速報し、事後、文書により行うものとする。

（１）　供給した棺等葬祭用品の品目、数量

（２）　従事者の氏名

（３）　その他必要な事項

２　乙が甲に報告する文書は、別記様式（省略）のとおりとする。

（経費の額）

第６条　乙が供給する葬祭用品の額は、災害救助法に規定する埋葬費用を限度とする。

参考資料７　　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村をいう。以下同じ。）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項及び第６８条第１項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１７条第１項及び第１８条第１項若しくは同法第１８３条において準用する第１７条第１項及び第１８条第１項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

（２）　被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

（３）　避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供およびあっせん

（４）　避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣

（５）　被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん

（６）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第６条　応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

（１）　第１要請　被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請

（２）　第２要請　被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請

（３）　第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

（１）　被害の種類及び状況

（２）　第２条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

（３）　第２条第３号に掲げる車両等の種類、規格及び台数

（４）　第２条第４号に掲げる職員の職種別人員

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　応援の期間

（７）　前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

２　応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

３　前２項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援の経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

２　応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（自主応援）

第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

３　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。但し、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第１０条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）

第１１条　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

２　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成２０年６月１０日から施行する。

平成９年１１月５日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成２０年６月１０日

北　海　道　　北海道知事

北海道市長会　　北海道市長会長

北海道町村会　　北海道町村会長

別表

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

参考資料８　　災害時の医療救護活動に関する協定書

災害対策基本法（以下「災対法」という。）及び災害救助法（以下「救助法」という。）並びに余市町防災計画（以下「防災計画」という。）に定めるものの他、災害時における医療救護活動を円滑に行うため、余市町（以下「甲」という。）と余市医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

第１条　甲は災害発生状況に応じて医療救護活動が必要であると認めるときは、乙に対して出動を要請するものとする。

第２条　乙は、前条の要請があったときは、医師等で医療班を編成し、医療救護活動にあてるものとする。

第３条　医療救護活動は、甲が設置する避難所又は救護所等において実施するものとする。

第４条　医療救護活動の業務は、次のとおりとする。

（１）　傷病者に対する応急処置

（２）　後方医療施設への移送の要否及び移送順位の決定

（３）　死亡の確認

第５条　甲は、医療救護活動に際し次のことを行う。

（１）　医薬品の備蓄

（２）　医療班の輸送

（３）　医薬品の輸送

（４）　救護所等の設営

第６条　この協定に基づき乙が医療救護活動に要した費用及び旅費等は甲が支弁するものとし、費用の範囲及び旅費等の額は、災害救助法に規定する費用の範囲内の額とする。

第７条　この協定に基づき甲が要請した医療救護活動に伴い生じた損失及び損害については、災対法及び救助法の適用があった場合を除き、甲が負担するものとする。

この場合における損失及び損害補償の基準は、救助法の適用があったものとして、同法に定める諸規定により算出される額の範囲で、別に甲乙協議の上定める。

第８条　この協定の円滑な運営をはかるため、甲乙必要と認めた場合、甲乙及びその他関係機関をもって構成する医療救護活動運営連絡会を設置することができるものとする。

第９条　本協定に定めていない事項については、甲乙とも誠意をもって協議するものとする。

第１０条　本協定の有効期間は、昭和６３年１１月１日から１年間とする。

ただし、有効期間の１箇月前までに甲乙いずれからも意思表示のない場合は、協議満了の翌日から向こう１箇年間更新を行ったものとし、以後同様に更新を継続していくものとする。

上記協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙押印の上各１通を保管するものとする。

昭和６３年１１月１日

甲　住所　北海道余市郡余市町朝日町26番地
　　氏名　余 市 町 長

乙　住所　余市郡余市町黒川町７丁目13
　　氏名　余市医師会会長

参考資料９

国道２２９号通行止め時の公の施設の相互利用に関する協定書

（目的）

第１条　この協定書は、大雨等により国道２２９号（余市町～積丹町間）が通行止めになり古平町・積丹町及び余市町の住民を、一時的に３町各々の施設に収容する際の相互利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（公の施設の相互利用）

第２条　３町は各々２以上の収容施設を指定（別表１）し、通行止めの際は相互の利用に供させるものとする。

（経費の負担）

第３条　各町の施設における諸費用については、次のとおり清算するものとする。

（１）　各施設における施設使用料は、無償とする。

（２）　現物支給品（食事、寝具借上等）に係る経費は、各町の施設を利用した町民数で按分するものとする。

（事務局）

第４条　この協定の実施に伴う連絡調整・経費清算等のための事務局を古平町企画財政課に置くものとする。

（協定の期間）

第５条　この協定は、平成１１年４月１日から平成１２年３月３１日までとする。

２　この協定期間満了前に解約の通知がないときは、期間満了の翌日から引き続き１年間効力を有するものとし、以降満了のときも同様とする。

（補則）

第６条　この協定に定めのない事項については、必要に応じてその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し各町長記名押印のうえ、各１通保管する。

平成１１年３月２６日

余 市 町 長
積 丹 町 長
古 平 町 長

（別表１）

町名	施　設　名	住　　所	電話番号
余市町	福祉センター	余市町富沢町５丁目１３番地	２２－６２２８
余市町	水産加工研修センター	余市町富沢町６丁目１１７番地	２３－６２１６
積丹町	総合文化センター	積丹町大字美国町字船澗４８番地１２	４４－２１１１
積丹町	研修センター	積丹町大字美国字小泊１１５番地	４４－３４２１
古平町	文化会館	古平町大字浜町４０番地２	４２－２５９０
古平町	漁港会館	古平町大字港町（古平漁港埋立地）	４２－２１２８

参考資料１０

災害時における被災車両等の移動に関する協力協定

余市町（以下「甲」という。）と社団法人札幌地方自動車整備振興会余市支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災車両の移動に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、余市町の区域内に地震、風水害その他の大規模災害並びに武力攻撃事態及び緊急対処事態が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して被災車両を迅速に移動し的確な応急対策を実施するとともに災害情報の共有と平常時からの防災意識を高めるために必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は、災害時において甲から要請があった場合、次に掲げる事項について可能な範囲で協力する。

（１）　自走が困難となった車両の移動及び一時保管

（２）　災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

（３）　その他可能な協力

２　乙は平常時において、会員事業所周辺で見聞きした異常現象などの情報を甲に提供するよう努めるものとする。

（協力事項の発効）

第３条　前条第１項に定める災害時の協力は、原則として甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む）を設置し、乙に対して要請を行ったときに実施する。

（費用負担）

第４条 この協定に基づく活動に要する費用は、乙の負担とする。

（情報交換）

第５条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（効力）

第６条　この協定の有効期間は平成２０年３月３１日までとする。

２　この協定の有効期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれかから解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生んだ事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１９年７月１３日

甲　余市郡余市町朝日町２６番地
余　市　町
余市町長

乙　社団法人　札幌地方自動車整備振興会余市支部
支 部 長

参考資料１１

災害時等における水道の応急対策に関する協定書

余市町（以下「甲」という。）と余市管設備協会（以下「乙」という。）とは、災害時等における水道の応急対策の協力（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、余市町地域防災計画に基づき、甲が行う水道応急活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応急活動の要請）

第２条　甲は、余市町地域防災計画に基づき水道応急活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対して応急活動を要請するものとする。

（応急活動の業務）

第３条　応急業務は次のとおりとする。

（１）　応急給水作業

（２）　応急復旧作業

（３）　応急　資材の供出

（４）　その他、応急対策に必要な作業

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により、甲から要請を受けた場合は、その要請を乙に加入する会員に指示し、会員は他の業務に優先して協力するものとする。

２　乙は、前条の規定による水道応急活動の実施にあたっては、速やかに対処するため、事前に応急活動時の組織、動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

（指揮命令等）

第５条　応急活動に係る指揮命令及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（報告）

第６条　乙は、甲より要請された応急活動を完了したときは、直ちに応急活動報告書（様式１．２．３）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　乙または乙の会員が、第３条の規定に要した経費は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲乙は、この協定に関する連絡責任を、甲においては、余市町建設水道部水道課長、乙においては、会長とする。

２　連絡責任者は、協力要請の円滑化を図るため、災害等が発生したときは、速やかに緊

密な情報交換を行うものとする。

（契約及び支払い）

第９条　応急活動に係る請負契約等は、甲と乙との間で締結する。

２　前項の経費は、乙が応急活動に参加した乙の会員を集約のうえ、一括して請求事務を執り行うものとする。

（労災補償・損害賠償）

第１０条　応急活動において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、乙の会員の労災保険により、必要な補償を行うものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の日の １ 月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間延長され、以後も同様とする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１９年１０月９日

甲　　余　市　町　長

乙　　余市管設備協会
会　長

参考資料１２

災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定

余市町（以下「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、余市町の区域内に地震、豪雨、豪雪、暴風、その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、その他の大規模な事故により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して、災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第３条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない範囲で、保有商品の供給に対する協力について積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第５条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定実施細則（以下「実施細則」という。）で定める品目から、災害の状況等に応じて指定する。

（要請手続等）

第６条　甲の乙に対する要請手続きは、実施細則で定める様式の文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後、実施細則で定める文書を提出するものとする。

２　甲から乙への要請経路等は、実施細則で定める。

３　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう日頃から点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第７条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第８条　第４条及び第７条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については甲が負担する。

（経費の請求）

第９条　前条に規定する経費は、乙が商品の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等により、甲に一括請求するものとする。

（経費の支払い）

第１０条　甲は、前条に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）
第１１条　甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。
（情報の収集・提供）
第１２条　甲は、災害時において、町民に対し応急生活物資の配付場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。
２　甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等の情報交換を行うものとする。
３　甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。
（生活物資の安定供給）
第１３条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、町民生活の早期安定に寄与するよう、町民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲は、それに積極的に協力をするものとする。
（その他必要な支援）
第１４条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
（法令の遵守）
第１５条　この協定の施行にあたっては、大規模小売店舗立地法（平成１０年６月３日号外法律第９１号）その他の法令の規定を遵守するものとする。
（協議）
第１６条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。
（雑則）
第１７条　この協定の実施に関し、必要な細部手続は、双方協議して実施細則に定めるものとする。
（適用）
第１８条　この協定は、平成１９年１１月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１９年１１月１日

甲　余市郡余市町朝日町２６番地
余　市　町
余市町長

乙　札幌市白石区本通２１丁目南１番１０号
イオン北海道株式会社
代表取締役社長

参考資料１３

災害発生時における余市町と余市町内郵便局の協力に関する協定書

余市町(以下「甲」という。)と余市町内郵便局(以下「乙」という。)は、余市町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める災害をいう。

(協力要請)

第２条　甲及び乙は、余市町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償配布

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

工　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担するものとする。

２　前項の規定による要請した者が負担すべき金額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。
(防災会議への参加)
第７条　乙は、業務の遂行に支障のない範囲内において、甲が開催する防災会議に出席するものとする。
(防災訓練等への参加)
第８条　乙は、業務の遂行に支障のない範囲内において、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
(連絡責任者)
第９条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　余市町防災担当課長
乙　日本郵便株式会社　余市郵便局長
(協議)
第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
(有効期間)
第11条　この協定の有効期間は、平成２７年９月１日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、翌年度の４月１日から３月３１日までの期間において、この協定は、効力を有するものとし、以後も同様とする。
(その他)
第12条　災害時における余市町と郵便事業株式会社余市支店の協力に関する協定書（平成２０年２月１２日締結）及び災害発生時における余市郵便局と余市町の協力に関する協定書（平成２０年６月１９日締結）は、この協定を締結したときをもって、解約したものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年　９月　１日

甲　住所
余市郡余市町朝日町２６番地
代表　余市町長　　嶋　　保

乙　住所
余市町内郵便局
代表　日本郵便株式会社　余市郵便局長
大川　由朗　　印

参考資料１４

奈良県五條市・北海道余市町相互応援協定書

奈良県五條市と北海道余市町は、昭和４１年から始まった五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校生徒による農業実習をとおして培われた交流を踏まえ、今後のさらなる交流の発展・拡大による連携強化に資するため、異常な自然現象による大規模な災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、当該災害により被害を受けた奈良県五條市及び北海道余市町（以下、「協定市町」という。）の応急対策が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、協定市町のいずれかの区域内において災害が発生し、被災者の救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は協定市町の過剰な負担にならない範囲内のものとする。

(1)　被災者の支援に必要な物資及び機材の提供

(2)　食糧、飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供

(3)　被災者を一時収容するために必要な施設の提供

(4)　災害応急対策の実施に必要な職員の派遣

(5)　災害支援ボランティアのあっせん

(6)　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第３条　協定市町が応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らか

にして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

(1)　被害の状況及び要請内容

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する職員の職種、人数等

(4)　応援を受ける場所及び集結場所（経路を含む）

(5)　応援を受ける期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　協定市町は、応援の要請を受けた場合は、実施可能な応援について回答するとともに、速やかに応援を実施するものとする。

２　協定市町は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（連絡窓口）

第５条　協定市町は、必要な情報等の相互提供により応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（指揮権）

第６条　応援を行う協定市町（以下、「応援協定市町」という。）の職員が応援に従事するときは、応援を受ける協定市町（以下、「被災協定市町」という。）の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として、被災協定市町の負担とする。

２　前項の規定によりがたいときは、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第８条　応援協定市町の職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援協定市町が負担するものとする。

２　応援協定市町の職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災協定市町への往復途中において生じたものを除き、被災協定市町がその賠償の責務を負うものとする。

（情報の交換）

第９条　協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

第10条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、協定市町が記名押印の上、それぞれその１通を保有する。

平成２６年　５月３０日

奈良県五條市長　太田好紀

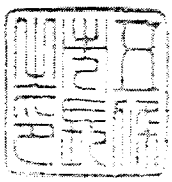

北海道余市町長

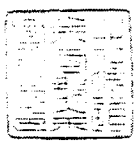

参考資料１５　　災害時における応急対策活動に関する協定書

余市町（以下「甲」という。）と余市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における住民の生命、身体及び財産の保護並びに住民生活の安全の確保に必要な応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　　的）

第１条　この協定は、災害時において余市町地域防災計画に基づき応急対策活動を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、余市町地域防災計画に基づき応急対策活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）　応急対策活動の実施期間及び場所

（２）　応急対策活動の内容

（３）　その他必要な事項

（応急対策活動の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

（１）　住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業

（２）　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、倒木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業

（３）　甲が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業

（４）　緊急を要する甲が管理する道路、河川等の施設の機能の確保等のための応急復旧作業

（５）　緊急を要する建設資機材又は労力（以下「建設資機材等」という。）の調達及び輸送

（６）　その他甲が必要と認める応急作業

（応急対策活動の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により、甲から要請を受けた場合は、乙に所属する会員（以下「所属会員」という。）に指示し、応急対策活動を実施するものとする。

２　乙は、前条の規定による応急対策活動の実施にあたっては、速やかに対処するため、事前に応急対策活動時の組織、動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

（指揮命令等）

第５条　応急対策活動に係る指揮命令及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（実施報告）

第６条　乙は、第４条第１項の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、文書をもって報告することができない場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）　応急対策活動の実施期間及び場所

（２）　応急対策活動の内容

（３）　応急対策活動に従事した所属会員名

（４）　応急対策活動に使用した建設資機材等の内訳

（５）　その他必要な事項

（経費の負担）

第７条　乙の応急対策活動の実施に要する経費は、甲が負担する。

２　経費の算出方法については、災害時の当該地域における通常の実経費を基準として、甲、乙協議して定める。

（契約の締結）
第８条　甲は、第４条第１項により応急対策活動を所属会員に実施させることとした場合には、余市町の関係規定に基づき、所属会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。
（補償及び賠償）
第９条　所属会員が、応急対策活動の実施に伴い、所属会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、所属会員の労災保険等により、必要な補償を行うものとする。
２　所属会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償をするものとする。
（連絡責任者）
第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。
２　連絡責任者は、協力要請の円滑化を図るため、災害時のときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。
（建設資機材等の報告）
第１１条　甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、所属会員の保有する建設資機材等（労力を含む。）の数量について報告を求めることができるものとする。
（効力）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。
（その他）
第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２２年４月２３日

甲　余市町
余市町長　上　野　　盛

乙　余市建設業協会
会　長　　中　村　公　彦

参考資料１６

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、余市町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第１条　この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第２条　この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

２　この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第３条　乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第４条　甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

（１）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

（２）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合

（３）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

２　甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第５条　前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）土木施設等の被害状況の把握

（２）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

（３）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第６条　乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）
第７条　甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）
第８条　この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）
第９条　この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）
第１０条　この申合せは、平成２２年5月31日から適用するものとする。

平成２２年 5 月31日

甲　　北海道開発局長

乙　　余 市 町 長

参考資料１７

災害時協力協定書

余市町（以下「甲」という。）と財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、余市町内において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、余市町内における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

（１）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動

（２）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査

（３）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第４条　甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）応急対策活動の実施期間及び場所

（２）応急対策活動の内容

（３）その他必要な事項

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第５条　乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速

やかに文書を提出するものとする。

（１）応急対策活動の実施期間及び場所

（２）応急対策活動の内容

（３）その他必要な事項

（費用負担）

第６条　乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）

第７条　乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

（協定の有効期限）

第８条　この協定の有効期限は、締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２２年１０月２７日

甲　余市郡余市町朝日町２６番地
余市町
余市町長

乙　札幌市西区発寒６条１２丁目６番１１号
財団法人　北海道電気保安協会
理事長　菅伸之

参考資料１８

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

余市町（以下「甲」という。）と小樽地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　災害時において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

（１）甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油

（２）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先提供

（３）乙等が取り扱う物資（前２号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等

（４）乙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供

（５）乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供

（６）乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

２　前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第１号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第２条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

（報告手続）

第３条　乙等は、第１条第１項第１号から第３号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第２号様式）を提出するものとする。なお、同項第４号から第６号までの協力を行った場合においては、乙等が把握できる範囲内において、同様式により報告するものとする。

（経費の負担）

第４条　第１条第１項第１号から第３号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、災害発生時直前における通常の価格を基準として甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）
第５条　甲は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）
第６条　乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）
第７条　第１条第１項各号に掲げる協力により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（協力体制の構築）
第８条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。
２　乙は、支援する組合員と非組合員（未加入業者）の明確化を期するため、毎年４月１日現在の組合員名簿を、甲に提出するものとする。
３　甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

（協定の有効期間）
第９条　本協定の有効期間は協定締結日から平成２５年３月３１日までとし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは毎年度更新するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２４年１１月７日

甲　北海道余市郡余市町朝日町２６番地
余市町長　嶋　保

乙　北海道小樽市色内１丁目２－１８
協和浜ビル
小樽地方石油業協同組合
理事長　荒田一正

参考資料１９

災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書

積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の各町村（以下「甲」という。）と札幌地区トラック協会北後志支部（以下「乙」という。）は、甲の区域内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に定める武力攻撃災害（同法第１７２条第２項に定める緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な物資の緊急・救援輸送に関して、次のとおり協定を締結する。

（輸送の要請）

第１条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明示して「緊急・救援輸送要請書」（別記第１号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（１）災害の状況及び応援を要請する事由
（２）応援を必要とする期間及び輸送区間
（３）輸送品目及び数量
（４）必要とする車両の車種ごとの数及び人員
（５）物資の積み込み場所及び引渡し場所
（６）その他参考となる事項

（実施）

第２条　乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する輸送事業者を指定し（以下「指定輸送事業者」という。）緊急・救援輸送を行うものとする。

（報告）

第３条　乙は、緊急・救援輸送を実施した場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第２号様式）により報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）緊急・救援輸送を行った指定輸送事業者
（２）輸送に従事した車両の車種ごとの数及び登録番号並びに人員
（３）走行距離
（４）輸送期間及び輸送区間
（５）輸送品目及び数量
（６）物資の積み込み場所及び引渡し場所
（７）その他

（物資の運搬等）

第４条　甲は、第１条の規定により要請した物資等の引渡し場所に人員を派遣し、物資等を確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第５条　甲が要請した緊急・救援輸送に係る運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。以下同じ。）は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準とし、甲乙が協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第６条　乙は、甲に提出した第３条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（事故等）

第７条　乙が使用する車両が故障、その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換して、その運行を継続しなければならない。

２　乙は、緊急・救援輸送に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第８条　乙が実施した第３条の緊急・救援輸送により、自らの責任に帰する理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその賠償の責任を負うものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

２　甲又は第三者に与えた損害の起因が明らかに災害による場合においては、甲が負担するものとする。

３　責任の所在が不明確な場合においては、甲乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第９条　物資の緊急・救援輸送に従事した者の責めに帰することが出来ない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状況になった場合は、指定輸送事業者が補償するものとする。

（情報交換）

第10条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から１年間とし、その有効期間の満了日までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは、有効期間の満了日の翌日から１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書６通を作成し、甲乙署名の上、各１通を保有するものとする。

平成２８年３月２８日

甲　積丹町

積丹町長　松井秀紀

古平町

古平町長　本間順司

仁木町

仁木町長　佐藤聖一郎

余市町

余市町長　嶋　保

赤井川村

赤井川村長　赤松　宏

乙　札幌地区トラック協会北後志支部

支部長　井川昌寛

参考資料２０

大規模災害時等の連携に関する協定書

小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の各市町村（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第１１旅団第１１特科隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。）に際して相互に連携し、迅速かつ円滑に災害応急対策を行い、各市町村民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（平素における連携）

第１条　情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

第２条　情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の災害応急救援活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民避難予定地、ヘリコプター離発着場適地、活動拠点適地等）を共有するものとするとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を交換する等連携を図るものとする。

第３条　防災訓練、会議等への参加

１　甲及び乙は、甲又は乙が主催する防災訓練、防災に関する諸会議等に積極的に参加するものとする。

２　甲及び乙は、防災訓練を実施する場合は、効果的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練内容の検証により必要に応じて災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策実施体制の整備等を図るものとする。

第４条　防災関係資機材等の通知

甲は、乙の災害応急救援活動を円滑にするため、甲の保有する防災関係資機材等の保有状況を乙に通知するものとする。

（初動における連携）

第５条　初動対応

甲及び乙は、大規模災害発生時の初動において、次の事項により連携し、対応するものとする。

１　大規模災害の発生が予想される場合の対応

(1)　甲は、大規模災害の発生が予想され、自衛隊に災害派遣を要請する可能性があると判断する場合、乙の迅速な災害派遣に資するため、速やかに災害等の状況、見通し等を乙に連絡するものとする。

(2)　乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の災害等の状況・見通し等の認識の共有を図るため、必要に応じて甲の災害対策本部が設置されている場所等に連絡幹部を派遣するものとする。

２　大規模災害の発生が突発的な場合の対応

(1)　甲は、災害の発生が突発的で、文書による要請が困難な場合においては、口頭又は電話等を用いる等、時宜に適した手段をもって乙に要請するものとする。

(2)　乙は、災害の発生が突発的で、災害応急救援活動が特に急を要し、通信の途絶等により、甲からの災害派遣の要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義とした災害応急救援活動を開始する。この場合において、乙は速やかに甲との連絡を確保するため、連絡幹部を甲の災害対策本部が設置されている場所等に派遣する等、甲との密接な連携の下に災害応急救援活動を実施するよう努めるものとする。

３　活動拠点の提供

甲は、乙が災害応急救援活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、乙と協議して、当該活動拠点設置のための場所を乙に提供するものとする。

（災害応急対策活動における連携）

第６条　乙が実施する災害応急救援活動

災害派遣時の乙が実施する災害応急救援活動は、被災者の生命・身体の安全を守るための活動を最優先で実施するものとする。

第７条　災害応急救援活動実施期間の調整

甲及び乙は、乙が実施する災害応急救援活動の実施期間、派遣の規模・内容等について継続的に調整するものとする。

第８条　経費の負担等

１　災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急救援活動に要する費用は、次に定めるものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

(1)　災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費用並びに記録に関する費用

(2)　災害応急救援活動中に発生した賠償に係る費用

２　乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和３３年１月１０日総理府令第１号）」によるほか、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（その他）
第９条　協　議
　この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書を７通作成し、甲乙両署名捺印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年１月２３日

甲　　小樽市
小樽市長　中松義治

積丹町
積丹町長　松井秀悠

古平町
古平町長　本間順二

仁木町
仁木町長　佐藤聖一郎

余市町
余市町長　嶋保

赤井川村
赤井川村長　赤松宏

乙　　陸上自衛隊　第１１旅団　第１１特科隊
隊　長　関口

沿　革	昭和４０年４月	作　成
	昭和５５年４月	修　正
	平成　２年１月	修　正
	平成　７年９月	修　正
	平成　９年９月	修　正
	平成１６年３月	修　正
	平成１７年４月	修　正
	平成２２年２月	修　正
	平成２５年３月	修　正
	平成２８年９月	修　正

余 市 町 地 域 防 災 計 画

余 市 町 防 災 会 議

編集・発行　余市町総務部地域協働推進課
〒 046-8546
余市郡余市町朝日町２６番地
TEL　0135-21-2142
FAX　0135-21-2144